

平成25年

上砂川町議会会議録

第1回 定例会
予算特別委員会

上砂川町議会

平成25年第1回定例会

第1号(3月8日)

議事日程	8
会議録署名議員	9
開会の宣告	9
開議の宣告	9
会議録署名議員指名について	9
会期決定について	9
諸般の報告	9
数馬 尚の空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告	9
斎藤勝男の第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	10
斎藤勝男の第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告	10
副議長の中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会結果報告	10
議長の石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告	11
議長の第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	11
例月出納検査結果報告(12・1・2月分)	11
町長行政報告	11
教育長教育行政報告	12
発議第1号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	12
発議第2号 上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則制定について	12
議案第5号 上砂川町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について	14
議案第6号 上砂川町債権管理条例制定について	15
議案第7号 福祉医療センターの指定管理者制度導入に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	16
議案第8号 上砂川町特別会計条例の一部を改正する条例制定について	17
議案第9号 地域主権改革一括法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	18
議案第10号 上砂川町営球場の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	19
議案第11号 権利の放棄について	20
議案第12号 石狩川流域下水道効果促進事業(汚泥等受入施設建設事業)に対する支援に関する事務の委託に関する規約の制定について	21
議案第13号 平成24年度上砂川町一般会計補正予算(第6号)	22
議案第14号 平成24年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	28
議案第15号 平成24年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	29
議案第16号 平成24年度上砂川町土地開発造成事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	30
議案第17号 平成24年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算(第1号)	31
議案第18号 平成24年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)	32

議案第19号	平成24年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	33
議案第20号	平成24年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)	34
町政執行方針		37
教育行政執行方針		42
散会の宣告		45

第2号(3月11日)

議事日程		47
会議録署名議員		48
開議の宣告		48
会議録署名議員指名について		48
発議第1号	上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)	48
発議第2号	上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則制定について(原案可決)	48
議案第5号	上砂川町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について(原案可決)	49
議案第6号	上砂川町債権管理条例制定について(原案可決)	49
議案第7号	福祉医療センターの指定管理者制度導入に伴う関係条例の整理に関する条例制定について(原案可決)	49
議案第8号	上砂川町特別会計条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)	49
議案第9号	地域主権改革一括法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について(原案可決)	50
議案第10号	上砂川町営球場の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定について(原案可決)	50
議案第11号	権利の放棄について(原案可決)	50
議案第12号	石狩川流域下水道効果促進事業(汚泥等受入施設建設事業)に対する支援に関する事務の委託に関する規約の制定について(原案可決)	50
議案第13号	平成24年度上砂川町一般会計補正予算(第6号)(原案可決)	51
議案第14号	平成24年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)(原案可決)	51
議案第15号	平成24年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(原案可決)	51
議案第16号	平成24年度上砂川町土地開発造成事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)(原案可決)	52
議案第17号	平成24年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算(第1号)(原案可決)	52
議案第18号	平成24年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)(原案可決)	52
議案第19号	平成24年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)(原案可決)	52
議案第20号	平成24年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)(原案可決)	53
議案第21号	平成25年度上砂川町一般会計予算	53

議案第22号 平成25年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	53
議案第23号 平成25年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算	53
議案第24号 平成25年度上砂川町土地取得事業特別会計予算	53
議案第25号 平成25年度上砂川町下水道事業特別会計予算	53
議案第26号 平成25年度上砂川町水道事業会計予算	53
予算特別委員会設置及び付託について	60
休会について	60
散会の宣告	61

第 3 号（3月14日）

議事日程	63
会議録署名議員	63
開議の宣告	63
会議録署名議員指名について	63
町政執行方針に対する質疑	63
大内 兆 春	63
町長 貝田 喜雄	64
川岸 清 彦	66
町長 貝田 喜雄	67
数馬 尚	68
町長 貝田 喜雄	69
高橋 成 和	70
町長 貝田 喜雄	71
教育行政執行方針に対する質疑	73
大内 兆 春	73
教育長 林 智明	73
高橋 成 和	74
教育長 林 智明	75
伊藤 充 章	76
教育長 林 智明	77
休会について	78
散会の宣告	78

第 4 号（3月19日）

議事日程	80
会議録署名議員	80
開議の宣告	80
会議録署名議員指名について	80

予算特別委員会委員長報告	80
議案第21号 平成25年度上砂川町一般会計予算（原案可決）	80
議案第22号 平成25年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（原案可決）	80
議案第23号 平成25年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）	80
議案第24号 平成25年度上砂川町土地取得事業特別会計予算（原案可決）	80
議案第25号 平成25年度上砂川町下水道事業特別会計予算（原案可決）	80
議案第26号 平成25年度上砂川町水道事業会計予算（原案可決）	80
調査第1号 所管事務調査について（許可）	82
追加日程について	83
意見書案第1号 平成25年度地方財政対策に関する意見書（原案可決）	83
意見書案第2号 自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書（原案可決）	84
意見書案第3号 泊原発の再稼働の断念と大間原発の建設工事の中止を求める意見書（原案可決）	85
意見書案第4号 中小企業の再生・活性化策の充実強化を求める意見書（原案可決）	86
閉会の宣告	87

平成25年第1回定例会予算特別委員会

第1号（3月15日）

議事日程	89
委員長挨拶	89
開会の宣告	89
開議の宣告	89
町長挨拶	89
予算特別委員会の日程について	90
予算審査の方法について	90
予算審査資料の提出について	91
その他	91
議案第21号 平成25年度上砂川町一般会計予算（原案可決）	91
散会の宣告	114

第2号（3月18日）

議事日程	116
開議の宣告	116
議案第22号 平成25年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（原案可決）	116
議案第23号 平成25年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）	118
議案第24号 平成25年度上砂川町土地取得事業特別会計予算（原案可決）	119
議案第25号 平成25年度上砂川町下水道事業特別会計予算（原案可決）	120

議案第26号 平成25年度上砂川町水道事業会計予算（原案可決）	121
閉会の宣告	123
出席議員	124
説明のため出席した者	125
事務局職員出席者	125

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 5 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3 月 8 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午後 2 時 0 5 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- | | | |
|-----|---|---|
| 第 1 | 会議録署名議員指名について | ルエンザ等対策本部条例制定について |
| 第 2 | 会期決定について
3 月 8 日～3 月 1 9 日
1 2 日間 | 第 9 議案第 6 号 上砂川町債権管理条例制定について |
| 第 3 | 諸般の報告
1) 議会政務報告
2) 空知中部広域連合議会第 1 回定例会結果報告（数馬議員）
3) 第 1 回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（斎藤議員）
4) 第 1 回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告（斎藤議員）
5) 中空知広域市町村圏組合議会第 1 回定例会結果報告（副議長）
6) 石狩川流域下水道組合議会第 1 回定例会結果報告（議長）
7) 第 1 回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告（議長）
8) 例月出納検査結果報告（1 2・1・2 月分） | 第 1 0 議案第 7 号 福祉医療センターの指定管理者制度導入に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
第 1 1 議案第 8 号 上砂川町特別会計条例の一部を改正する条例制定について
第 1 2 議案第 9 号 地域主権改革一括法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
第 1 3 議案第 1 0 号 上砂川町営球場の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
第 1 4 議案第 1 1 号 権利の放棄について
第 1 5 議案第 1 2 号 石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託に関する規約の制定について
第 1 6 議案第 1 3 号 平成 2 4 年度上砂川町一般会計補正予算（第 6 号）
第 1 7 議案第 1 4 号 平成 2 4 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
第 1 8 議案第 1 5 号 平成 2 4 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
第 1 9 議案第 1 6 号 平成 2 4 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業 |
| 第 4 | 町長行政報告 | |
| 第 5 | 教育長教育行政報告 | |
| 第 6 | 発議第 1 号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について | |
| 第 7 | 発議第 2 号 上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則制定について | |
| 第 8 | 議案第 5 号 上砂川町新型インフ | |

- 勘定) 補正予算 (第1号)
- 第20 議案第17号 平成24年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第21 議案第18号 平成24年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算 (第2号)
- 第22 議案第19号 平成24年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第23 議案第20号 平成24年度上砂川町水道事業会計補正予算 (第2号)
※ 発議第1号~第2号、議案第5号~第20号までは、提案理由・内容説明までとする。
- 第24 町政執行方針
- 第25 教育行政執行方針

○会議録署名議員

8番	大内兆春
1番	伊藤充章

◎開会の宣告

○議長 (堀内哲夫) おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。

理事者側につきましては、清野福祉医療センター参事が病気休職中のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成25年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

(開会 午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長 (堀内哲夫) 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長 (堀内哲夫) 日程第1、会議録署名議員

指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、8番、大内議員、1番、伊藤議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎会期決定について

○議長 (堀内哲夫) 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの12日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (堀内哲夫) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月19日までの12日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長 (堀内哲夫) 日程第3、諸般の報告を行います。

議政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでありますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告について、数馬議員。

○5番 (数馬 尚) 平成25年空知中部広域連合議会第1回定例会が去る2月25日、空知中部広域連合広域介護予防支援センターで開催されましたので、ご報告いたします。

審議した議件につきましては、選挙第1号 議長の選挙について。選挙第2号 副議長の選挙について。議案第1号 平成24年度空知中部広域連合一般会計補正予算 (第2号)。議案第2号 平成24年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算 (第2号)。議案第3号 平成24年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算 (第2

号)。議案第4号 平成24年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算(第2号)。議案第5号 平成25年度空知中部広域連合一般会計予算について。議案第6号 平成25年度空知中部広域連合介護保険事業会計予算について。議案第7号 平成25年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計予算について。議案第8号 平成25年度空知中部広域連合障害支援事業会計予算について。議案第9号 空知中部広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例。議案第10号 空知中部広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例。議案第11号 空知中部広域連合介護保険被保険者の利用者負担金の特例に関する条例及び空知中部広域連合障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例。議案第12号 空知中部広域連合広域計画の変更についてであります。

結果といたしまして、慎重審議の結果、議長に浦白町議会阿部議長、副議長に新十津川町議会議長谷川議長がそれぞれ選任されたほか、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

なお、関係書類は事務局に保管しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 次、第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告と第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告について、斎藤議員。

○4番(斎藤勝男) 平成25年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時につきましては、平成25年3月5日午前10時より開催しております。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室でございます。

議件につきましては、議案第1号 平成24年度

砂川地区保健衛生組合会計補正予算。議案第2号

平成25年度砂川地区保健衛生組合会計予算。議案第3号 砂川地区保健衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。報告第1号 例月出納検査報告。

この結果、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されております。

なお、関係書類については議会事務局に保管しておりますので、ご参照よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 斎藤議員、引き続きお願いたします。

○4番(斎藤勝男) 平成25年第1回砂川地区広域消防組合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時につきましては、平成25年3月5日午前11時より開催しております。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件につきましては、報告第1号 専決処分分報告について。議案第1号 平成24年度砂川地区広域消防組合会計補正予算。議案第2号 平成25年度砂川地区広域消防組合会計予算。議案第3号 砂川地区広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。報告第2号 例月出納検査報告でございます。

結果につきましては、慎重審査の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されております。

なお、関係書類については議会事務局に保管しておりますので、閲覧よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 次、中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会結果報告について、大内副議長。

○副議長(大内兆春) 平成25年中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会が下記のとおり開催さ

れましたので、ご報告いたします。

日時は、平成25年2月21日木曜日午前11時。

場所でございますが、滝川市総合福祉センター集会室、2階でございます。

議件、議案第1号 中空知広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例。議案第2号 中空知広域市町村圏組合交通災害共済条例の一部を改正する条例。議案第3号 平成25年度中空知広域市町村圏組合一般会計予算。議案第4号 平成25年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計予算。議案第5号 平成25年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計予算。議案第6号 平成25年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計予算。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、報告いたします。

○議長（堀内哲夫） 次、石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告と第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告については、私から報告いたします。

1点目、石狩川流域下水道組合議会について報告いたします。

平成25年石狩川流域下水道組合議会第1回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますけれども、25年2月20日午前11時。

場所につきましては、滝川市総合福祉センター。

3点目の議件でございますけれども、報告第1号 例月現金出納検査報告について。議案第1号 平成24年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算（第1号）。議案第2号 平成25年度石狩川流域下水道組合一般会計予算。議案第3号 職員定数条例の一部を改正する条例。

結果、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

次、2点目、中・北空知廃棄物処理広域連合議

会について報告いたします。

平成25年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、報告いたします。

日時でございますけれども、平成25年2月21日午後1時30分。

場所につきましては、滝川市総合福祉センター。議件でございます。議案第1号 平成25年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算。議案第2号 平成24年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第1号）。議案第3号 中・北空知廃棄物処理広域連合一般廃棄物の処理に関する条例について。報告第1号 例月現金出納検査報告について。

結果、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上でございます。

次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の12、1、2月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第4、町長の行政報告を行います。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします平成24年第4回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について特にご報告申し上げることはありませんが、町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでありますので、ごらんをいただきまして、町長行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第5、教育長の教育行政報告を行います。林教育長。

○教育長（林 智明） 教育長教育行政報告を申し上げます。

平成24年第4回定例会から本定例会まで、特に報告する事項がありませんので、お手元に配付しております行政報告をごらんいただき、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告及び教育長の教育行政報告を終わります。

◎発議第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第6、発議第1号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。7番、横溝議員。

○7番（横溝一成） 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例。

発議第1号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について。

上記議案を地方自治法第112条及び上砂川町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成25年3月8日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 横溝一成

賛成議員 大内兆春 数馬 尚

斎藤勝男

提案理由を述べます。地方自治法の一部が改正されたことに伴い、これに準拠している本条例の一部を改正するものであります。

本文に入ります。上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上砂川町議会委員会条例（昭和62年上砂川町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第7条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「会議に諮って」を削り、同項ただし書を削り、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は少なくとも一の常任委員となるものとする。

第7条第2項を次のように改める。

2 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）の選任は、議長の指名による。

第12条第2項中「議会」を「議長」に改め、同項ただし書を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎発議第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、発議第2号 上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則制定について議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。7番、横溝議員。

○7番（横溝一成） 上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則。

発議第2号 上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則制定について。

上記議案を地方自治法第112条及び上砂川町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成25年3月8日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 横溝一成

賛成議員 大内兆春 数馬 尚

齋藤勝男

提案理由、標準町村会議規則の一部が改正されたことに伴い、これに準拠している本規則の一部を改正するものであります。

本文に入ります。上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則。

上砂川町議会会議規則（昭和62年上砂川町議会会議規則第2号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「115条の2」を「115条の3」に改める。

第72条第2項中「第3項」を「第4項」に改める。

第17章中第120条を第127条とし、同章を第19章とする。

第16章中第119条を第126条とし、同章を第18章とする。

第15章中第118条を第125条とし、同章を第17章とする。

第14章中第117条を第124条とし、第116条を第123条とし、同章を第16章とし、第13章の次に次の2章を加える。

第14章 公聴会

（公聴会開催の手続き）

第116条 議会が、法第115条の2第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所、及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第117号 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第118条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から議会において定め、

議長は、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第119条 術公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第120条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第121条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りではない。

第15章 参考人

（参考人）

第122条 議会が、法第115条の2第2項の規定により、議会において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の場合においては、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第120条（（公述人の発言））、第121条（（議員と公述人の質疑））及び第122条（（代理人又は文書による意見の陳述））の規定を準用する。

を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第5号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、議案第5号 上砂川町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第5号 上砂川町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町新型インフルエンザ等対策本部条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、本町の新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示によりまして、議案第5号について内容の説明をいたします。

お手元に配付しております資料ナンバー1をごらん願います。このたびの条例制定は、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、本町の対策本部に関して必要な事項を定めるものでございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法は、新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とし、昨年5月11日に公布され、施行期日につきましては公布の日から起算して1年を超えな

い範囲内において政令で定める日とされております。法では国、都道府県及び市町村において整合性のある対策を効果的に実施するための行動計画の策定や発生時に対策本部を設置すること、また市町村対策本部は市町村長を本部長とし、本部員は副市町村長、教育長、消防団長、その他市町村長が任命する職員とすることなどが規定され、そのほか対策本部に関し必要な事項は市町村の条例で定めることとされておりますことから、本条例について本部長以下の組織に関する事項、対策本部の会議に関する事項、部の設置に関する事項などにつきまして定めるものでございます。

なお、条例の施行期日につきましては、法の施行日が公布の日から1年となる本年5月11日までに政令で公布される見込みとなっておりますことから、法の施行日とするものでございます。

また、行動計画につきましては、国の行動計画が策定された後、都道府県行動計画が作成され、都道府県計画によって市町村計画の基準が示されることとなっておりますことから、この基準が示されましたら本町の行動計画を策定いたしまして、議会へ報告をいたしますので、ご理解願います。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町新型インフルエンザ等対策本部条例。

（目的）

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、上砂川町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型

インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡町政を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第6号

○議長(堀内哲夫) 日程第9、議案第6号 上砂川町債権管理条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長(貝田喜雄) ただいま上程されました議案第6号 上砂川町債権管理条例制定について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町債権管理条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、町税を除く町の債権の適正を期することを目的に、債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長(堀内哲夫) 引き続き内容の説明を求めますが、条例本文が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、条例本文の読み上げは省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長(奥山光一) それでは、ご指示によりまして、議案第6号について内容の説明をさせていただきます。

このたびの条例制定は、地方税法等の関係法令による債権、いわゆる滞納についての管理が適正に行われている町税、国民健康保険税以外の税外収入の滞納に係る取り扱いにつきまして統一した事務処理基準を定め、債権管理の適正化を図るため、条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、お手元に配付しております資料ナンバー2をごらん願います。町税

を除く税外収入であります住宅使用料、各公共施設使用料、土地、建物等の町有財産貸付収入などにつきましては、これまで地方税法や地方自治法など関係法令に準拠して事務処理を行ってまいりましたが、統一した事務処理基準の規定がございませんでしたので、滞納整理の事務執行につきましては担当課それぞれの基準によって行っていることから、収納対策の推進と適正管理について統一基準を定めるものでございます。

適用となります税外収入である債権につきましては、公営住宅使用料、町民センター、体育センター等の各公共施設使用料のほか、土地、建物貸付使用料、上下水道、保育料などとなっております。

事務処理の概要でございますが、事務処理につきましてはこれまでも滞納に係る台帳を作成し、督促状の発付、強制執行等に係る事務処理を行ってまいりましたが、この条例の規定によりまして事務処理を行うこととして定めております。また、不納欠損処理につきましては、これまで地方税法に準拠いたしまして5年で処理をしてまいりましたが、納付の履行が著しく困難と認めた場合には本条例の規定により、通常は5年で処理することとしておりますが、死亡、居所不明、納付する資力が無いと認めた場合につきましては5年以下でも不納欠損をすることができる規定としております。

なお、同様の条例につきましては、芦別市、赤平市、歌志内市など近隣市町において既に制定されているところでございますので、ご理解願います。

以上が内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げにつきましては省略をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第7号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、議案第7号 福祉医療センターの指定管理者制度導入に伴う関係条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第7号 福祉医療センターの指定管理者制度導入に伴う関係条例の整理に関する条例制定について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

福祉医療センターの指定管理者制度導入に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、平成25年4月1日からデイサービスセンター、特別養護老人ホーム、老人保健施設及び町立診療所が指定管理者制度を導入することに伴い、関係条例の整理を行うものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第7号について内容の説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、2月19日に開催されました臨時会におきまして承認いただきました福祉医療センターの指定管理者制度の導入に伴いまして、関係する課設置条例等の一部を改正するものでございます。

初めに、上砂川町課設置条例の改正でございますが、福祉医療センターに関する課の設置及び分掌事務が定められおりますが、課の設置から福祉医療センターの項目を削り、課の分掌事務につきましては福祉課に移行するものでございます。

次に、上砂川町職員定数条例の改正でございま

すが、町立診療所及び老人保健施設の職員につきましては特別会計に属する職員として定数が定められておりますので、これを一般会計に属するものに移行するものでございます。なお、職員定数の総数の変更につきましては、変更はございません。

上砂川町介護サービス事業条例の改正につきましては、居宅介護支援事業の実施主体が指定管理者となり、事業を継続することから、町が行う介護サービス事業の項目から居宅介護支援事業を削るものでございます。

なお、施行日でございますが、いずれも平成25年4月1日とするものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。福祉医療センターの指定管理者制度導入に伴う関係条例の整理に関する条例。

(上砂川町課設置条例の一部改正)

第1条 上砂川町課設置条例(平成元年上砂川町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、室及びセンター(以下「課」という。)」及び「福祉医療センター」を削る。

第2条中福祉医療センターの項中第5号を第11号とし、第1号から第4号までを6号ずつ繰り下げる。

第2条中「福祉医療センター」を削る。

(上砂川町職員定数条例の一部改正)

第2条 上砂川町職員定数条例(昭和37年上砂川町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「89人」を「113人」に改め、同号中イ及びウを削り、エをイとする。

(上砂川町介護サービス事業条例の一部改正)

大変申しわけございませんが、ここで議案の訂正をお願い申し上げます。次条の本文でございますが、第3条、上砂川町介護サービス事業条例の一部改正となっておりますが、後段の一部改正の削除をお願い申し上げます。大変申しわけございません。

それでは、引き続き本文を続けさせていただきます。

ます。

第3条 上砂川町介護サービス事業条例(平成12年上砂川町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号を削る。

第3条第1号エを削る。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第8号

○議長(堀内哲夫) 日程第11、議案第8号 上砂川町特別会計条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長(貝田喜雄) ただいま上程されました議案第8号 上砂川町特別会計条例の一部を改正する条例制定について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、公債費の償還終了等に伴う土地開発造成事業会計の廃止と福祉医療センターの指定管理に伴い、本施設の会計処理をしている町立診療所事業会計及び老人保健施設事業会計を廃止するため、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上であります。

○議長(堀内哲夫) 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長(奥山光一) それでは、ご指示により、議案第8号について内容の説明を申し上げます。

このたびの改正は、福祉医療センターの管理運営を指定管理者に委託することとなりましたの

で、これまで特別会計を設置しておりました町立診療所事業会計及び老人保健施設事業会計を廃止するものでございます。また、町分譲地の販売に伴う起債の借り入れ、売り払いを目的に特別会計を設置しておりました土地開発造成事業会計につきましては、公債費の償還が平成23年度をもって終了いたしましたことから、土地開発造成事業会計につきましても廃止するものでございます。なお、土地開発造成事業会計において販売しております中町、本町分譲地及び鶉本町第2期分譲地につきましては、今後一般会計におきまして分譲、販売することとしております。

なお、この条例の規定にかかわらず、平成24年度分の会計につきましては出納整理期間であります5月31日までその効力を有することとしてございますので、ご理解賜りたいと存じます。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町特別会計条例の一部を改正する条例。

上砂川町特別会計条例（昭和39年上砂川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「土地開発造成事業、町立診療所事業、老人保健施設事業、」を削る。

第2条第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とする。

附則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の条例の規定に基づき廃止する土地開発造成事業会計、町立診療所事業会計及び老人保健施設事業会計に係る平成24年度分の会計については、この条例の規定にかかわらずなおその効力を有する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第9号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、議案第9号 地

域主権改革一括法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第9号 地域主権改革一括法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地域主権改革一括法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地域主権改革一括法）の施行に伴い、関係条例の整理を行うものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めますが、条例本文が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

条例本文の読み上げは省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第9号の内容について説明を申し上げます。

本議案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法の施行に伴い、関係条例の整理をするものでございます。

お手元に配付しております資料ナンバー3をごらん願います。地域主権改革一括法では、平成23年度に地方公共団体の自治事務に対する義務づ

け、枠づけの見直しが行われ、第1次一括法及び第2次一括法により、これまで国が全国一律的に法令により定めておりました施設や公物の設置管理基準等を地方公共団体が条例で定めなければならないとする条例制定権の拡大が行われたもので、両法の施行期日は平成24年4月1日でありませんが、平成25年3月31日までの経過措置が設けられている事項につきまして条例を整備するものでございます。

改正する条例の内容でございますが、第1条につきましては、道路法の改正により新たな条例制定をするものであり、道路の幅員や線形、安全な交通を確保するための施設など、政令で定めている道路の構造の技術的基準や道路標識の寸法について条例で定めるものでございます。

第2条では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正によりまして新たに条例制定するもので、現在上砂川町に該当する町道はございませんが、今後特定道路の指定を受けた場合を想定し、福祉施設などを結ぶ特定道路の歩道や立体横断施設、高齢者用駐車場など政令で定める整備基準について条例で定めるものでございます。

第3条でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、政令で定めております一般廃棄物処理施設に配置する技術管理者の資格について条例で定めるものでございます。

第4条では、公営住宅法の改正により、良好な居住環境の確保、敷地の選定、1戸当たりの床面積など、政令で定める公営住宅の整備基準について条例で定めるものでございます。また、あわせて、福島復興再生特別措置法の制定に伴い、原子力災害による避難者が町営住宅に入居する場合について、同居親族や収入などの入居要件を不要とするために改正をするものでございます。

第5条におきましては、下水道法の改正により、堅固な構造、コンクリート、その他耐水性の材料使用など、政令で定める公共下水道施設の構造基

準について条例で定めるものでございます。

第6条の改正内容でございますが、水道法の改正により、政令で定められております布設工事監督者の配置基準や水道技術管理者の資格基準について条例で定めるものでございます。

いずれの条例も平成25年4月1日から施行するものであります。

以上が内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げにつきましては省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第10号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、議案第10号 上砂川町営球場の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第10号 上砂川町営球場の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定について提案理由を申し述べますので、よろしくお願いいたします。

上砂川町営球場の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、上砂川町営球場を廃止するに伴い、関係条例の整理をするものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第10号について内容の説明を申し上げます。

町営球場につきましては、昭和46年、当時の三井砂川鉱業所より町に移管され、軟式野球連盟主

催による野球大会、ソフトボール大会、中体連の野球大会などに活用されてきたところでございますが、長年の風雨等によりスタンドやバックネット等の老朽化が著しく、危険な状態であり、また球場の使用もここ数年皆無でありましたことから、他の利用を含め、体育協会や社会教育委員の会、平成23年度の町づくり町民会議について野球場の用途変更についてお諮りし、了承いただいたことから、本年度スタンドとバックネットの撤去を行い、野球場としての機能を失ったことから、町営球場を廃止するものでございます。

今後の球場跡地の利活用につきましては、引き続き関係機関や町づくり町民会議等でのご意見を拝聴いたしながら、今後の町づくりに資する具体的な計画を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、町営球場の廃止に伴い、上砂川町公共施設の暴力団排除に関する条例中、町営球場の規定につきましても削除するため、一部改正をあわせて行いますので、ご理解いただきたいと思います。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町営球場の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例。

(上砂川町営球場設置条例の廃止)

第1条 上砂川町営球場設置条例(昭和46年上砂川町条例第19号)は、廃止する。

(上砂川町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正)

第2条 上砂川町公共施設の暴力団排除に関する条例(平成10年上砂川町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号を削り、同条第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第11号

○議長(堀内哲夫) 日程第14、議案第11号 権利の放棄について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長(貝田喜雄) ただいま上程されました議案第11号 権利の放棄について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

次のとおり権利を放棄する。

提案理由といたしましては、出資による権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決に付するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長(堀内哲夫) 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長(奥山光一) それでは、ご指示により、議案第11号について内容の説明を申し上げます。

本議案につきましては、町が出資しております株式会社上砂川振興公社が過去の債務及び回収不能出資金の解消を図り、経営の安定を図るため、商法第375条の規定により出資金を減資するに当たり、町の出資による権利の一部を放棄するものでございます。

振興公社の資本金の状況でございますが、昭和61年10月に発行株式600株、資本金3,000万円により設立し、温泉施設及びスキー場の運営を町から委託を受け、事業を実施してきたところでございます。その後町からの増資を受け、特に平成18年度におきましては温泉施設等の購入資金といたしまして7,600株3億8,000万の増資によりまして、平成23年度末では9,299株、資本金総額4億6,495万円となっております。

振興公社の経営状況でございます。設立当初は町からの温泉部門、スキー場部門の受託事業によ

りまして平成4年度までは黒字経営をしてございましたが、温泉施設の入り込み客やスキー場人口の減少により、委託しておりました厨房部分の赤字補填などによりまして平成5年度において1,800万ほどの単年度赤字が生じ、平成23年度末決算での累積赤字は7,260万円ほどととなっております。この累積赤字につきましては、赤字が生じた各年度におきまして手持ち資金であります資本金などにより全て整理が終わっており、帳簿上での赤字となっておりますことから、今後の新規事業の展開や経営の安定化を図るため、累積赤字の解消を図るため減資をするものでございます。また、振興公社におきまして昭和63年に町内誘致企業でありました環境保全センターに400株2,000万円、平成2年度にはマルビ北日本食品に100株500万円の合計2,500万円の出資を行い、出資による権利として保有しておりますが、両社は既に撤退、廃業しており、現在会社自体が存在していないことから、回収不能な出資金となっております。この出資金2,500万円につきましてもあわせて減資を行うもので、累積赤字分1,452株7,260万円と回収不能出資金500株2,500万円の合計1,952株9,760万円を減資することから、この減資分の権利を放棄するものでございます。

この減資によりまして株式は7,347株3億6,735万円となりますが、先ほど説明をさせていただきましたが、温泉施設購入に当たりまして増資いたしました3億8,000万につきましては北海道からの出資債を借り入れし、増資をしておりますことから、この3億8,000万の資本金につきましてもは確保する必要がございます。また、今後の運転資金等の確保を含めまして、本定例会一般会計補正予算におきまして400株2,000万円の増資をするため出資金の予算計上をさせていただいておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、本文に入らせていただきます。

1 放棄する権利

(1) 権利の種類 株式会社上砂川振興公社に対する出資による権利

(2) 権利の内容 出資金額4億6,495万円のうち9,760万円(総発行株式9,299株の内1,952株)

2 放棄する理由 株式会社上砂川振興公社が商法第375条の規定による出資金を減資するにあたり、過去の債務等を解消し経営の安定を図るため、出資の権利を放棄する。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

○議長(堀内哲夫) 休憩を解きまして、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

◎議案第12号

○議長(堀内哲夫) 日程第15、議案第12号 石狩川流域下水道効果促進事業(汚泥等受入施設建設事業)に対する支援に関する事務の委託に関する規約の制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長(貝田喜雄) ただいま上程されました議案第12号 石狩川流域下水道効果促進事業(汚泥等受入施設建設事業)に対する支援に関する事務の委託に関する規約の制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、石狩川流域下水道効果促進事業(汚泥等受入施設建設事業)に対する支援に関する事務の管理及び執行を滝川市に委託するため、次のとおり規約を定め、同条第3項で準用する同法第252条の2第3項の規定により事務を委託することについて、議会の議決を求める。

提案理由といたしましては、石狩川流域下水道効果促進事業(汚泥等受入施設建設事業)に対す

る支援に関する事務を滝川市へ委託するに当たり、規約を定め、事務を委託することについて議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めますが、条例本文が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めますので、条例本文の読み上げは省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第12号について内容の説明を申し上げます。

このたびの規約の制定につきましては、石狩川流域下水道組合においてし尿処理施設の設置と管理運営に関する事務を行うこととし、平成24年9月議会におきまして規約の変更を行い、組合事業として国の補助金を受け、平成25年度から2カ年度事業で着手することとしておりました。しかしながら、北海道より効果促進事業、いわゆる汚泥等受入施設建設事業につきましては組合事業では補助採択とはならないとの通知があり、組合加入をしております6市6町のうち基幹事業計画を有しております滝川市が組合にかわって事業を行うこととなり、それによりまして補助採択が受けられるということで、事業主体を組合から滝川市とすることとし、滝川市を除く5市6町は滝川市に対し事業の委託をするため、事務委託に当たりまして地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

規約の主な内容でございますが、事業を滝川市に委託する規定のほか、経費負担等の事務規定を定めたものであり、この規約によりまして組合に対する負担金を今後滝川市で負担することとなり

ますが、その負担割合につきましては組合が事業を実施する場合と変更はございませんので、ご理解願います。

以上が内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして議案本文の読み上げにつきましては省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第13号

○議長（堀内哲夫） 日程第16、議案第13号 平成24年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第13号 平成24年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成24年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,340万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,920万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成25年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求め

ます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第13号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款町税1,545万円の追加で、1億6,396万3,000円となります。

1項町民税1,245万円の追加で、8,254万3,000円となります。

2項固定資産税200万円の追加で、4,894万6,000円となります。

4項町たばこ税100万円の追加で、2,122万円となります。

8款地方交付税1億3,780万円の追加で、15億8,312万2,000円となります。

1項地方交付税、同額であります。

11款分担金及び負担金29万1,000円の減額で、1,077万円となります。

1項負担金、同額であります。

12款使用料及び手数料220万円の追加で、1億9,886万4,000円となります。

1項使用料220万円の追加で、1億7,572万7,000円となります。

13款国庫支出金1,654万2,000円の追加で、1億3,867万2,000円となります。

1項国庫負担金1,599万7,000円の追加で、1億2,739万7,000円となります。

2項国庫補助金54万5,000円の追加で、993万8,000円となります。

13款道支出金1,239万5,000円の追加で、1億1,944万3,000円となります。

1項道負担金928万7,000円の追加で、8,689万5,000円となります。

2項道補助金349万円の追加で、2,360万8,000円となります。

ここでご訂正をお願いいたします。2項となっておりますが、3項にご訂正をお願いいたします。

3項道委託金38万2,000円の減額で、894万円となります。

15款財産収入27万2,000円の追加で、1,997万9,000円となります。

1項財産運用収入27万2,000円の追加で、1,994万8,000円となります。

16款寄附金260万2,000円の追加で、261万3,000円となります。

1項寄附金、同額であります。

17款繰入金2,000万円の追加で、2,120万円となります。

1項基金繰入金、同額であります。

18款諸収入1,392万4,000円の減額で、2億8,418万1,000円となります。

5項雑入1,392万4,000円の減額で、2億7,095万2,000円となります。

19款町債120万9,000円の減額で、1億6,849万1,000円となります。

1項町債、同額であります。

20款繰入金158万3,000円の追加で、5,280万2,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が1億9,340万円の追加で、28億1,920万円となります。

2、歳出、1款議会費27万4,000円の減額で、4,297万8,000円となります。

1項議会費、同額であります。

2款総務費6,655万4,000円の追加で、2億2,933万5,000円となります。

1項総務管理費6,941万5,000円の追加で、2億1,627万3,000円となります。

4項選挙費287万5,000円の減額で、583万3,000円となります。

6項監査委員費1万4,000円の追加で、107万5,000円となります。

3款民生費1,638万8,000円の追加で、6億9,434万2,000円となります。

1項社会福祉費1,811万8,000円の追加で、6億3,010万9,000円となります。

2項児童福祉費173万円の減額で、6,169万3,000

0円となります。

次ページでございます。4款衛生費8,128万9,000円の追加で、3億2,272万円となります。

1項保健衛生費4,913万3,000円の追加で、1億5,991万円となります。

2項清掃費3,215万6,000円の追加で、1億6,281万円となります。

7款商工費1,980万円の追加で、1億2,014万6,000円となります。

1項商工費、同額であります。

8款土木費812万3,000円の追加で、2億5,147万1,000円となります。

1項土木管理費1,152万7,000円の追加で、9,047万8,000円となります。

2項道路橋りょう費155万2,000円の減額で、5,675万円となります。

3項住宅費185万2,000円の減額で、1億424万3,000円となります。

9款消防費213万円の追加で、1億7,766万円となります。

1項消防費、同額であります。

10款教育費205万5,000円の追加で、9,661万2,000円となります。

1項教育総務費14万5,000円の減額で、696万1,000円となります。

2項小学校費105万円の追加で、3,128万2,000円となります。

3項中学校費115万円の追加で、3,711万9,000円となります。

12款公債費490万円の減額で、4億4,579万1,000円となります。

1項公債費、同額であります。

13款職員費223万5,000円の追加で、4億2,234万7,000円となります。

1項職員費、同額であります。

歳出合計が1億9,340万円の追加で、28億1,920万円となります。

第2表、地方債補正。1、変更、起債の目的、

補正前限度額、補正後限度額。臨時財政対策、9,200万円、9,409万1,000円。町民センター・体育センター耐震補強及び大規模改修実施設計事業、1,010万円、860万円。既設改良住宅改善事業、540万円、430万円。緊急通信指令システム更新事業1,280万円、1,210万円。

事項別明細書、11ページ、歳出でございます。このたびの補正予算につきましては、最終補正予算でございます。各費目の減額につきましてはそのほとんどが精査でございます。また、今年度の職員の異動及び共済掛金の引き上げ等による人件費、賃金の精査のほか、燃料高騰に伴います燃料費の追加をするもので、予算額の読み上げとさせていただきます。減額の大きいもの、追加になります費目を中心に説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます

3、歳出、議会費、議会費、1目議会費27万4,000円の減額で、4,297万8,000円となります。1節報酬7万4,000円の減額は、議員2名の辞職に伴います月額報酬の精査と2月改選によります日割り分報酬の追加によるものでございます。

総務費、総務管理費、1目一般管理費6,696万2,000円の追加で、1億1,520万2,000円となります。賃金の精査のほか、燃料費におきまして50万円を追加するものでございます。次ページでございます。25節積立金では財政調整基金へ6,650万円を、地域振興基金に140万円、ふるさとづくり基金へふるさと納税分120万2,000円を積み立てるものでございます。

5目財産管理費92万円の追加で、4,526万3,000円となります。11節需用費160万円の追加は、炭鉱館開館用の修繕料等を計上するものでございます。15節工事請負費の減額は、旧下鶉小学校、旧緑が丘共同浴場除却工事の執行残の精査でございます。

8目交通安全対策費15万8,000円の減額で、768万7,000円となります。精査でございます。

10目町民センター管理費98万2,000円の減額で、

2,439万7,000円となります。11節では燃料費50万円を追加するほか、13節委託料は町民センター・体育センター耐震補強及び大規模改修工事実施設計業務の執行残の精査でございます。

11目地域振興費267万3,000円の追加で、928万3,000円となります。中央バス路線維持助成金267万3,000円を追加するものでございます。

総務費、選挙費、3目町議会議員選挙費249万3,000円の減額で、106万1,000円となります。精査でございます。

4目衆議院議員選挙費38万2,000円の減額で、461万8,000円となります。同じく精査でございます。

総務費、監査委員費、1目監査委員費1万4,000円の追加で、107万5,000円となります。2月改選によります議会選出委員の日割り分報酬の追加でございます。

民生費に参ります。民生費、社会福祉費、1目社会福祉総務費2,538万円の追加で、2億8,769万4,000円となります。19節につきましては、精査でございます。20節扶助費の3,510万円の追加は、障害者自立支援、療養介護給付費が法改正により道からの移譲により追加するものでございます。28節繰出金につきましては、国民健康保険基盤安定等繰出金の精査でございます。

2目老人福祉費30万円の減額で、735万4,000円となります。精査でございます。

4目特別養護老人ホーム費18万4,000円の追加で、1億3,958万7,000円となります。人件費、賃金の精査のほか、11節におきまして燃料費の追加を行い、また入所者の減少により賄い材料費89万2,000円を減額するものでございます。

6目デイサービスセンター費61万9,000円の追加で、2,387万3,000円となります。人件費、賃金の精査のほか、次ページでございますが、燃料費50万円を追加するものでございます。

7目介護保険費64万5,000円の減額で、8,108万3,000円となります。空知中部広域連合負担金の

精査でございます。

8目地域包括支援センター費11万9,000円の減額で、1,138万4,000円となります。

9目介護予防費43万1,000円の減額で、466万9,000円となります。いずれも精査でございます。

10目後期高齢者医療費657万円の減額で、6,401万4,000円となります。療養給付費負担金及び後期高齢者医療特別会計繰出金の精査でございます。

民生費、児童福祉費、1目児童福祉費173万円の減額で、4,551万3,000円となります。精査でございます。

衛生費、保健衛生費、1目保健衛生総務費5,109万円の追加で、1億4,211万8,000円となります。20節扶助費につきましては、精査でございます。28節繰出金で町立診療所事業特別会計で45万円、老人保健施設事業特別会計で726万円、水道事業会計で4,380万2,000円を繰り出しするものでございます。

2目予防費195万7,000円の減額で、1,110万3,000円となります。精査でございます。

衛生費、清掃費、2目じん芥処理費2,739万8,000円の追加で、1億3,258万円となります。11節需用費では、最終処分場の取水ポンプ等の修繕料といたしまして70万円を計上するものでございます。19節負担金、補助及び交付金2,669万8,000円の追加につきましては、砂川地区保健衛生組合負担金の精査で105万円を減額するほか、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金といたしまして、特別交付税において措置されております2,774万8,000円を計上するものでございます。

3目し尿処理費475万8,000円の追加で、2,991万6,000円となります。賃金及び石狩川流域下水道組合負担金の精査のほか、11節需用費におきまして、し尿収集車のタンクが老朽化により修繕が必要となることから、380万円を追加し、修繕期間中のし尿収集車借り上げ料44万円を計上するものでございます。

商工費、商工費、1目商工振興費20万円の減額で、2,421万円となります。精査でございます。

2目企業開発費2,000万円の追加で、8,568万5,000円となります。24節投資及び出資金2,000万円の追加でございますが、先ほど一般議案でご説明いたしました振興公社への増資に係る出資分2,000万円を計上するものでございます。

次ページでございます。土木費、土木管理費、1目土木総務費1,152万7,000円の追加で、9,047万8,000円となります。11節需用費の1,150万円の追加でございますが、町管理街路灯362本中、幹線の124本につきましてLED化を行うため計上するものでございます。なお、各町自治会の街路灯につきましては、25年度当初予算において予算計上し、実施することとしておりますので、ご理解願いたいと思います。19節負担金、補助及び交付金につきましては、各町街路灯維持費補助金10万円を追加するものでございます。28節繰出金につきましては、土地開発造成事業特別会計及び下水道事業特別会計繰出金の精査でございます。

土木費、道路橋りょう費、1目道路維持費155万2,000円の減額で、5,675万円となります。13節委託料につきましては、橋梁長寿命化計画策定業務及び下鴨うぐいす団地擁壁改修実施設計業務の執行残の精査でございます。15節工事請負費につきましても、町道下鴨学校線舗装補修工事ほか3件の工事の入札執行残の精査でございます。

土木費、住宅費、1目住宅管理費109万8,000円の減額で、7,650万2,000円となります。下鴨団地公営住宅除却工事の執行残の精査でございます。

2目公営住宅建設費75万4,000円の減額で、2,774万1,000円となります。既設改良住宅改善事業の精査でございます。

消防費、消防費、1目常備消防費213万円の追加で、1億7,766万円となります。砂川地区広域消防組合負担金で、上砂川支署のボイラー修繕にかかります追加計上でございます。

教育費、教育総務費、2目事務局費14万5,000

円の減額で、607万3,000円となります。福井市鶉地区との小学生交流事業費の精査でございます。

教育費、小学校費、1目学校管理費105万円の追加で、2,400万4,000円となります。燃料費の追加のほか、学校給食衛生基準の改定によりまして給食室用消耗品、備品購入費を計上するものでございます。

教育費、中学校費、1目学校管理費155万円の追加で、2,956万9,000円となります。小学校費同様、燃料費の追加のほか、給食用消耗品及び備品購入費を計上するものでございます。

2目教育振興費40万円の減額で、755万円となります。就学援助費の精査でございます。

公債費、公債費、2目利子490万円の減額で、5,160万3,000円となります。長期債利子及び一時借入金利子の精査でございます。

次ページでございます。職員費、職員費、1目職員給与費223万5,000円の追加で、4億2,234万7,000円となります。共済組合及び退職手当組合の負担率の引き上げによります追加精査でございます。

続きまして、8ページ、歳入に参ります。2、歳入、町税、町民税、1目個人500万円の追加で、6,608万2,000円となります。所得割の追加でございます。

2目法人745万円の追加で、1,646万1,000円となります。法人税割の追加でございます。

町民税、固定資産税、1目固定資産税200万円の追加で、4,894万6,000円となります。償却資産税の追加でございます。

町税、町たばこ税、1目町たばこ税100万円の追加で、2,122万円となります。売り上げ本数の増による追加でございます。

地方交付税、地方交付税、1目地方交付税1億3,778万円の追加で、15億8,312万2,000円となります。普通交付税につきましては、交付決定額の全額を計上するものでございます。特別交付税につきましては、歳出においてご説明いたしました

2,774万8,000円を追加するものでございます。

分担金及び負担金、負担金、1目民生費負担金29万1,000円の減額で、1,077万円となります。精査でございます。

使用料及び手数料、使用料、4目土木使用料220万円の追加で、1億7,309万7,000円となります。職員住宅の一般開放によります公営住宅等の使用料の追加でございます。

国庫支出金、国庫負担金、1目民生費負担金1,599万7,000円の追加で、1億2,739万7,000円となります。いずれも歳出に連動いたします国庫負担金の精査でございます。

国庫支出金、国庫補助金、1目総務費補助金7万2,000円の減額で、108万8,000円となります。町民センター・体育センター耐震補強事業費の精査でございます。

3目衛生費補助金15万8,000円の減額で、32万5,000円となります。がん検診推進事業の精査でございます。

4目土木費補助金77万5,000円の追加で、694万5,000円となります。1節道路橋りょう費補助金65万6,000円の追加につきましては、橋梁超寿命化計画策定事業の精査による減額のほか、地域活力基盤整備事業といたしまして町道のロードヒーティングの維持に係ります補助金80万2,000円を計上するものでございます。2節公営住宅建設費補助金につきましては、事業の補助対象経費の増により追加するものでございます。

道支出金、道負担金、1目民生費負担金910万2,000円の追加で、1億2,050万2,000円となります。国庫負担金に連動いたします道負担金の精査でございます。

2目保険基盤安定拠出金18万5,000円の追加で、1,311万6,000円となります。後期高齢者医療保険基盤安定拠出金で保険料の軽減額の増による追加でございます。

道支出金、道補助金、1目総務費補助金350万円の追加で、355万円となります。育児用品購入

助成など、町単独で行っております子育て支援事業につきまして地域づくり総合交付金の対象となりましたことから、追加するものでございます。

次ページでございます。2目民生費補助金70万円の追加で、872万4,000円となります。

3目衛生費補助金71万円の減額で、144万3,000円となります。いずれも歳出に連動いたします精査でございます。

道支出金、道委託金、1目総務費委託金38万2,000円の減額で、891万4,000円となります。衆議院選挙費の精査でございます。

財産収入、財産運用収入、1目財産貸付収入22万8,000円の減額で、1,944万6,000円となります。職員住宅貸付収入の精査でございます。

2目利子及び配当金50万円の追加で、50万1,000円となります。基金の利子の計上でございます。

寄附金、寄附金、1目寄附金260万2,000円の追加で、261万3,000円となります。1節一般寄附金につきましては15件140万円を、2節ふるさと寄附金では5件120万2,000円をそれぞれ計上するものでございます。

繰入金、基金繰入金、1目基金繰入金2,000万円の追加で、2,120万円となります。2節振興公社開発基金繰入金につきましては、振興公社増資にかかわる歳出同額を振興公社開発基金を取り崩し、繰り入れするものでございます。

諸収入、雑入、5目雑入1,392万4,000円の減額で、2億7,094万8,000円となります。特別養護老人ホーム介護サービス収入1,309万3,000円の減、包括支援センター介護サービス収入115万7,000円の減につきましては、それぞれ入所者及び利用者の減による精査でございます。

町債、町債、1目総務債59万1,000円の追加で、1億5,209万1,000円となります。臨時財政対策債の許可額の決定により209万1,000円を追加するものでございます。2節過疎対策事業債150万円の減額は、町民センター・体育センターの耐震補強及び大規模改修事業の減額によります精査ござ

います。

2目土木費110万円の減額で、430万円となります。既設改良住宅改善事業の減額により精査でございます。

3目消防費70万円の減額で、1,210万円となります。緊急通報指令システム更新事業費の減額に伴います精査でございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金158万3,000円の追加で、5,280万2,000円となります。前年度繰越金を全額計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第14号

○議長（堀内哲夫） 日程第17、議案第14号 平成24年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第14号 平成24年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成24年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,402万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,157万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第14号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款国民健康保険税392万円の減額で、7,005万9,000円となります。

1項国民健康保険税、同額であります。

3款繰入金6,643万5,000円の減額で、4,516万3,000円となります。

1項一般会計繰入金953万5,000円の減額で、4,486万3,000円となります。

2項基金繰入金5,690万円の減額で、30万円となります。

4款諸収入4,633万4,000円の追加で、4,633万9,000円となります。

2項雑入4,633万4,000円の追加で、4,633万7,000円となります。

歳入合計が2,402万1,000円の減額で、1億6,157万3,000円となります。

2、歳出、1款総務費2,402万1,000円の減額で、1億6,141万8,000円となります。

1項総務管理費2,419万4,000円の減額で、1億6,029万4,000円となります。

2項徴税費17万3,000円の追加で、112万4,000円となります。

歳出合計が2,402万1,000円の減額で、1億6,157万3,000円となります。

事項別明細書、5ページ、歳出でございます。

3、歳出、総務費、総務管理費、1目一般管理費2,419万4,000円の減額で、1億6,029万4,000円となります。広域連合負担金で、医療費の減少によりまして医療給付費2,690万2,000円の減額のほか、介護給付費等の増加によりまして介護保険納付負担金で88万5,000円、後期高齢者支援金等負

担金で182万3,000円を追加するものでございます。

総務費、徴税费、1目賦課徴収費17万3,000円の追加で、112万4,000円となります。国保税の軽減措置の延長に伴います既存システムの改修費の計上でございます。

4ページの歳入に参ります。2、歳入、国民健康保険税、国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税230万円の減額で、6,336万9,000円となります。

2目退職被保険者等国民健康保険税162万円の減額で、669万円となります。いずれも被保険者及び所得の減によるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金953万5,000円の減額で、4,486万3,000円となります。

繰入金、基金繰入金、1目基金繰入金5,690万円の減額で、30万円となります。いずれも当初見込んでおりました歳入不足分につきまして広域連合の分賦金の減額と精算還付金が生じたので、精査をするものでございます。

諸収入、雑入、3目雑入4,633万4,000円の追加で、4,633万5,000円となります。空知中部広域連合分賦金前年度精算金の追加でございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩とします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 零時57分

○議長（堀内哲夫） 昼食休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第15号

○議長（堀内哲夫） 日程第18、議案第15号 平成24年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第15号 平成24年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成24年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ216万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,886万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第15号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款後期高齢者医療保険料206万8,000円の減額で、5,743万円となります。

1項後期高齢者医療保険料、同額であります。

4款繰入金10万7,000円の減額で、2,114万9,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

6款繰越金1万1,000円の追加で、1万1,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が216万4,000円の減額で、7,886万5,000円となります。

2、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金216万4,000円の減額で、7,756万5,000円となります。

1 項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

歳出合計が216万4,000円の減額で、7,886万5,000円となります。

事項別明細書、5 ページ、歳出でございます。

3、歳出、後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金216万4,000円の減額で、7,756万5,000円となります。19節負担金、補助及び交付金216万4,000円の減額につきましては、後期高齢者医療広域連合負担金の精査によりまして保険料等負担金で180万9,000円、事務費負担金で35万5,000円を減額するものでございます。

4 ページ、歳入に参ります。2、歳入、後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料12万3,000円の減額で、4,145万6,000円となります。

2 目普通徴収保険料194万5,000円の減額で、1,597万4,000円となります。いずれも被保険者数の減による減額でございます。

繰入金、一般会計繰入金、1 目事務費繰入金35万5,000円の減額で、365万9,000円となります。

2 目保険基盤安定繰入金24万8,000円の追加で、1,749万円となります。いずれもそれぞれ精査でございます。

繰越金、繰越金、1 目繰越金1 万1,000円の追加で、1 万1,000円となります。前年度繰越金を全額計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第16号

○議長（堀内哲夫） 日程第19、議案第16号 平成24年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第16号 平成24年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成24年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ258万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第16号について内容の説明をいたします。

2 ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1 款財産収入194万1,000円の減額でございます。

1 項財産売払収入、同額であります。

2 款繰入金172万7,000円の追加で、258万3,000円となります。

1 項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が21万4,000円の減額で、258万3,000円となります。

2、歳出、1 款宅地造成費21万4,000円の減額で、258万3,000円となります。

1 項宅地造成費、同額であります。

歳出合計が21万4,000円の減額で、258万3,000円となります。

事項別明細書、4ページ、歳出でございます。

3、歳出、宅地造成費、宅地造成費、1目宅地造成費21万4,000円の減額で、258万3,000円となります。15節工事請負費21万4,000円の減額につきましては、鶉本町第2期分譲地造成工事執行残の精査でございます。

歳入でございます。2、歳入、財産収入、財産売払収入、1目宅地売払収入194万1,000円の減額でございます。当初予算におきまして鶉本町第2期分譲地1区画の売り払いを見込んでおりましたが、未売却ということで194万1,000円全額を減額するものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金172万7,000円の追加で、258万3,000円となります。宅地売払収入の減にかえまして、一般会計繰入金により収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第17号

○議長（堀内哲夫） 日程第20、議案第17号 平成24年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第17号 平成24年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成24年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ445万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,465万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第17号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款医療収入400万円の追加で、7,400万1,000円となります。

1項診療収入、同額であります。

4款繰入金45万円の追加で、1,483万円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が445万円の追加で、1億1,465万1,000円となります。

2、歳出、2款医業費445万円の追加で、4,956万円となります。

1項医業費、同額であります。

歳出合計が445万円の追加で、1億1,465万1,000円となります。

事項別明細書、4ページ、歳出でございます。

3、歳出、医業費、医業費、1目医業費445万円の追加で、4,956万円となります。11節需用費の445万円の追加につきましては、特定患者の増による薬品費370万円の追加と錠剤分包機の修繕料75万円を計上するものでございます。

歳入に参ります。2、歳入、医療収入、診療収入、1目患者負担収入20万円の追加で、1,000万1,000円となります。

2目保険者負担収入380万円の追加で、6,400万円となります。いずれも特定患者の増によります診療収入の追加でございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金45万円の追加で、1,483万円となります。歳入不

足を一般会計繰入金を充当し、収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第18号

○議長（堀内哲夫） 日程第21、議案第18号 平成24年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第18号 平成24年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成24年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ131万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,090万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第18号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款施設サービス収入612万5,000円の減額で、1億5,650万1,000円となります。

1項介護給付費収入570万6,000円の減額で、1

億4,282万4,000円となります。

2項自己負担金収入41万9,000円の減額で、1,367万7,000円となります。

2款利用料286万6,000円の減額で、1,658万7,000円となります。

1項利用料、同額であります。

4款道支出金41万2,000円の追加で、41万2,000円となります。

1項道補助金、同額であります。

5款繰入金726万円の追加で、726万円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

6款繰越金9,000円の追加で、9,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が131万円の減額で、1億8,090万9,000円となります。

2、歳出、1款老人保健施設費131万円の減額で、1億5,673万4,000円となります。

1項総務費、同額であります。

歳出合計が131万円の減額で、1億8,090万9,000円となります。

事項別明細書、6ページ、歳出でございます。

3、歳出、老人保健施設費、総務費、1目一般管理費131万円の減額で、1億5,673万4,000円となります。職員、臨時職員の異動等による給料、賃金等の人件費の精査のほか、11節需用費では入所者減により賄い材料費といたしまして61万5,000円の減額をするものでございます。18節備品購入費30万円の減額につきましては、執行残の精査でございます。

4ページ、歳入でございます。2、歳入、施設サービス収入、介護給付費収入、1目施設介護サービス費収入483万円の減額で、1億4,244万1,000円となります。

2目居宅介護サービス費収入87万6,000円の減額で、38万3,000円となります。

施設サービス収入、自己負担金収入、1目自己

負担金収入41万9,000円の減額で、1,367万7,000円となります。

利用料、利用料、1目利用料286万6,000円の減額で、1,658万7,000円となります。いずれも入所者及び通所リハビリテーション利用者の減による精査でございます。

道支出金、道補助金、1目電源立地地域対策交付金41万2,000円の追加で、41万2,000円となります。電源立地地域対策交付金の追加で、砂川火力発電所に隣接していることから交付されるもので、当初予算計上しておりました電動ベッド購入費等に充当するものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金726万円の追加で、726万円となります。歳入不足分につきまして一般会計繰入金を充当し、収支の均衡を図るものでございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金9,000円の追加で、9,000円となります。前年度繰越金を全額計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第19号

○議長（堀内哲夫） 日程第22、議案第19号 平成24年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第19号 平成24年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成24年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ204万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ1億6,620万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第19号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、2款使用料及び手数料150万円の追加で、3,101万7,000円となります。

1項使用料、同額であります。

3款国庫支出金34万2,000円の減額で、645万8,000円となります。

1項国庫補助金、同額であります。

4款繰入金180万円の減額で、6,711万5,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

6款町債140万円の減額で、5,750万円となります。

1項町債、同額であります。

歳入合計が204万2,000円の減額で、1億6,620万4,000円となります。

2、歳出、1款下水道費154万2,000円の減額で、4,383万1,000円となります。

1項下水道整備費154万2,000円の減額で、3,969万9,000円となります。

2款公債費50万円の減額で、1億2,227万3,000円となります。

1項公債費、同額であります。

歳出合計が204万2,000円の減額で、1億6,620万4,000円となります。

第2表、地方債補正。1、変更、起債の目的、流域下水道事業、補正前限度額510万円、補正後限度額370万円。

事項別明細書、6ページ、歳出でございます。

3、歳出、下水道費、下水道整備費、1目総務管理費32万6,000円の追加で、1,096万6,000円となります。19節負担金、補助及び交付金10万8,000円の減額は、石狩川流域下水道組合負担金の精査でございます。27節公課費43万4,000円の追加で、消費税及び地方消費税の確定精査でございます。

2目下水道建設費186万8,000円の減額で、2,873万3,000円となります。13節委託料、19節負担金、補助及び交付金、いずれも執行残の精査でございます。

公債費、公債費、2目利子50万円の減額で、2,578万3,000円となります。長期債償還利子の精査でございます。

5ページ、歳入にまいります。2、歳入、使用料及び手数料、使用料、1目下水道使用料150万円の追加で、3,101万7,000円となります。下水道使用料の増による追加でございます。

国庫支出金、国庫補助金、1目下水道事業費補助金34万2,000円の減額で、645万8,000円となります。特定環境保全公共下水道事業、歳出補助事業に連動する精査でございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金180万円の減額で、6,711万5,000円となります。一般会計繰入金を減額し、収支の均衡を図るものでございます。

町債、町債、1目下水道事業債140万円の減額で、5,750万円となります。歳出の事業費に連動いたします起債の精査でございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第20号

○議長（堀内哲夫） 日程第23、議案第20号 平成24年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第20号 平成24年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

(総則)

第1条 平成24年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成24年度上砂川町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、第1款水道事業収益、既決予定額1億6,156万4,000円、補正予定額2,212万3,000円、計1億8,368万7,000円。

第1項営業収益、1億1,105万1,000円、減額1,850万円、9,255万1,000円。

第2項営業外収益、5,051万3,000円、4,062万3,000円、9,113万6,000円。

(支出)

科目、第1款水道事業費用、既決予定額1億6,156万4,000円、補正予定額2,212万3,000円、計1億8,368万7,000円。

第1項営業費用、1億1,297万4,000円、202万7,000円、1億1,500万1,000円。

第2項営業外費用、4,849万円、2,009万6,000円、6,858万6,000円。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条及び平成24年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)第2条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、第1款資本的収入、既決予定額8,992万4,000円、補正予定額、減額877万8,000円、計1億514万6,000円。

第2項企業債、4,600万円、減額530万円、4,070万円

第3項国庫補助金、2,069万2,000円、減額248万3,000円、1,820万9,000円。

第4項他会計補助金、336万8,000円、317万9,000円、654万7,000円。

第5項道補助金、2,400万円、減額417万4,000円、1,982万6,000円。

(支出)

科目、第1款資本的支出、既決予定額1億6,848万3,000円、補正予定額、減額877万8,000円、計1億5,970万5,000円。

第2項建設改良費、9,406万円、減額877万8,000円、8,528万2,000円。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた、企業債の限度額「4,600万円」を「4,070万円」に改める。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を、次のとおり改める。

科目、職員給与費、既決予定額2,068万円、補正予定額15万5,000円、計2,083万5,000円。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第8条に定めた、企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額「4,878万9,000円」を「8,941万2,000円」に改め、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「336万8,000円」を「654万7,000円」に改める。

平成25年3月8日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長(堀内哲夫) 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長(奥山光一) それでは、ご指示により、議案第20号について内容の説明をいたします。

3ページでございます。平成24年度水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1款水道事業収益2,212万3,000円の追加で、1億8,368万7,000円となります。

1項営業収益1,850万円の減額で、9,255万1,000円となります。

1目給水収益1,850万円の減額で、9,240万9,000円となります。

2項営業外収益4,062万3,000円の追加で、9,113万6,000円となります。

2目繰入金4,062万3,000円の追加で、8,941万2,000円となります。

収益的支出、1款水道事業費用2,212万3,000円の追加で、1億8,368万7,000円となります。

1項営業費用202万7,000円の追加で、1億1,500万1,000円となります。

1目原水及び浄水費187万2,000円の追加で、1,951万8,000円となります。

4目総係費15万5,000円の追加で、2,482万3,000円となります。

2項営業外費用2,009万6,000円の追加で、6,858万6,000円となります。

1目支払い利息及び企業債取扱費100万円の減額で、4,314万8,000円となります。

2目雑支出2,187万4,000円の追加で、2,247万7,000円となります。

3目消費税及び地方消費税77万8,000円の減額で、296万1,000円となります。

次ページでございます。資本的収入及び支出。資本的収入、1款資本的収入877万8,000円の減額で、1億514万6,000円となります。

2項企業債530万円の減額で、4,070万円となります。

1 目企業債、同額であります。

3 項国庫補助金248万3,000円の減額で、1,820万9,000円となります。

1 目国庫補助金、同額であります。

4 項他会計補助金317万9,000円の追加で、654万7,000円となります。

1 目他会計補助金、同額であります。

5 項道補助金417万4,000円の減額で、1,982万6,000円となります。

1 目道補助金、同額であります。

資本的支出、1 款資本的支出877万8,000円の減額で、1 億5,970万5,000円となります。

2 項建設改良費877万8,000円の減額で、8,528万2,000円となります。

1 目簡易水道等施設整備事業費863万4,000円の減額で、6,142万6,000円となります。

2 目配水管整備事業費14万4,000円の減額で、2,385万6,000円となります。

事項別明細書、5 ページ、収益的支出でございます。収益的支出、水道事業費用、営業費用、1 目原水及び浄水費187万2,000円の追加で、1,951万8,000円となります。浄水場職員の代替賃金及び燃料費の追加による精査でございます。修繕料につきましては、地下タンク油面指示計の修繕費として140万円を追加するものでございます。

4 目総係費15万5,000円の追加で、2,482万3,000円となります。異動等による人件費の精査でございます。

次ページでございます。水道事業費用、営業外費用、1 目支払い利息及び企業債取扱費100万円の減額で、4,314万8,000円となります。一時借入金利息の精査でございます。

2 目雑支出2,187万4,000円の追加で、2,247万7,000円となります。消滅時効5年経過の水道料金を不納欠損するものでございます。

3 目消費税及び地方消費税77万8,000円の減額で、296万1,000円となります。消費税及び地方消費税の精査でございます。

5 ページ、収益的収入でございます。収益的収入、水道事業収益、営業収益、1 目給水収益1,850万円の減額で、9,240万9,000円となります。家事用、事業用の水道使用料の減による精査でございます。

水道事業収益、営業外収益、2 目繰入金4,062万3,000円の追加で、8,941万2,000円となります。収入不足分に一般会計繰入金を充当するものでございます。

続きまして、8 ページ、資本的支出でございます。資本的支出、資本的支出、建設改良費、1 目簡易水道等施設整備事業費863万4,000円の減額で、6,142万6,000円となります。浄水場の計装設備更新等の工事請負費の執行残の精査によるものでございます。委託料につきましても同様、精査でございます。

2 目配水管整備事業費14万4,000円の減額で、2,385万6,000円となります。工事請負費で道道芦別砂川線擁壁工事に伴う送配水管移設工事の執行残の精査でございます。

続きまして、7 ページ、資本的収入であります。資本的収入、資本的収入、企業債、1 目企業債530万円の減額で、4,070万円となります。簡易水道等施設整備事業費の工事請負費、委託料の支出減額によります起債の精査でございます。

資本的収入、国庫補助金、1 目国庫補助金248万3,000円の減額で、1,820万9,000円となります。資本的支出の減額によります補助金の精査でございます。

資本的収入、他会計補助金、1 目他会計補助金317万9,000円の追加で、654万7,000円となります。補助対象事業費の精査によりまして、一般会計補助金を追加するものでございます。

資本的収入、道補助金、1 目道補助金417万4,000円の減額で、1,982万6,000円となります。送配水管移設工事に伴います補償金の精査でございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎町政執行方針

○議長（堀内哲夫） 日程第24、町政執行方針について議題といたします。

説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） それでは、平成25年度の町政執行方針について申し述べたいと思います。お手元に配付しております資料を読み上げ、ご提案いたしますので、1ページをごらん願います。

平成25年上砂川町議会第1回定例会の開会に当たり、私の所信と施策の大綱を申し述べ、皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、平成22年4月に町長の重責を担わせていただき一期4年の最終年度を迎えようとしており、この間、人口減少問題や財政健全化問題など山積する課題を抱えての町政運営でありましたが、議員各位や町民の皆様のご協力によりまして、課題解決を図りながら町政を執行してきたところでございます。

昨年は、民主党政権下での政治の混迷が続く中、12月には衆議院の総選挙が執行され政権交代がなされたところでありますが、東日本大震災の処理対応の遅延や、デフレ経済からの脱却、さらには雇用環境の改善等の具体的対策が一向に見えない厳しい状況に置かれた1年であったと思うところであります。

自治体を取り巻く環境が厳しさを増す状況のもと、本年度予算につきましては、政策として進めます子育て支援対策や高齢者対策等の拡充を図るため、各団体や各地域の意向を把握し、町民の皆さんが安心して生き生きと暮らせる町づくりに向け関連予算を措置したところであります。

本町は、地域経済の低迷や人口の流出により町税等の減少が著しく、地方交付税に大きく依存する脆弱な財政基盤にあります。限られた財源の有効活用とみずからの創意工夫のもと、町民の皆

さんとの協働の町づくりの体制強化を図り、希望の持てる町づくりに向け全力を傾注する所存でありますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下、平成25年度の主要施策の大綱について申し上げます。

第一 健康で安心して暮らせる町づくり

1. 安心して子育てができる町づくり

子育て支援事業につきましては、育児用品購入券贈呈、保育園給食費の無料化、小・中学校給食費助成、中学生以下医療費助成等を継続するとともに、地域全体で支える子育て環境づくりに向け、育児中の親子の要望把握に努めながら、子育て支援ネットワークの活動強化に取り組んでまいります。

保育園につきましては、3歳未満児の保育需要が増加傾向にあることから、臨時保育士を増員し安全な受け入れ態勢を整えるほか、年長児のステップアップ事業や小学校授業見学等を継続してまいります。

園児と高齢者の交流につきましては、老人クラブ会員との触れ合いの場の提供を拡充するとともに、菜園の拡張により高齢者の知恵と経験を生かし、物をつくり育てる大切さと収穫の喜びを知る心の醸成に努めてまいります。

施設整備につきましては、給食室の冷房設備の設置を行い、保育環境の充実を図ってまいります。

育児に関する相談につきましては、保育園や乳幼児健診における心理相談のほか、おひさまルーム事業の活用を視野に入れ、あらゆる機会を通じて対処してまいります。

2. 高齢者や障害者に優しい町づくり

高齢者向け健康保持・予防及び負担軽減対策につきましては、新たに75歳以上の高齢者を対象に、肺炎球菌ワクチン接種費用の一部を助成するとともに、在宅介護における低所得世帯に対し、紙おむつ等の介護用品購入助成制度を創設してまいります。

高齢者の生きがい促進につきましては、保育園児との交流機会の拡充を進め、敬老祝い品贈呈、長寿祝い品贈呈、敬老会事業等を継続してまいります。

ひとり暮らし高齢者等の安全対策につきましては、社会福祉協議会や民生児童委員協議会等と連携した高齢者見守り体制の強化を図ってまいります。

また、社会福祉協議会の事務局体制を強化し、高齢者や障害者の生活に密着した生活支援事業について検討してまいります。

医療・介護サービス事業の中核を担う福祉医療センターにつきましては、入所者の状況等に応じた多様かつ質の高いサービスの提供が求められることから、本年4月より専門的ノウハウを持つ民間事業所による指定管理者制度を導入し、きめ細かにより高度なサービスの提供を図るとともに、長期的な安定経営に向け管理体制の抜本的見直しを進めてまいります。

障害者支援につきましては、障害者総合支援法に沿った各種支援事業を進めてまいります。

3. 生涯にわたり健康に暮らせる町づくり

健康づくりにつきましては、乳幼児期から成人、高齢者までのライフステージに合わせた生活習慣病予防と介護予防を重視し、きめ細かな保健指導・栄養指導を行うなど、総合的な食育推進事業等を進めてまいります。

また、健康増進対策としての全世帯向けパンケの湯無料入浴券につきましては、配布枚数をふやし事業の拡大をいたします。

歯科保健対策につきましては、幼児期からの虫歯予防としてフッ化物洗口を保育園年長児から小学生までに拡大し実施してまいります。

各種健診・がん対策等につきましては、健診受診費用の助成を継続し、大腸がん検診、子宮頸がん検診・乳がん検診では重点年齢者を対象に無料クーポン券を発行し受診率の向上を図ってまいります。

感染症予防対策につきましては、75歳以上の高齢者の肺炎球菌ワクチン接種費用の助成制度を創設するとともに、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチン等の助成を継続してまいります。

高齢者の健康維持と介護予防対策につきましては、「いきいき百歳体操」が全地区で住民主体の活動として定着するよう継続支援してまいります。

健康の里づくり事業につきましては、振興公社や各団体と連携を図りながら、子供から高齢者まで気軽に参加できる事業実施に努め、交流機会の確保と町民の健康増進を図ってまいります。

第二 教育と文化を育む町づくり

1. 次世代をみんなで担う町づくり

学校教育につきましては、「確かな学力」の習得といじめや不登校生徒等に対する適切な指導が求められており、抱える課題の解決に向け、支援してまいります。

家庭教育につきましては、「親子学習教室」の実施や「家庭学習の手引き」の作成など家庭学習の定着化と学力の底上げを支援してまいります。

福井市鶉地区との交流事業につきましては、昨年度小学生4名を派遣し、本年度鶉地区の小学生が来町予定となっておりますので、引き続き支援してまいります。

2. 生涯学べる町づくり

社会教育につきましては、生涯学習の観点に立ち、乳幼児から高齢者まで多様な学習要求に応えつつ、あわせて文化・スポーツ活動の振興を図られるよう支援してまいります。

町民センター・体育センターにつきましては、避難所機能の拡充と公民館機能である図書室と調理室を町民センターに集約する耐震化工事・大規模改修工事に着手してまいります。

このほか、具体的な教育行政の施策につきましては、教育行政執行方針で述べられますので省かせていただきます。

第三 安全で環境に優しい町づくり

1. 快適な生活ができる町づくり

空戸住宅対策につきましては、「町営住宅長寿命化計画」に基づき、入居者の理解を得ながら団地の集約や管理戸数の縮減を図ってまいります。

また、高齢者等に配慮した住宅改修を進め、空戸の解消に努めるとともに、除排雪事業につきましても、周辺住民の安全確保を図るため引き続き実施してまいります。

居住環境の整備につきましては、継続事業として下鶉地区の屋根のふきかえ、朝駒地区の屋根の塗装及び鶉若葉台・緑が丘地区の水洗化を進め、快適性と利便性の向上を図ってまいります。

橋梁整備につきましては、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき補助事業採択を求め、次年度以降、緊急を要するものを優先し整備してまいります。

道道につきましては、歩行者の安全確保を図るため東鶉歯科診療所から文珠交差点までの歩道未整備区間について、平成25年度の着手・完成に向け、引き続き要請活動を進めてまいります。

除排雪につきましては、安全で安心な道路確保を図るため、現行体制を維持しながら、より一層効率的で効果的な除排雪体制について検討してまいります。

路線バスにかかわる交通の確保につきましては、利用者の減少による減便等が予想されますが、地域住民の足を守る観点により、便数確保についてバス会社及び関係機関と調整してまいります。

水道事業につきましては、浄水施設の急速ろ過池浄水弁等の整備や水質センサー設備の機器を更新するとともに、緑が丘地区の配水管布設がえ整備を進めてまいります。

下水道事業につきましては、平成24年度をもって認可処理区域内の污水管整備が完了したことから、今後は維持管理と下水道普及の向上に努めてまいります。

分譲宅地につきましては、本町・中町分譲地及び鶉本町第2期分譲地で6区画が未売却となって

いることから、分譲条件の見直しも含め、効果的なPR方法を検討し完売に努めてまいります。

街路灯整備につきましては、平成24年度の町管理の一部街路灯LED化事業に引き続き、自治会管理の街路灯についてもLED化を進め、全町的な節電と自治会の電気料の負担軽減を図ってまいります。

2. 安全で安心な住みよい町づくり

消防体制につきましては、砂川地区広域消防組合への加入により、住民の安全・安心な暮らしが保たれておりますが、救急装備品の充実等により、傷病者の救命率の向上を目指すとともに、消防団の活性化等に努めてまいります。

地域防災につきましては、近年の気象変動による台風や集中豪雨などの自然災害に即応できるよう、地域防災計画・水防計画に沿った迅速かつ的確な防災体制の確立を図ってまいります。

災害時の避難所機能の拡充につきましては、町民センターの改修整備を進め万全を期すとともに、災害備蓄品についても、引き続き整備してまいります。

防犯体制につきましては、関係機関と連携し、犯罪や事故のない安全・安心な地域社会の実現に努めてまいります。

交通安全対策につきましては、引き続き高齢者を対象とした交通安全訪問講座を実施するとともに、交通安全推進委員会などと連携し、交通安全運動及び啓発活動を通じて一層の推進を図ってまいります。

消費者保護対策につきましては、振り込め詐欺や悪質商法の被害に遭わないよう、消費者被害防止ネットワークを中心に、特に被害の多いお年寄りを対象とした消費者被害防止訪問講座などを実施し、消費者被害の未然防止や早期発見に努めてまいります。

また、商品購入・契約等に関するトラブルなどの相談につきましては、消費生活相談員の配置を週4日から5日に延長し、強化してまいります。

鳥獣駆除対策につきましては、ヒグマやアライグマの出没件数が増加し、町民の生活に悪影響を及ぼしていることから、捕獲用の箱わなを整備するとともに、ハンターの養成について検討してまいります。

管理不全な危険建物につきましては、町民及び地域の安全、安心の確保と生活環境の保全を図るため、条例に基づく所要の措置を講じ、環境整備を図ってまいります。

3. 資源を生かす環境循環型社会を目指す町づくり

ごみの分別収集につきましては、衛生協力会と連携を図り、一層の減量化や資源化に努めるとともに、ごみの不法投棄に対し、環視連絡員の情報を得ながら未然防止に努めてまいります。

また、全町に配置している1枚ぶたのごみ収納ボックスにつきましては、軽量の2枚ぶたに年次的に整備をしてまいります。

可燃ごみの処理につきましては、中・北空知廃棄物処理広域連合の新焼却施設が4月より稼働することから、円滑な処理について構成市町と連携してまいります。

し尿処理につきましては、構成市町の既存施設が老朽化していることから、石狩川流域下水道奈井江浄化センターの機能拡充による平成27年度の共同利用開始に向け、必要な準備を進めてまいります。

共同浴場の運営につきましては、各町自助努力により運営しておりますが、住宅集約による利用者の減少影響等が大きいことから、東町共同浴場の経費の一部を助成するとともに、下鶉・鶉共同浴場につきましても運営状況の把握に努めてまいります。

第四 活力とにぎわいのある町づくり

1. 活力ある商工業を目指す町づくり

商業の活性化につきましては、商業者の自主性が大きな位置づけをなすものであり、商工会議所と連携を図りながら、きめ細やかなサービスの提

供ができるよう支援してまいります。

商工会議所が町民の新たな憩いの場確保に向け検討しております敷地及びロビーなどの開放事業に対し、側面支援をするとともに空き地・空き店舗対策や買い物弱者対策につきましても、関係者との連携を深め検討してまいります。

工業の振興につきましては、誘致企業を含む既存企業の体質強化と経営安定のため、町融資制度の拡充強化を図るとともに、商工会議所と連携のもと、国・道の各種制度を活用しながら地場産業のさらなる育成・助長に努めてまいります。

2. 地域を支える産業を構築する町づくり

新たな産業の構築につきましては、企業誘致に大きく依存するところではありますが、スフェーパーパワー社進出に続く新たな企業の誘致に向け、札幌ふるさと会のネットワーク化を検討するなど積極的な活動を推進するとともに、既存企業の体力強化に向け、国・道制度の活用や情報収集に努め、経営の安定を図ってまいります。

雇用対策につきましては、町道や公共施設等の維持管理のため、昨年に引き続き町独自の緊急雇用対策を講じるとともに、既存企業における事業拡大を支援し、町内居住者の雇用創出を図ってまいります。

上砂川町の活性化対策につきましては、議会や町づくり町民会議等において、町民に縛られることなく各界各層の代表者から成るプロジェクトの立ち上げが必要との提言を受けておりますので、町づくりに対する機運醸成に努め、早期に実現できるように検討してまいります。

3. 観光資源を生かした町づくり

観光対策につきましては、振興公社や各団体等と連携し、上砂川岳温泉「パンケの湯」を中心に各種イベントを開催するほか、来館者に喜ばれる新商品の開発など、観光入り込み客の増を図ってまいります。

本町最大のイベントであります仮装盆踊り花火大会につきましては、町民の期待と交流人口の増

加による経済波及効果も大きいことから、引き続き所要の予算措置を講じるとともに、商工会議所が検討しております中央立坑のライトアップや子供の誕生祝い、長寿の祝い等の町民の協賛記念花火の実施について側面から支援してまいります。

特産品の開発につきましては、昨年ニジマスの薫製試作に取り組んだところではありますが、本年度は国の緊急雇用創出推進事業の活用により雇用の場の確保も含め、養殖技術や顧客のニーズをさらに調査研究し、特産品としての確立と量産化体制の構築を図ってまいります。

第五 みんなで進める町づくり

1. 町民一人一人が主役の町づくり

町民の主体性を重んじる町づくりにつきましては、第6期総合計画に基づき進めておりますが、今年度が前期計画の最終年となりますので、各事業の評価検証を行い、町づくり町民会議を中心に町民のニーズを把握しながら、時代に即した後期計画を策定してまいります。

行政に対する町民の意向反映につきましては、あらゆる機会を通じて行政情報を提供し情報の共有化を図るとともに、町長室開放日のPRや町民が参加し意見を出しやすい環境の整備を進め、地域課題の解決に向け努めてまいります。

自治会・町内会活動を中心とする町づくりにつきましては、人口減少と高齢化により懸念される地域コミュニティ活動の停滞に対応すべく、職員による「地域サポート制度」の導入や「諸証明お届けサービス」を進めておりますが、住民サービスの向上に向けPRに努めつつ継続してまいります。

また、地域の担い手となる人材づくり事業につきましても、自治会と協議の上、さらなる連携を図りながら検討してまいります。

町民ボランティアによる町づくりにつきましては、早くよりその必要性を指摘されておりましたが、町内団体より自主管理を基本とした炭鉱館の開館要望がありましたので、子供たちに対する炭

鉱歴史の伝承と上砂川町出身者の来訪による施設見学等に供するため、夏季期間の土・日及びお盆期間に限り開館するものとし、町民と行政との協働の町づくりの具体策として取り組んでまいります。

町広報につきましては、見やすく読みやすい紙面づくりに努めるとともに、ホームページにつきましては、町外への重要な情報発信源となることから、タイムリーで的確な情報発信に努めてまいります。

2. 健全で効率的な財政運営を進める町づくり

本町の財政運営につきましては、町税等の自主財源が乏しく、地方交付税に大きく依存する状況にありますが、財政健全化計画により一定の成果を上げてきたところであります。

本年度の財政見込みにつきましては、町税の増額は期待できず、地方交付税にあっても政権交代により減額傾向にあり、当初予算編成に当たっては、効率的な財政運営を考慮しつつ、引き続き人口減少や少子高齢化対策に重点を置く各施策推進経費はもとより、災害発生に備えた町民センター・体育センターの耐震化、大規模改修事業や町内街路灯のLED化事業など生活インフラの整備についても所要の予算措置を講じたところであります。

追加補正を含めた今後の財政運営につきましては、年度途中においての優先すべき課題や住民のニーズを見きわめながら、効果的な事業の実施に努めつつ、中・長期財政計画を策定し、健全で効率的な財政運営がなせるよう努めてまいります。

3. 広域的な連携を進める町づくり

事業半ばとなっております戸籍システム共同運用につきましては、昨年10月に中空知4市5町と滝川市が事務委託の協議書を取り交わし、電子データ化に着手しており、平成26年3月のシステム全稼働に向けて諸準備を進めてまいります。

行政各般にわたる新たな広域連携につきましては、多種多様な観点により将来展望を見きわめな

がら、連携可能な事務事業の点検を進め、関係市町への働きかけなどにより、具体化できるよう努めてまいります。

以上、平成25年度の町政執行につきまして、私の所信を申し述べましたが、地方財政を取り巻く環境は、政権交代がなされたとは申せ、東日本大震災の影響や長引く景気低迷などにより先が見えない大変厳しい状況にあります。町民の皆さんが住みなれた上砂川町で生涯にわたり安心して暮らせる町づくりを目指し、職員と一丸となって全力で取り組んでまいり所存であります。

最後に、議員各位並びに町民の皆さんの町政に対する、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本年度予定しております主要施策につきましては、第6期総合計画の5つの柱に沿って別冊によりお示ししておりますので、ご高覧いただきたく、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で町政執行方針を終わります。

◎教育行政執行方針

○議長（堀内哲夫） 日程第25、教育行政執行方針について議題といたします。

説明を求めます。林教育長。

○教育長（林 智明） 教育行政執行方針を申し述べます。お手元に配付の教育行政執行方針を読み上げ、ご提案いたします。

平成25年第1回定例会の開会に当たり、平成25年度の教育行政の執行方針を申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜り、諸施策の推進に努めてまいります。

昨年度中学校で新学習指導要領が導入され、これにより小・中学校において新学習指導要領が全面実施されました。

新学習指導要領につきましては、子供たちの現状を踏まえ「生きる力」を育むという理念のもと、次代を担う子供たちがこれから社会において自立して生きていけるよう、基礎的・基本的な知識をしっかりと身につけさせ、それらを活用できる力を育成することが求められています。

教育委員会といたしましては、学力向上を含む教育課題に対し学校・家庭・地域が相互に連携し、地域全体で子供を育てる教育環境の実現に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 学校教育の推進

「生きる力」を基盤として、基礎・基本の「確かな学力」の定着と「豊かな心」、そして「健やかな体」の育成に努めてまいります。

（1）学習指導の充実

学校教育につきましては、全国学力調査において明らかになった課題の解決に向け、調査結果を分析・検証し、少人数だからこそできる個々の習熟度に応じたきめ細かな学習指導を行うとともに放課後や夏・冬休み期間を活用した補習授業の回数増を図り、学力の向上に努めてまいります。

また、児童・生徒に職業への目標意識を持たせるための「学び応援事業」と、高い文化に触れる機会を提供する「芸術鑑賞事業」を継続いたします。

学力の向上対策につきましては、朝読や漢字の書き取りを行う朝学習の充実を図り基礎学力の向上を図るとともに、放課後子ども教室の充実のほか、加配教員や巡回指導教員の継続配置を要請し、複数の教員による授業を行い児童・生徒に合わせた指導をすることにより、全体の学力の底上げを図ってまいります。

家庭学習の推進につきましては、親子を対象に家庭学習の指導を行う「親子学習教室」の実施や「家庭学習の手引き」を作成・配付し、家庭学習の定着化を図るとともに、学校においては、毎日宿題を出すなどして学校と家庭が連携し、家庭学

習の習慣化に努め、家庭の教育力向上を図ってまいります。

教職員の資質向上につきましては、教育課程などに関する専門研修への参加を促すとともに、研究集会や公開授業等を開催するなど、「教師力」「学校力」向上に学校全体で取り組み強化を図ります。

学校運営につきましては、開かれた学校と信頼される学校づくりを目指すため「町民参観日」を設け町民に開放するとともに、学校評議員制度の積極的活用を図り、確固たる外部評価の導入に努め、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子供を育てる環境づくりを進めてまいります。

現在の小学校の社会科副読本につきましては、平成6年改訂で18年余りが経過しており、この間町の状況が大きく変化していることから、教員による編集委員会を設置し、福井市鶉地区との交流を盛り込んだ社会科副読本を作成して郷土が持つ文化や歴史を継承してまいります。

児童・生徒の育成につきましては、将来社会に貢献する有意な人材を育成することを目的に、「頑張った児童・生徒顕彰」制度を創設し、児童・生徒のやる気を促進します。

英語教育につきましては、現在の英語指導助手が8月で任用期間が切れることから新たに英語指導助手を採用して、中学校における正しい発音や正確な聞き取り能力の指導のほか、小学校5・6年生については、基礎学力の向上を目指すとともに、その他の学年や保育園児にあっても、英語になれ親しむための授業を継続いたします。

フッ化物洗口事業につきましては、現在保育園で行っており、継続することが虫歯の予防に効果があることから、本年度小学校においても実施し、児童の虫歯予防に努めてまいります。

学校給食につきましては、保護者負担の軽減を図るため保護者に対し給食費の半額助成やパンと米飯の加工賃全額公費負担を継続するとともに、衛生管理の徹底を図り安心・安全な給食の提供に

努めてまいります。

福井県福井市鶉地区との相互交流事業につきましては、昨年度5・6年生4名を鶉地区に派遣し、本町の開拓の歴史を学ぶとともに、地区住民との交流を含め幅広い交流がなされ、本年度は鶉地区の子供たちを受け入れる予定であり、鶉地区の対応が決定次第、実行委員会において受け入れ時の対応を検討して実のある相互交流の実現に努めてまいります。

現在休止している炭鉱館につきましては、町民ボランティアの運営管理により夏季期間の土・日等に開館し、炭鉱の歴史を後世に継承するとともに、子供たちに炭鉱について学ぶ機会を提供いたします。

特別支援教育につきましては、障害のある児童・生徒に対し学校における日常生活動作や学習活動上のサポートのため小学校に特別教育支援員を引き続き配置するとともに、砂川市ことばの教室に通学している保護者に対し、通学費を助成することにより保護者の経済的負担軽減を図ってまいります。

小学校と保育園の交流事業につきましては、運動会、芸術鑑賞事業、中央小フェスティバルでの交流を継続いたします。

(2) 児童・生徒の指導

いじめ問題につきましては、全国各地でいじめによる痛ましい事案が発生するなど、大きな社会問題となっておりますので、道教委のアンケート調査のほかに学校独自のアンケート調査を行うなどして事前把握に努めてまいります。

また、遅刻や欠席がふえるなど児童・生徒からのサインを見逃さないよう徹底するとともに、「いじめ対応マニュアル」を作成・配付し、学校・家庭・地域が一体となっていじめの未然防止に努めてまいります。

不登校となっている児童・生徒につきましては、学級担任が中心となり家庭訪問等で日常生活の動向把握及び接点を保ちつつ、児童・生徒にと

って居場所となる学校を目指して細やかなケアに努めてまいります。

(3) 教育環境等の整備

小・中学校につきましては、教育用パソコンを整備し現在ADSL回線で情報教育を推進しておりますが、検索に時間を要することに加え、福井市鶉地区とのインターネットを活用した交流を予定していることから、より高速な光回線に切りかえ、インターネット環境を充実してまいります。

そのほか教育支援につきましては、教材費の助成のほか、部活動の各種大会等参加経費、スキー学習リフト代及びバス代経費、スポーツ振興センター傷害保険掛金等の全額公費負担を引き続き行い、保護者負担の軽減を図ってまいります。

2. 社会教育の推進

世代に応じてみずから学び、生涯にわたって実践できる学習環境の提供に努めてまいります。

(1) 社会教育の充実

学校支援地域本部事業につきましては、地域ぐるみで子供の教育を推進するため、町民ボランティアによる学校行事等の支援を行っており、昨年度は、新たに中学校の柔道指導ボランティアの支援があり、今後も多くの町民ボランティアの支援を行える体制整備に努めてまいります。

読書活動につきましては、「絵本DEココロ」で行っている本の読み聞かせ事業を引き続き保育園でも実施し、読書の楽しさを多くの子供たちに広めてまいります。

町民センター・体育センターにつきましては、災害時の避難所となっており、多くの町民に幅広く利用されていることから、避難所機能の拡充を図るとともに、効率的な施設運営を目指し公民館に設置の図書室と調理室を町民センターに集約する耐震化及び大規模改修工事に着手してまいります。

男女共同参画につきましては、女性の参加とともに男性が担う役割も求められておりますので、推進協議会が中心となり男女が支え合い・分かち

合う社会形成に向けた活動交流会の実施や各団体等の参加を支援してまいります。

年代別の事業につきましては、第5次社会教育計画に基づき、通年行っております幼児期のおひさまルームや少年期の体験活動、青年・成人期の学習活動及び高齢期の寿学級等を引き続き実施してまいります。

(2) 芸術・文化の振興

芸術・文化の振興につきましては、昨年度に引き続き文化活動の中心的組織である文化協会主催の芸能祭や美術祭を開催し、より多くの町民に文化に触れる機会を提供していただけるよう支援してまいります。

上砂川獅子神楽につきましては、上砂川町唯一の郷土芸能でありますので、保存会に対し衣装整備助成や普及活動及び指導者の育成について引き続き支援してまいります。

こども鶉龍真太鼓につきましては、現在休止中ではありますが、子供たちに太鼓の楽しさを知ってもらい鶉龍真太鼓を後世に継承するとともに、福井市鶉地区の子供たちの受け入れ時の交流の一環としてこども鶉龍真太鼓を再開してまいります。

(3) スポーツの振興

社会体育の振興につきましては、体育協会の主催事業であります「全町混合ミニバレーボール大会」を支援・協力するとともに、「スーパードッジボール大会」につきましても、子ども会育成連絡協議会の協力を得て、開催してまいります。

スナッグゴルフにつきましては、健康増進の観点から昨年度同様体験会などの開催のほか、他団体の各種行事の中に体験コーナーを設けるなどして普及拡大に努めてまいります。

町営球場につきましては、新たな活用を図るため昨年度老朽化が著しいスタンド等の撤去を行いましたので、各関係団体等の意見を拝聴しながら、町づくりに資する具体的内容の検討を進めてまいります。

以上、本年度の教育行政の執行に関する主要な

方針を申し上げました。

執行に当たりましては、関係機関及び教育諸団体との密接な連携を保ち、万全を期し最善の努力をしておりますので、町議会議員並びに町民の皆さんの格別なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。

以上あります。

○議長（堀内哲夫） 以上で教育行政執行方針を終わります。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、11日は午前10時から本会議を再開いたしますので、出席方よろしく願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。どうもご苦勞さまでした。

（散会 午後 2時05分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 大 内 兆 春

署 名 議 員 伊 藤 充 章

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成 2 5 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録 (第 2 日)

3 月 1 1 日 (月曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 5 6 分 散 会

○議事日程 第 2 号

- | | | | |
|-------|---|-------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員指名について | 第 1 2 | 議案第 1 3 号 平成 2 4 年度上砂川町一般会計補正予算 (第 6 号) |
| 第 2 | 発議第 1 号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について | 第 1 3 | 議案第 1 4 号 平成 2 4 年度上砂川町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 1 号) |
| 第 3 | 発議第 2 号 上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則制定について | 第 1 4 | 議案第 1 5 号 平成 2 4 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 第 4 | 議案第 5 号 上砂川町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について | 第 1 5 | 議案第 1 6 号 平成 2 4 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 1 号) |
| 第 5 | 議案第 6 号 上砂川町債権管理条例制定について | 第 1 6 | 議案第 1 7 号 平成 2 4 年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 第 6 | 議案第 7 号 福祉医療センターの指定管理者制度導入に伴う関係条例の整理に関する条例制定について | 第 1 7 | 議案第 1 8 号 平成 2 4 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 第 7 | 議案第 8 号 上砂川町特別会計条例の一部を改正する条例制定について | 第 1 8 | 議案第 1 9 号 平成 2 4 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 第 8 | 議案第 9 号 地域主権改革一括法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について | 第 1 9 | 議案第 2 0 号 平成 2 4 年度上砂川町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
※ 発議第 1 号～第 2 号、議案第 5 号～第 2 0 号までは、質疑・討論・採決とする。 |
| 第 9 | 議案第 1 0 号 上砂川町営球場の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定について | 第 2 0 | 議案第 2 1 号 平成 2 5 年度上砂川町一般会計予算 |
| 第 1 0 | 議案第 1 1 号 権利の放棄について | 第 2 1 | 議案第 2 2 号 平成 2 5 年度上砂川町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 予算 |
| 第 1 1 | 議案第 1 2 号 石狩川流域下水道効果促進事業 (汚泥等受入施設建設事業) に対する支援に関する事務の委託に関する規約の制定について | | |

- 第22 議案第23号 平成25年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 第23 議案第24号 平成25年度上砂川町土地取得事業特別会計予算
- 第24 議案第25号 平成25年度上砂川町下水道事業特別会計予算
- 第25 議案第26号 平成25年度上砂川町水道事業会計予算
- ※ 議案第21号～第26号までは、予算の大綱・提案理由・内容説明までとし、予算特別委員会に付託する。
- 第26 予算特別委員会設置及び付託について

○会議録署名議員

8番	大内兆春
1番	伊藤充章

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） ただいまの出席議員は9名でございます。

理事者側につきましては、清野福祉医療センター一参事が病気休職中のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成25年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、8番、大内議員、1番、伊藤議員を指名いたします。よろしく願います。

○発議第1号 発議第2号 議案第5号

- 議案第6号 議案第7号 議案第8号
 議案第9号 議案第10号 議案第11号
 議案第12号 議案第13号 議案第14号
 議案第15号 議案第16号 議案第17号
 議案第18号 議案第19号 議案第20号

○議長（堀内哲夫） 日程第2、発議第1号から日程第19、議案第20号につきましては、既に提案理由及び内容説明が終了しておりますので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第2、発議第1号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3、発議第2号 上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより発議第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第5号 上砂川町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 上砂川町新型インフルエンザ等対策本部条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第6号 上砂川町債権管理条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 上砂川町債権管理条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第7号 福祉医療センターの指定管理者制度導入に伴う関係条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 福祉医療センターの指定管理者制度導入に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号 上砂川町特別会計条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 上砂川町特別会計条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第9号 地域主権改革一括法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 地域主権改革一括法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第10号 上砂川町営球場の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切

ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 上砂川町営球場の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第11号 権利の放棄について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 権利の放棄については、原案のとおり決定いたしました。

日程第11、議案第12号 石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託に関する規約の制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託に関する規約の制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第12、議案第13号 平成24年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 平成24年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第13、議案第14号 平成24年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 平成24年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第14、議案第15号 平成24年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 平成24年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第15、議案第16号 平成24年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第16号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 平成24年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第16、議案第17号 平成24年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 平成24年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第17、議案第18号 平成24年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第18号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 平成24年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第18、議案第19号 平成24年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第19号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 平成24年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第19、議案第20号 平成24年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）について議題いたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第20号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 平成24年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第21号 議案第22号 議案第23号
議案第24号 議案第25号 議案第26号

○議長（堀内哲夫） 日程第20、議案第21号から日程第25、議案第26号までにつきましては、関連性がございますので、一括議題とし、提案理由及び予算の大綱、内容説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、日程第20、議案第21号 平成25年度上砂川町一般会計予算から日程第25、議案第26号 平成25年度上砂川町水道事業会計予算まで一

括議題といたします。

それでは、議案第21号から議案第26号につきまして提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま一括上程されました議案第21号 平成25年度上砂川町一般会計予算から議案第26号 平成25年度上砂川町水道事業会計予算までにつきまして提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

予算書本文、1ページをご参照願います。議案第21号 平成25年度上砂川町一般会計予算。

平成25年度上砂川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億3,380万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び負担金、補助及び交付金（退職手当組合負担金に限る）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

次、113ページをお開き願います。議案第22号

平成25年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算。

平成25年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億255万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

次に、121ページをお開き願います。議案第23号 平成25年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算。

平成25年度上砂川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,163万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

次に、129ページでございます。議案第24号 平成25年度上砂川町土地取得事業特別会計予算。

平成25年度上砂川町土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ373万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

続きまして、133ページでございます。議案第25号 平成25年度上砂川町下水道事業特別会計予算。

平成25年度上砂川町下水道事業特別会計の予算

は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億5,093万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、3,000万円と定める。

平成25年3月8日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

次に、149ページをお開き願います。議案第26号 平成25年度上砂川町水道事業会計予算。

（総則）

第1条 平成25年度上砂川町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水戸数1,919戸

（2）年間給水量39万9,985立方メートル

（3）1日平均給水量1,096立方メートル

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、第1款水道事業収益1億5,023万8,000円。第1項営業収益9,350万9,000円。第2項営業外収益5,672万9,000円。

支出、第1款水道事業費用1億5,023万8,000円。第1項営業費用1億514万9,000円。第2項営業外費用4,498万9,000円。第3項予備費10万円。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次の

とおりに定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,217万1,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入9,856万9,000円。第1項出資金2,806万9,000円。第2項企業債5,460万円。第3項国庫補助金1,524万6,000円。第4項他会計補助金65万4,000円。

支出、第1款資本的支出1億5,074万円。第1項企業債償還金8,024万円。第2項建設改良費7,050万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。起債の目的、簡易水道等施設整備事業。限度額、5,460万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億5,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第7条 次にあげる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費2,127万8,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額は、5,502万円とし、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補

助を受ける金額は、65万4,000円、企業債償還金のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,806万9,000円とする。

平成25年3月8日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以上、議案第21号から26号まで提案理由を申し述べましたが、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

以上であります。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き予算の大綱、内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長(奥山光一) それでは、ご指示により、議案第21号、平成25年度一般会計予算から議案第26号、平成25年度水道事業会計予算まで一括して内容の説明をいたします。

お手元に配付しております予算の大綱を読み上げ、説明とさせていただきますので、その後予算書本文へ入らせていただきますので、初めに平成25年度各会計予算の大綱1ページをごらん願います。平成25年度予算編成方針。本町の財政状況は、財政健全化計画の着実な実行により、一定の成果を上げたものの、依然として地方交付税に大きく依存する状況が続いていることから、引き続き効率的な財政運営に努めなければなりません。このような財政状況の中にありましても、本町の重要課題であります人口減少対策のための移住、定住施策、子育て支援施策のほか高齢者施策、防災対策、雇用施策、教育関連施策の充実など、子供からお年寄りまで全ての町民が安心して暮らせる町づくりに向け、限られた財源の有効活用を図り、第6期上砂川町総合計画に基づき予算編成を行ったところです。

その結果、予算規模につきましては、5ページにまとめておりますが、一般会計で28億3,380万円、5特別会計会計で6億3,983万円、合計で34

億7,363万円となっております。

以下、平成25年度各会計予算の概要についてご説明いたします。一般会計予算の概要でございます。本年度の一般会計予算規模は28億3,380万円で、前年度比14.0%、3億4,700万円の増となりました。増額の主な要因は、災害時の避難所である町民センター・体育センター耐震補強及び大規模改修事業によるものですが、重点施策である公的住宅の住環境整備による定住対策事業や子育て支援の小中学校給食費助成事業、高齢者対策の敬老祝い品贈呈事業や在宅老人等除雪サービス事業、町民の健康増進のための温泉無料入浴券の拡大、さらには町内の雇用の創出を図るための雇用対策事業などに係る経費について予算計上したところであります。

次に、歳入の概要でございます。主なものを6ページに記載してございますので、あわせてごらん願います。町税、個人、法人町民税や固定資産税など、前年度比5.1%増の1億5,611万5,000円としました。

地方譲与税、地方譲与税から特例交付金までは、前年度交付額を勘案し、計上しました。

地方交付税、国の地方財政計画に基づく交付実績と公債費の償還終了による減額などを見込み、普通交付税で13億5,020万円、特別交付税で1億7,300万円を見込み、総額では前年度対比5.8%増の15億2,320万円としました。

使用料及び手数料、公住使用料やごみ処理及びし尿処理証紙収入など、前年度比1.8%増の2億23万円としました。

国庫支出金、町民センター・体育センター耐震補強事業補助金や障害者自立支援費に対する負担金などの増により、前年度比68.0%増の2億480万6,000円としました。

道支出金、障害者自立支援費に対する負担金や参議院議員選挙費委託金などの増により、前年度比10.5%増の1億1,063万9,000円としました。

財産収入、福祉医療センターを指定管理者制度

導入に伴い、建物貸付収入の増により、前年度比128.5%増の4,503万2,000円としました。

諸収入、指定管理者制度に伴う介護サービス収入の減により、前年度比35.1%減の1億5,405万1,000円としました。

町債、町民センター・体育センター耐震補強及び大規模改修事業債の増により前年度比140.0%増の3億7,650万円としました。

次に、歳出の概要でございます。7ページもあわせてごらん願います。人件費、前年度末退職と特別会計廃止に伴う人件費の振りかえなどにより、前年度比14.4%増の6億1,828万3,000円としました。

扶助費、障害者自立支援費など、前年度比18.7%減の2億8,161万4,000円としました。

公債費、平成24年度まで借り入れしました長期債の元利償還金と一時借入金利子により、前年度比6.8%減の4億1,997万2,000円としました。

物件費、特別養護老人ホームやデイサービスセンターの指定管理などにより、前年度比15.0%減の2億9,194万2,000円としました。

補助費等、各団体への負担金の所要額を見込むほか、砂川地区広域消防組合、広域連合負担金など、前年度比3.2%増の5億3,005万6,000円としました。

投資的経費、町民センター・体育センター耐震補強及び大規模改修や町営住宅水洗化事業及び道路維持費など、前年度比320.2%増の4億3,854万8,000円としました。

貸付金、中小企業融資及び商店街近代化融資貸付金により、前年度比8.2%増の1,368万円としました。

繰出金、国民健康保険事業特別会計など5特別会計繰出金合計で、前年度比20.7%減の1億8,678万4,000円としました。

続きまして、特別会計予算の概要でございます。5ページもあわせてごらん願います。国民健康保険事業特別会計、空知中部広域連合への分賦金な

ど、前年度比44.7%減の1億255万8,000円としました。

後期高齢者医療特別会計、後期高齢者医療に係る北海道後期高齢者広域連合への分賦金など、前年度比0.7%増の8,163万6,000円としました。

土地取得事業特別会計、公債費の元利償還金で前年度同額の373万円としました。

下水道事業特別会計、下水道污水管布設工事費の減少により、前年度比10.3%減の1億5,093万円としました。

水道事業会計、収益的収支では検満量水器取りかえ修繕費や長期債償還利子などの減、資本費では水道施設整備事業の増により、収益、資本費合計で前年度比1.7%減の3億97万8,000円としました。

一般会計及び各特別会計の詳細な概要につきましては予算審議の中で各担当よりご説明申し上げますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

また、平成25年度の主要事業につきましては、8ページから15ページまでに掲載しておりますほか、執行方針別冊にも記載しておりますので、ご参照願います。

それでは、予算書本文に入ります。初めに、議案第21号、一般会計予算でございます。3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。次ページでございます。歳入、1款町税1億5,611万5,000円、1項町民税7,067万円、2項固定資産税5,082万2,000円、3項軽自動車税600万7,000円、4項町たばこ税2,330万1,000円、5項入湯税531万5,000円。

2款地方譲与税1,400万円、1項地方揮発油譲与税300万円、2項自動車重量譲与税1,100万円。

3款利子割交付金50万円、1項利子割交付金、同額であります。

4款配当割交付金10万円、1項配当割交付金、同額であります。

5款株式等譲渡所得割交付金10万円、1項株式

等譲渡所得割交付金、同額であります。

6款地方消費税交付金3,300万円、1項地方消費税交付金、同額であります。

7款自動車取得税交付金300万円、1項自動車取得税交付金、同額であります。

8款地方特例交付金10万円、1項地方特例交付金、同額であります。

9款地方交付税15億2,320万円、1項地方交付税、同額であります。

10款交通安全対策特別交付金10万円、1項交通安全対策特別交付金、同額であります。

11款分担金及び負担金1,071万6,000円、1項負担金、同額であります。

12款使用料及び手数料2億23万円、1項使用料1億7,721万7,000円、2項手数料225万円、3項証紙収入2,076万3,000円。

13款国庫支出金2億480万6,000円、1項国庫負担金1億2,773万2,000円、2項国庫補助金7,593万6,000円、3項国庫委託金113万8,000円。

14款道支出金1億1,063万9,000円、1項道負担金8,707万円、2項道補助金1,450万1,000円、3項道委託金906万8,000円。

15款財産収入4,503万2,000円、1項財産運用収入4,500万1,000円、2項財産売払収入3万1,000円。

16款寄附金1万1,000円、1項寄附金、同額であります。

次ページでございます。17款繰入金250万円、1項基金繰入金、同額であります。

18款諸収入1億5,315万1,000円、1項延滞金、加算金及び過料1万1,000円、2項町預金利子5万円、3項貸付金元利収入1,368万円、4項受託事業収入52万6,000円、5項雑入1億3,888万4,000円。

19款町債3億7,650万円、1項町債、同額であります。

歳入合計が28億3,380万円であります。

歳出、1款議会費4,304万9,000円、1項議会費、

同額であります。

2 款総務費 4 億 8,083 万 6,000 円、1 項総務管理費 4 億 1,673 万 4,000 円、2 項徴税費 711 万 4,000 円、3 項戸籍住民基本台帳費 5,071 万 6,000 円、4 項選挙費 488 万 1,000 円、5 項統計調査費 33 万円、6 項監査委員費 106 万 1,000 円。

3 款民生費 5 億 5,396 万 2,000 円、1 項社会福祉費 4 億 9,199 万円、2 項児童福祉費 6,143 万 2,000 円、3 項生活保護費 30 万円、4 項災害救助費 24 万円。

4 款衛生費 1 億 8,480 万 1,000 円、1 項保健衛生費 8,002 万 1,000 円、2 項清掃費 1 億 478 万円。

5 款労働費 1,105 万 3,000 円、1 項労働費、同額であります。

6 款農林水産業費 53 万 8,000 円、1 項林業費、同額であります。

7 款商工費 5,477 万 4,000 円、1 項商工費、同額であります。

8 款土木費 2 億 6,593 万 5,000 円、1 項土木管理費 1 億 364 万円、2 項道路橋りょう費 8,608 万 6,000 円、3 項住宅費 7,620 万 9,000 円。

9 款消防費 1 億 6,220 万 7,000 円、1 項消防費、同額であります。

10 款教育費 8,823 万 2,000 円、1 項教育総務費 69 万 8,000 円、次ページでござい、2 項小学校費 2,844 万 1,000 円、3 項中学校費 3,165 万 8,000 円、4 項社会教育費 962 万 1,000 円、5 項保健体育費 1,152 万 6,000 円。

11 款災害復旧費 1 万 3,000 円、1 項農林水産業施設災害復旧費、同額であります。

12 款公債費 4 億 1,997 万 2,000 円、1 項公債費、同額であります。

13 款職員費 5 億 6,542 万 8,000 円、1 項職員費、同額であります。

14 款予備費 300 万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が 28 億 3,380 万円であります。

第 2 表、地方債。起債の目的、臨時財政対策。

限度額、9,110 万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

町民センター・体育センター耐震補強及び大規模改修実施設計事業、2 億 3,190 万円、同上、同上、同上。

過疎地域自立促進特別事業、4,700 万円、同上、同上、同上。

既設公営住宅改善事業、230 万円、同上、同上、同上。

既設改良住宅改善事業、420 万円、同上、同上、同上。

合計 3 億 7,650 万円。

続きまして、議案第 22 号、国民健康保険特別会計予算でござい。114 ページをごらん願います。第 1 表、歳入歳出予算。歳入、1 款国民健康保険税 6,642 万 1,000 円、1 項国民健康保険税、同額であります。

2 款使用料及び手数料 1 万 2,000 円、1 項手数料、同額であります。

3 款繰入金 3,612 万円、1 項一般会計繰入金、同額であります。基金繰入金、廃項でござい。

4 款諸収入 5,000 円、1 項延滞金及び過料 2,000 円、2 項雑入 3,000 円。

歳入合計が 1 億 255 万 8,000 円となります。

歳出、1 款総務費 1 億 240 万 3,000 円、1 項総務管理費 1 億 145 万 2,000 円、2 項徴税費 95 万 1,000 円。

2 款諸支出金 5 万 5,000 円、1 項償還金及び還付加算金、同額であります。

3 款予備費 10 万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が1億255万8,000円となります。

続きまして、議案第23号、後期高齢者医療特別会計予算でございます。122ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款後期高齢者医療保険料5,983万2,000円、1項後期高齢者医療保険料、同額であります。

2款使用料及び手数料1,000円、1項手数料、同額であります。

3款広域連合支出金6万円、1項広域連合交付金、同額であります。

4款繰入金2,152万9,000円、1項一般会計繰入金、同額であります。

5款諸収入21万4,000円、1項延滞金、加算金及び過料2,000円、2項預金利子1,000円、3項雑入21万1,000円。

歳入合計が8,163万6,000円となります。

歳出、1款総務費131万8,000円、1項総務管理費43万4,000円、2項徴収費88万4,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金8,000万8,000円、1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

3款諸支出金21万円、1項償還金及び還付加算金、同額であります。

4款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が8,163万6,000円となります。

続きまして、議案第24号、土地取得事業特別会計予算でございます。130ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款繰入金373万円、1項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が373万円となります。

歳出、1款公債費373万円、1項公債費、同額であります。

歳出合計が373万円となります。

続きまして、議案第25号、下水道事業特別会計予算でございます。134ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款分担金及び負担金248万5,000円、1項受益者分担金、同額であ

ります。

2款使用料及び手数料3,055万8,000円、1項使用料、同額であります。

3款繰入金7,038万5,000円、1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入2,000円、1項延滞金及び過料1,000円、2項雑入1,000円。

5款町債4,750万円、1項町債、同額であります。

国庫支出金、廃款でございます。国庫補助金、廃項でございます。

歳入合計が1億5,093万円となります。

歳出、1款下水道費3,002万6,000円、1項下水道整備費2,555万2,000円、2項下水道維持費447万4,000円。

2款公債費1億2,080万4,000円、1項公債費、同額であります。

3款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が1億5,093万円となります。

第2表、地方債。起債の目的、流域下水道事業。限度額、330万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

資本費平準化債、4,420万円、同上、同上、同上。

続きまして、議案第26号、水道事業会計予算でございます。152ページをごらん願います。平成25年度上砂川町水道事業会計予算実施計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1款水道事業収益1億5,023万8,000円、1項営業収益9,350万9,000円、1目給水収益9,336万7,000円、2目その他

の営業収益14万2,000円、2項営業外収益5,672万9,000円、1目受取利息及び配当金2万円、2目繰入金5,502万円、3目他会計負担金163万9,000円、4目雑収益5万円。

収益的支出、1款水道事業費用1億5,023万8,000円、1項営業費用1億514万9,000円、1目原水及び浄水費1,724万1,000円、2目配水及び給水費928万9,000円、3目業務費149万2,000円、4目総係費2,494万5,000円、5目減価償却費4,863万6,000円、6目資産減耗費353万6,000円、7目その他の営業費用1万円、2項営業外費用4,498万9,000円、1目支払い利息及び企業債取扱費4,111万5,000円、2目雑支出69万2,000円、3目消費税及び地方消費税318万2,000円、3項予備費10万円、1目予備費、同額であります。

次ページでございます。資本的収入及び支出。資本的収入、1款資本的収入9,856万9,000円、1項出資金2,806万9,000円、1目負担区分に基づかない出資金、同額であります。2項企業債5,460万円、1目企業債、同額であります。3項国庫補助金1,524万6,000円、1目国庫補助金、同額であります。4項他会計補助金65万4,000円、1目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出1億5,074万円、1項企業債償還金8,024万円、1目企業債償還金、同額であります。2項建設改良費7,050万円、1目簡易水道等施設整備事業費、同額であります。

以上で内容の説明を終わらせていただきますが、一般会計及び各特別会計の事項別明細書につきましては後日担当課長から説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で予算の大綱、内容の説明を終わります。

◎予算特別委員会設置及び付託について

○議長（堀内哲夫） 日程第26、予算特別委員会の設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第21号から議案第26号までについて、委員会条例の規定により8名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号から議案第26号までについては、8名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。予算特別委員会の委員については、議長を除く議員8名全員を指名いたします。

お諮りいたします。本特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例の規定により委員会において互選することになっておりますが、申し合わせによりまして総務文教常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、委員長には数馬議員、副委員長には吉川議員を指名いたします。

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日12日と13日の2日間、議案調査等のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、12日と13日の2日間は休会することに決定いたしました。

なお、休会中の13日につきましては常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

また、14日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれをもって散会いたします。ご苦勞さまでした。

（散会 午前10時56分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 大 内 兆 春

署 名 議 員 伊 藤 充 章

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成 2 5 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 3 日）

3 月 1 4 日（木曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 1 時 2 0 分 散 会

○議事日程 第 3 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 町政執行方針に対する質疑
- 第 3 教育行政執行方針に対する質疑

○会議録署名議員

8 番	大	内	兆	春
1 番	伊	藤	充	章

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、清野福祉医療センター参事が病気休職中のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成 25 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 117 条の規定によって、8 番、大内議員、1 番、伊藤議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎町政執行方針に対する質疑

○議長（堀内哲夫） 日程第 2、町政執行方針に対する質疑を行います。

本件については、議長の手元まで通告が参って

おりますので、許可してまいりたいと思います。

◇ 大 内 兆 春 議員

○議長（堀内哲夫） 初めに、8 番、大内副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○8 番（大内兆春） 私は、平成 25 年第 1 回定例会に当たり、町政執行方針について質問いたします。

貝田町政が間もなく残り 1 年、1 期 4 年目を迎えようとしています。この 3 年間で、私たちが暮らす山合いの小さな町で安心して住み続けていくために多様な施策を導入して、町民の安全に応えてきましたことに感謝を申し上げます。また、私の質問提起いたしました地域サポート制度、全町自治会が管理する街路灯の LED 化事業などの件に対応していただきまして、まことにありがとうございます。このたびの質問に対しても、春闘ではございませんが、満額回答がいただけますようご期待申し上げ、質問に入ります。

1 件目、より多くの人に住んでもらうための施策についてお聞きいたします。正直申し上げるに、25 年度の町政執行方針をお聞きしまして、これはとにかく大変だなという思いがいたしました。税金、人口など必要な数字が下向きを続けており、反面ありがたい数字が上向きのですから、全く困ったものでございます。とにかくこの危機を脱するにどうしたらいいのか、つまりどのような政策をしたら、どうしたらよいかについては、皆さんも頭を痛めておられるはずです。ただ、政策の方向性としては、昨今の経済情勢等を勘案すると、より多くの人に上砂川町で働いても

らうものよりも、より多くの人に住んでもらう方法を検討するほうが現時点では現実的だと思われます。

それでは、具体的にどのような政策をとったらよいのか、言いかえると若い世代が移り住んでくれるにはどのような受け皿を準備すればよいのかを考える必要があります。その第1として、充実した子育て支援事業の構築があります。これは、執行方針に一層の充実がうたわれています。その第2は、住宅及び居住環境です。

そこで、町長にお尋ねいたします。まず、第1点ですが、町営住宅の空戸対策、居住環境事業、分譲宅地未売却問題等、住宅に関する問題が山積しておりますが、人口流出の抑制、定住、移住の促進の観点からこれらにどう取り組んでいかれるつもりか、お考えをお聞きます。

次いで、第2点目は、多機能複合施設の建設、誘致についてです。近年多くの自治体において公有地の有効活用及び民活の観点から、住宅、商業施設、公共機関が同居する複合施設の建設が行われています。昨今の若い世代は、スマートホンに代表されるように多機能のものへの志向が顕著でありますので、ご意見をお尋ねいたします。

2件目でございますが、歯科保健対策、フッ化物洗口について提案をいたします。来年度も生涯にわたり健康に暮らせる町づくりのための主要施策の一つとしてフッ化物洗口事業の実施が挙げられています。その事業費予算は3万円であり、金額的には大きいとは言えません。ちなみに、我が北海道が2009年に全国の自治体で初のフッ化物洗口推進条例を制定、施行しているとのこと。では、なぜ私がこれを取り上げたかという、洗浄に使うフッ化物の主要元素はフッ素ですが、これが子供たちの健康を損なうのではないかと懸念されているからでございます。ご承知のように、フッ化物洗口はフッ化物の使用によって歯のエナメル質を溶かす酸をつくる細菌の酵素を抑制することにより虫歯の発生を予防すること

を狙ったものでございますが、この虫歯予防の効果にとどまらず、フッ化物が他の有用な酵素まで破壊してしまう結果、深刻な骨の病気を発生させてしまうということです。これまで発病は発展途上国の事例のように飲料水摂取を通じたフッ化物の過剰摂取が原因とされてきましたが、昨今では少量の摂取でもその危険性は存在するとの意見があります。このようにフッ化物の安全性が完全に確証されていない以上、フッ化物洗口を無条件に全員の子供たちを対象に行わせるべきではないと考えます。そこで、提案ですが、フッ化物の安全性が完全に確証されるまでの間、保護者に説明の上、その同意を得た子供に実施を限定してはどうかと思っておりますが、町長のご意見をお聞かせください。

以上で私の町政執行方針についての質問を終わります。

○議長（堀内哲夫） ただいまの8番、大内副議長の質疑に対し、答弁を求めてまいります。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） 8番、大内議員の1件目のご質問、より多くの人に住んでもらうための施策についてお答えいたします。

最初に、人口減少の経過等につき触れさせていただきます。本町は、石炭産業の衰退により、隆盛時の昭和27年には3万2,000人を超える人口を数えましたが、国のエネルギー革命の急速な進行により、昭和62年7月に三井砂川炭鉱が閉山となり、炭鉱にかわる新たな産業の創出を図るため、企業誘致活動を積極的に展開いたしました。結果として人口減少に歯どめがかからず、現在3,700人余りまで人口が減少し、高齢化率も42%を超えるなど、人口減少、そして少子高齢化対策が大きな行政課題となっているところであります。このような状況のもと、人口減少対策、住宅施策といたしまして、平成23年度に中央地区に若年層と高齢者の共同住宅として全戸3LDKの間取りで1棟16戸の公営住宅の建設を行い、町外から6世

帯19人の若年層の移住が図られるなど、一定の成果があり、また商店街振興にもつながったと考えているところであります。本町に限らず、人口減少対策にあっては単に住宅施策のみをもってして効果が生まれるわけではなく、行政全体のサービスアップが求められますことから、少子化対策や子育て支援対策にも力を入れ、中学生以下医療費助成や子宮頸がんワクチンの接種費用の助成など、この町で子供を産み育てることができる環境を整え、若年層の移住、定住の推進に努めてきたところであります。

議員お尋ねの町営住宅の空戸対策についてであります。効率的な行財政運営を進めるに当たりましても、住宅集約再編は喫緊の課題でありますことから、町営住宅長寿命化計画によりまして東町地区、下鶉地区の一部につきまして住宅再編に既に取り組み、今後におきましては緑が丘地区、鶉地区の住宅再編に取り組むこととしております。また、住宅再編とあわせまして、若年層向け、高齢者向けの住宅整備による対策も必要であり、人口の流出抑制のための住宅施策も求められるものでありますことから、住民のニーズ調査を行い、高齢者に配慮した既存住宅の改修や高齢者と若年層世帯が混合する住宅整備につきましても検討しなければならぬと考えており、お話のとおりまもなく上砂川に行けば恵まれた環境の中で生活できるとのPRとそのための受け皿づくりが必要であるとの思いを同じにするものであります。

また、分譲宅地未売却地についてであります。人口定着、移住の具体策といたしまして持ち家率の向上が最も効果ある施策と思うものであります。ご指摘の町分譲宅地の販売でございますが、依然として本町、中町、鶉本町分譲地で6区画の未売却となっておりますことから販売促進を図り、定住対策といたしまして低廉な価格による販売や固定資産税の減免期間の延長など分譲条件の見直しを行い、販売促進に向けた対策について検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、さきに申し述べましたとおり人口減少対策にありましては住環境整備だけではなく、町内での就労場所の確保も不可欠であると考えますことから、引き続き新たな企業誘致活動に取り組むとともに、地元企業の事業拡大に向けた支援など、総合的な施策を検討してまいりたいと考えるものであります。しかしながら、人口減少対策は行政の力だけでは限界があると思われ、議員の皆さん、そして町民の皆さんと一体となった熱意ある取り組みが必要と思うものであり、行政最大の課題解決に向け、住民意向をしっかりと捉まえ、その対策に全力を注いでまいりたいと考えますので、議員各位のさらなるご協力をお願いするものであります。

次に、複合型施設の建設についてであります。議員もご承知のとおり、本町では閉山後の商店街振興を図るべく商店街近代化計画を策定いたしまして、商業と公共施設が一体となった複合施設建設に商工会議所とともに取り組んでおりましたが、複合施設の核となる店舗の入店や他の事業者の入店等の確保が困難であったことから、この複合施設建設につきましては実現できなかった経緯があり、今日に至っておりますが、商店街の振興対策も本町の置かれている課題の一つであるとの認識をするものであります。新しい時代のニーズに即した多機能を有する複合施設の建設につきましては、過去の事例を参考として、何をもって何をすべきかとの目的意識を持ち、新たな視点に立った議論が求められると考えますので、商店街振興対策にとどめず、総合的観点より町づくりに資する事業として新年度設置予定の活性化対策のためのプロジェクトを中心に検討してまいりたいと考えますので、ご理解賜りたく、お願い申し上げます。

次に、2件目のご質問、歯科保健対策、フッ化物洗口についてであります。フッ化物洗口につきましては、国の方針により平成21年に北海道において北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例が

施行され、効果的な歯科保健対策としてフッ化物洗口の推進が盛り込まれたところであり、北海道教育委員会でも児童生徒の虫歯予防のため学校におけるフッ化物洗口の実施を推進しているものがあります。本町におきましては、平成22年7月から保育園でのフッ化物洗口を実施しているところですが、中空知管内の他市町におきましてもほとんどの保育園と幼稚園は実施済みであり、小学校については滝川市と砂川市が平成23年度から実施、他の中空知管内のほとんどの市町につきましても平成24年度中、または平成25年度の開始に向けて準備を行っている状況にあります。

フッ化物の安全性につきましては、世界保健機構、WHOでございますが、日本歯科医師会、日本口腔衛生学会など国内外の専門機関、団体が安全性と効果を認め、フッ化物の利用を推奨しているところでもあります。しかしながら、議員ご指摘のとおり、フッ化物の利用に反対する方や意見があることも事実でありますので、保育園でのフッ化物洗口に際しては保護者や関係者に十分な説明と希望調査を行った上で実施をしたものであります。このたび小学校で実施するに当たりましては、教職員の理解が不可欠でありますので、本町教育委員会におきまして昨年の12月20日に教職員との意見交換会を開催し、本年2月12日には岩見沢保健所の歯科医師を招き、フッ化物洗口の有効性と安全性についての教職員説明会を開催して教職員の理解を得たところであります。

今後事業を始めるに当たりましては、保育園と同様にフッ化物洗口の有効性と安全性について保護者に十分説明し、理解をいただくとともに参加、不参加の自由な選択が行われるよう、希望調査を行った上、議員ご意見のとおり保護者の同意を得た児童のみを実施するよう対応してまいりますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます、答弁といたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○8番（大内兆春） ございません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 川 岸 清 彦 議 員

○議長（堀内哲夫） 次、2番、川岸議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（川岸清彦） 特定健康診査の受診率の向上、生活習慣病の予防についてご質問いたします。

今日本人の生活習慣の変化や高齢者がふえ、糖尿病等の生活習慣病の有病者、予備軍が増加しており、生活習慣病を原因とする死亡は全体の約3分の1に上るものと推計されています。生活習慣病は、一人一人がバランスのとれた食生活と適度な運動習慣を身につけることにより予防可能と言われております。厚生労働省は、特定健康診査、特定保健指導の積極的な利用を呼びかけています。国の改定指針では、平成25年、29年までの5カ年間に特定健康診査実施率の目標の引き上げが示され、保険者別の目標が示され、市町村国保においては60%以上と設定されました。特定健康診査受診率を向上させるためには、目標達成に向けた改善方策が今後も一層努力されますとともに、受診手続の簡素化が必要と思われれます。受診の申し込みは役場で行ってから指定の医療機関で受診という二度手間を省く必要があります。また、中空知でも受診率を引き上げるために自己負担を免除している自治体も見られます。上砂川では健康で安心して暮らせる町づくりを進めています。町民一人一人の健康を守ることは、安心して暮らせる町づくりの基礎であると考えます。

受診率を60%に近づけるためにも、受診環境の整備と自己負担額の減額、または免除すべきことを申し上げまして、私の質問といたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） ただいまの2番、川岸議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） 2番、川岸議員の質問、特定健康診査の受診率を向上させるために、受診手続の簡素化と自己負担額の減額または免除についてお答えします。

初めに、特定健康診査についてであります、平成20年4月、医療制度構造改革により、40歳以上74歳の健康診査は各医療保険者の義務化によりまして各医療保険者ごとに実施しているもので、高血糖、脂質異常、高血圧などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として特定健診やメタボ健診と呼ばれているところでございます。

本町での国保特定健診であります、空知中部広域連合を保険者とし、事業を行っており、検査項目は医師の問診のほか、身体計測、血液検査など13項目にわたり実施しているところであります。健診につきましては、町が日時を指定し、町民センターにおいて行う集団健診と受診者の利便性を考慮し、町内医療機関であります町立診療所、または勤医協上砂川診療所で行う個別受診により実施しております。特定健診の手続であります、初めに40歳から74歳までの国民健康保険加入者全員に対しまして受診券の郵送を行い、集団健診の受診希望者は町が指定した日時等を選択してもらい、電話等により担当係に申し込みを行っていただき、個別受診希望者につきましては直接町内の医療機関に指定期間中に申し込みをする流れとなっておりますことから、議員ご指摘の健診のため役場で申し込みを行ってから指定医療機関で健診を受けなければならないというような状況にはなっていないというふうに認識するものであります。

また、受診率につきましては、北海道の統計では平成20年の健診開始より全道平均を上回っており、1市5町で構成する広域連合管内におきましても中間に位置するものであります。しかしながら、全ての市町が広域連合の目標とする65%以上を満たすことができず、広域連合としての課題で

もありますが、国で示す60%以上の設定そのものが各市町の産業構造や就業構造により大きな差が生じるものとなっております、そのことに課題があるというふうに思うところであります。本町での受診率の低い原因であります、保健師の調査分析では40歳、50歳代にありましては本人に自覚症状がなく、日々元気である、また加入者全体の約8割の60歳以上の方は何ともない、既に病院で治療中であるといった理由が多くを占めておりますことから、町保健師により、がん検診を初め各種検診などあらゆる機会を通じて、自分の健康は自分で守るとというのが健康維持の基本であり、自分自身が体の責任者であるという自覚を持ってもらう等の意識改革や事業の啓発活動に意を注いでいるところであります。

次に、議員からご要望の受診率向上のために健診費用の減額または免除についてであります、本町での健診費用は1人当たり7,245円となっております、課税世帯の方は800円、そして非課税世帯の方には500円の自己負担をいただき、実施しております。広域連合管内の状況であります、歌志内市、浦臼町、雨竜町では一律1,000円の自己負担となっております、奈井江町、新十津川町におきましてはそれぞれ平成24年度、平成25年度から無料としており、奈井江町におきましては前年度対比で受診率向上の結果があらわれておりますが、持続的な受診率向上となるのかなど、いましばらくその動向を見る必要性を感じており、単独市町での取り組みとせず、広域連合としての重点課題として取り組むことが望ましいと考えるものであります。

ご承知のとおり、現在本町が実施している各種がん検診等におきましては約4割程度の自己負担をしていただいておりますが、あらゆる政策にありましても行政と町民が一つの目標に向け、ともに町政を進めるとの意識改革も含め、応分の負担でもある一部自己負担金を導入している状況であります。また、本町は町税の伸長が期待できず、

歳入の大半を地方交付税に依存する脆弱な財政基盤にあり、極めて厳しい財政運営を強いられるもので、平成25年度予算もそうでございますが、限られた財源の有効活用とみずからの創意工夫のもと、子育て支援施策や高齢者対策といったさまざまな課題解決に取り組んでいるところであります。このことから、ご要望の受診費用の減額または免除につきましては、その必要性を感じつつも、さきに申し述べましたとおり広域連合としての対策強化も求められますことから、構成市町間での協議を進めながら今後検討してまいりますので、事情をご理解賜りたくお願いを申し上げまして、答弁といたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○2番（川岸清彦） ありません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 数馬 尚 議員

○議長（堀内哲夫） 次、5番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（数馬 尚） 私は、平成25年第1回定例会に当たり、町政執行方針にあります安全で安心な住みよい町づくりを進める上での施策であります有害鳥獣の駆除対策とハンター養成についてお尋ねいたします。

上砂川町内に限りませんが、鹿の異常繁殖とヒグマの出没により、農作物の被害、そして林業被害は甚大であります。本町においては専業農家はありませんが、趣味と実益を兼ねて栽培されている畑作物の被害は全町一円に及んでおり、中には耕作を諦めてしまうケースも数多く見られます。また、本町は町民の生活圏域と山間部が近接していることから、ヒグマの出没は人々の生活行動に多大な影響を与えており、すぐ自宅の裏にある畑に入るのも恐ろしい、早朝の散歩もできなくなった、そんな状況が去年は春から秋まで続きました。

そして、ヒグマを発見しても駆除するハンターがおらず、ただ爆竹を鳴らして追い返す、そんな状況を歯がゆい思いで見ただけであります。そうした中で、町政執行方針においてハンターの養成に言及されておられることに対し、まことに力強く感じた次第でございます。

そこで、以下の5点についてお尋ねいたしますので、ぜひ前向きなご答弁をお願いいたします。

1点目、鳥獣保護の観点から保護区が設定されておりますが、上砂川町の場合は以前は鹿については禁漁区となっていたと記憶しておりますが、現在はどうなっておりますでしょうか。もし現在も禁漁区となっているのであれば、これだけ被害が発生しているので、この規制を外すよう働きかけてほしいと思います。

2点目、ハンターの養成については広く人材を求める必要があると思いますが、狩猟免許を取得するまで多くの労力と時間、そして金銭的な負担が伴うと思います。そこで、提案ですが、町職員が率先して狩猟免許を取得してはいかがでしょうか。そのための公費負担、研修等の取り扱いについてもご配慮いただきたいと思っておりますし、また猟銃購入等に際しての助成措置についてもぜひご検討をいただきたいと思っております。

3点目、箱わなについて、設置数についても、町内各所でヒグマが出没している実態がございますので、必要数の確保についてご配慮いただきたいと思っております。

4点目、ヒグマ出没情報の町民周知について、出没地域及びその周辺を重点的に行っているようですが、町民の行動範囲も広がっているため、町内全域に徹底していただきたいと思っております。

5点目、今後ハンター養成に当たっては上砂川猟友会にいろいろ技術指導をいただくということになると思っておりますので、同猟友会に対し組織強化のための支援助成をお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしくお尋ねいたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの5番、数馬議員

の質疑に対し、答弁を求めてまいります。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） 5番、数馬議員のご質問、有害鳥獣の駆除対策とハンター養成についてお答えいたします。

最初に、本町におけるヒグマやエゾシカの出没の目撃情報であります。お話のとおり昨年は住宅街での複数のヒグマの目撃情報が多く寄せられ、10月に子熊1頭を砂川猟友会の協力のもと駆除したところであります。また、エゾシカにつきましては、一時期道施策として保護措置を講じたこともあり、全道的にふえ続け、平成22年度時点で道内における生息数は、推定であります。65万頭と言われております。本町におきましても、農林業者での被害はありませんが、住宅街まで出沒し、畑や庭の作物を荒らす等の苦情が増加しているほか、町内各所で道路への飛び出しにより自動車との接触事故も発生していると聞いております。

こうした状況の中で、お尋ねの1点目、禁猟区であるならば規制を外していただきたいとのことです。現在本町は鳥獣保護法による狩猟ができない鳥獣保護区の指定区域とはなっておりませんが、山間狭隘の地理的条件から、居住可能地区は住宅密集地と言っても過言ではなく、このような地域でのエゾシカやヒグマなど大型動物の駆除での猟銃の使用については、警察官職務執行法により、人の生命、身体に危険を及ぼすような緊急時の場合に限り、警察の許可により使用ができるとなっているものであります。言い方を変えますと、行政区域内における猟銃による駆除や狩猟は原則できないものであり、現行の法規制について単独での条件緩和等を求めるのは極めて困難でありますことから、空知管内の農林業を主産業とする関係自治体と合同で国、道への抜本的対策について機会あるごとに働きかけをしておりますので、事情をご理解いただきたいと思っております。

次に、2点目のハンターの育成と5点目の上砂

川猟友会の組織強化のための支援助成について、関連がありますので、一括お答えいたします。現在猟銃を使用するためには、銃刀法に定められた教習を受け、試験に合格した上で猟銃を所持することと鳥獣保護法による狩猟免許が必要となり、狩猟者登録も狩猟する地域の都道府県で行うこととなっております。また、ヒグマやエゾシカ等の大型動物の狩猟用のライフル銃を所有するためには、猟銃の使用許可を継続して10年以上受けるものとされており、近時猟銃を使用した犯罪防止のため、関係する法律により猟銃の所持が厳しく制限されており、この手続の煩雑さがハンター減少の一因とも言われております。議員ご指摘のとおり、新たなハンターの養成には相当数の時間と費用負担が伴うのが事実でございまして、私どももハンター確保に頭を悩める日々が続いているところであります。

ただいま申し述べましたハンター確保が難しい中での本町の猟友会の状況であります。現在2名の方が在籍しておりますが、高齢化も進んでおり、近年は隣町の砂川地区猟友会の協力をいただきながら活動を続けているものであります。これらの状況を打開するためにも、ハンター養成にあっては広く人材を求めることが必要とのことで、職員のハンター要請の提起がありましたが、あらゆる法規制がある中で、職員をもってしての対応や猟銃購入助成の導入がしかるべき措置なのかどうか十分検討を要するとの思いもありますので、同じ課題を抱えます砂川市、歌志内市、奈井江町との行政としての対策や各猟友会の連携強化を働きかけるなど、ヒグマやエゾシカ対策についての広域的な対応やいただきましたアイデアを含めたあらゆる手法について幅広く探ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、ハンターの養成は各自治体の課題にとどまらず、道レベルでの大きな課題となっております。過日マスコミ報道がありましたが、北海道を中心とし、各自治体や各猟友会も

構成メンバーとなります空知地域エゾシカ対策連絡協議会においてハンター養成に力を入れる旨の報告があったことから、今後どのような具体策をもって進めるかを見きわめながら、町としての効果ある取り組みを構築しつつ、猟友会の今後のあり方を含め、一日も早く町民の皆さんが安全で安心な生活が送れるよう努めてまいりたいと考えております。また、猟友会への金銭的な支援助成となりますが、本年度から町の要請で猟銃を所持し、ヒグマ駆除のため出動していただいた場合、労のねぎらいを目的に5,000円の出動奨励金制度を創設したところであり、猟友会への直接支援助につきましても必要に応じた対策を講じてまいりたいと考えるものであります。

次に、3点目の箱わなの必要個数の確保についてであります。本町はこれまでヒグマ捕獲用の箱わなを持ち合わせず、近隣市町から借用して対応してまいりましたが、昨年ヒグマの目撃情報が多く寄せられたことから、平成25年度において1台の箱わな購入費用について予算計上させていただいたところであります。今後におきましても状況に応じて猟友会などと協議しながら、増設設置について検討してまいりたいと考えております。

最後になりますが、4点目の熊の出没情報の町内全域に対する周知徹底についてであります。出没時、その地域を重点的に警察のパトロールカーや町の広報車による注意喚起と看板設置等による周知などの啓発を行っているところでございますが、近時町民の皆さんも散歩やジョギングなどによりまして全町一円に行動範囲が広がっていると考えますことから、過度の不安を与えぬよう配慮し、警察と協力しながら迅速に、なおかつ広範囲に注意喚起や啓発ができるよう努めてまいりたいと考えておりますので、置かれる状況をご理解賜りたくお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○5番（数馬 尚） ありません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 高橋成和議員

○議長（堀内哲夫） 次に、6番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番（高橋成和） 私は、平成25年第1回定例会に当たり、町政執行方針の質問をさせていただきます。今回は公共施設の運用に当たり2件質問いたしますので、よろしく願い申し上げます。

まず、質問の1件目ですが、第三、安全で環境に優しい町づくりの条文中の2番目、安全で安心な住みよい町づくりの中で消防体制について記載されていますが、本町は砂川地区広域消防組合に昨年4月1日に加入し、今後に向けてしっかりと消防体制が確立され、施設につきましても上砂川支署として名称を新たにスタートいたしました。昨年の広域への加入の件もあり、自分も質問を控えてまいりましたが、上砂川支署の建物の今後の利用計画についてお聞きいたします。

現在の施設は、昭和34年に建設された鉄筋コンクリート造2階建ての建築物でございまして、耐震化を進めるにも老朽化が激しく、施設の機能を維持しながら工事をするのも大変難しいような気がしております。自分も何度か施設内部を拝見しておりますが、躯体のコンクリートが劣化している状況であり、後段で述べられている今回改修を行う昭和54年に建設された町民センターと比較してみると、専門家による耐震診断をしなくても危険な建築物なのは一目瞭然のような気がしております。あと数年は修繕を施しながら利用は可能なかもしれませんが、消防機械や消防用機材、通信機能を幾ら充実することができても、予測できない天災は必ず発生すると思えますし、何より私たちは東日本大震災を目の当たりにしております。大地震などの有事の際に支署自体が倒壊することが予想されて、不安を感じているところでご

ございます。近いうちに、あいている町有地を利用して移転して新築を検討するか、あるいは歌志内市のように外構工事を含め総工費2億3,000万円をかけて既存の商業施設を代替し、改修をして運用していくという方法もあるようです。既存の空き施設を改修するのは、コスト等の問題もございしますが、町内の空き施設を例にとると旧JAMICの施設を活用することはできないでしょうか、可能かどうかお伺いいたします。

また、同じ広域消防組合の奈井江・浦臼統合支署の建物も上砂川支署と同時期に建設されているようですが、近隣の施設の状況も教えていただくとともに、今後の施設利用の方向性についてお伺いいたします。

次に、条文中の3、資源を生かす環境循環型社会を目指す町づくりの中の共同浴場の運営について。今のところ各町の浴場組合の基金もあるので、どうにか運営することができているとのことですが、下鶉については昭和57年建設、鶉、東町については昭和63年建設となっていて、3つの共同浴場についても利用頻度が多いこともあり、年次で修繕箇所も多くなってきております。条文にも記載されているように住宅集約による利用者減少が大きく、東町については経費を30万円助成すると記載されておりますが、現在の3施設の利用者数を年齢層も含めて教えていただきたいと思えます。

今後も利用者のニーズに応えるために助成を行い、設備機器、建物の修繕を年次で実施しながら運営を目指すかと思えますが、10年以内に利用者数も激減していくと思えますし、今現在も修繕箇所がふえてきており、施設の維持管理も老朽化に伴い難しくなることが想定されます。将来を見据えると新築や大規模改修は難しいですし、いつかは浴場組合の基金も底をつくのではないのでしょうか。自治体を中心となり、コミュニティーバスを運行させ、パンケの湯を活用していただくなど、利用者に理解を求めていかなければならなくなる

と思えますが、今後の方向性についてお伺いいたします。

最後に、執行方針の結びの中で述べられておりますが、震災の復興の影響もありますし、本当に先が見えない中で厳しい行政運営になると思えますが、今回新たに誘致企業も1社ふえましたし、昨年の私の質問の町長の答弁の中にも述べられておりました。新しい産業の構築に向けて着実に今までの努力の成果があらわれていると感じております。加えて、第6期総合計画も基本構想に基づき、前期の事業の実施が終わり、来年からは後期基本計画を迎えることになり、修正箇所も少しあるかと思えますが、ぶれずにしっかりとここまで達成できたことに町長並びに職員の皆様には感謝申し上げるところでございします。今後とも微力ながら町勢発展のために協力していきたいと決意を新たにしているところでございしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの6番、高橋議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） 6番、高橋議員の1件目のご質問、第三、安全で環境に優しい町づくり、2、安全で安心な住みよい町づくりについてお答えいたします。

初めに、現在の消防庁舎につきましては、議員ご指摘のとおり昭和34年に建設され、築54年を経過した老朽化の著しい建物で、各所営繕を施しながら現在に至っており、大規模な災害時においては損壊することが想定されることから、抜本的な対策を講じなければならない時期に来ております。議員のご提案であります旧JAMICの施設を活用してはどうかとのことではございますが、対策といたしましては現在の消防庁舎に耐震基準を満たすような補強改修を施すことや他の公共施設への移転など、さまざまな手法が考えられます中、現在上砂川支署において支署及び消防団が有しま

す消防車両は大型水槽車1台、普通水槽車1台、ポンプ車2台に救急車、広報車の計6台を保有しており、これら大型車両の収容が可能であることが大前提というふうになりますことから、旧J A M I Cのほかにも衛生車庫や土木車庫など他の公共施設の転用につきましても視野に入れながら、さきに申し述べました現庁舎の補強改修もあわせて、今後十分に施設の調査を行い、検討を進めてまいりたいと考えております。

近隣消防庁舎の状況でございますが、広域消防組合の奈井江・浦臼統合支署であります。本町の支署と同時期の昭和34年に建設されておりました、お話のとおり平成26年に浦臼支署との合同庁舎といたしましてR Cづくり一部2階建てで建てかえを予定しているところであり、歌志内市においては一昨年の10月に市内の旧ショッピングセンターを一部改築いたしまして移転しております。また、赤平市においては平成27年に、さらに芦別市においては平成28年にそれぞれ建てかえの計画があると聞いております。いずれにいたしましても、本町におきましても消防庁舎への対応は喫緊の課題であると認識しており、現状として建てかえまでは難しいものの、今後費用対効果を含め、どういった手法がよいのかについて検討してまいりたいと考えるものであります。いろいろな手法があると思いますが、いずれの手法においても応分の改修経費を伴いますことから、広域消防組合本部や上砂川支署とも協議を重ね、また役場庁舎や他の公共施設の耐震化を含め、町有施設の状態と財政状況を見きわめながら実施時期や手法について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

続きまして、2件目の質問、第三、安全で環境に優しい町づくり、3、資源を生かす環境循環型社会を目指す町づくりについてであります。各町共同浴場の運営状況につきましては、三井石炭事業が運営してございました共同浴場が廃止されたことに伴い、下鶴共同浴場は昭和57年、鶉、東町

の共同浴場は昭和63年にそれぞれ町において浴場を建設したところであり、各町の自治会におきまして設立いたしました共同浴場利用組合に施設を貸与し、浴場組合において運営をし、現在に至っているところであります。

各組合の運営状況であります。人口減少のほか、各家庭における家庭風呂志向により各家庭においてお風呂を設置しているなどによりまして年々会員数が減少し、また燃料費等の著しい高騰から各組合とも厳しい運営を強いられておりますが、営業日数や営業時間の短縮等の経費縮減に努めながら、入浴料金を改定するなどの自助努力を続けまして運営を継続しているところであります。議員のご指摘のとおり近時建物の老朽化や設備機器の更新など修繕に要する経費が多額となっており、町において年次計画で進めていかなければならないなど、大きな課題となっているところでございます。

3組合の利用者の年齢層につきましては、少子高齢化によりまして65歳以上の方が多数を占めており、下鶴では会員数103人に対して83人、鶉では79人の会員数のうち54人、東町は52人の会員数のうち41人と、このような状況となっております。特に東町におきましては町が進めております住宅再編によりまして著しい会員の減少が見込まれますことから、経費の一部の助成について予算計上したところでございます。今後下鶴、鶉共同浴場につきましても個人の負担が今以上にならないよう、利用者数の動向など運営状況の把握に努めてまいりますが、さらなる利用者の減少も予想されますことから、施設そのもののあり方や議員からの助言がございましたパンケの湯の利活用につきましても買い物や通院などの多目的に活用できる送迎方法なども含めまして効率的かつ効果的な手法について十分検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再

質疑があれば許可いたします。

○6番(高橋成和) ありません。ありがとうございました。

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

以上で町政執行方針の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時54分

○議長(堀内哲夫) 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

◎教育行政執行方針に対する質疑

○議長(堀内哲夫) 日程第3、教育行政執行方針に対する質疑を行います。

本件につきましても議長の手元まで通告が参っておりますので、許可したいと思います。

◇大内兆春 議員

○議長(堀内哲夫) 初めに、8番、大内副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○8番(大内兆春) 平成25年第1回定例会に当たり、教育行政執行方針について質問をさせていただきます。

上砂川町は、申すまでもなく高等学校が1校も存在しません。よって、現在本町の高校生の多くは、路線バスを利用して町外に通学しています。その定期代は、例えば元上砂川駅前から砂川駅前までの間で1カ月1万4,850円となるように大きな家計負担となっています。通学旅費の問題はほかの自治体とも共通した問題で、子育て支援の観点から補助を行っている自治体もございます。とりわけ上砂川町においては、移住、定住の受け入れ上のネックになりかねません。そこで、つきましては上砂川町においても子育て支援の観点から通学定期代の補助、例えば5,000円を超える部分について全額か一定率を乗じた金額を補助事業として創設してはいかがかと思いますが、ご意見を

お聞かせください。

簡単ではございますが、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長(堀内哲夫) ただいまの8番、大内副議長の質疑に対し、答弁を求めてまいります。林教育長。

○教育長(林 智明) 8番、大内議員のご質問、高校通学定期代補助事業の創設についてお答えいたします。

初めに、本町の子育て支援事業の概要についてご説明いたします。本町は、安心して子供を産み育てられる環境づくりのために子育て支援事業に取り組んできており、小中学校給食費助成や育児用品購入券贈呈事業、中学生以下医療費助成事業に取り組み、保護者負担の軽減を図り、さらには保育園事業の充実、学び応援事業や芸術鑑賞事業などの小中学校事業への支援を行うなど重要課題として積極的に取り組んでおりますが、いずれも中学生以下を対象とした事業となっております。

大内議員の子育て支援の観点から高校への通学定期代の補助制度を創設してはとのご質問ですが、本町から高校に通学している生徒の状況につきましても約80名が砂川高校を中心に通学しており、保護者が送迎をしている生徒もおりますが、多くの生徒が定期券を購入し、通学している状況にあります。通学費の補助制度につきましても、北海道の補助制度で高等学校生徒遠距離通学費等補助がありますが、この制度は所在地の高校が入学募集停止後5年間受けられる制度で、1カ月の実費負担分から1万円を超えた額を補助するもので、本町の場合は該当にならないものであります。また、中空知管内では、芦別市や奈井江町など高校を持つ市町村が生徒数確保のため定期券代を助成する制度はありますが、高校を持たない市町が定期券代を助成する制度を有するのは浦臼町のみで、浦臼町では昨年8月から助成制度を実施しており、制度の内容ではありますが、1カ月の定期券購入費に対し、1万円を上限に助成するも

ので、平成24年度においては対象者が57名となっているところであります。

本町から高校に通学する生徒の定期券代は、約5,000円から2万円近くを負担し、通学している状況にあり、保護者の負担は大変重くなっております。また、高校の授業料につきましては、国の負担で平成22年度から無償化となっており、これによりまして年間12万円の保護者負担が軽減されておりますが、この制度は所得制限がないことから、現在国においては所得制限を設ける方向で検討されております。議員の通学定期券代補助事業の創設につきましては、高校授業料の無償化の動向を注視しながら、定期券代補助事業を実施している市町の状況を調査し、町長と協議の上、実施に向けて検討してまいりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○8番（大内兆春） ありません。ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 高橋成和議員

○議長（堀内哲夫） 次に、6番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番（高橋成和） 平成25年第1回定例会に当たり、教育行政執行方針の質問をさせていただきます。

条文中の学校教育の推進の中の（1）、学習指導の充実の中で1件目の質問をさせていただきますが、社会科副読本について18年ぶりに改訂されるということで、自分も今まで使用されている本を拝見させていただきましたが、自分が子供のころの副読本かと思うぐらい驚いてしまうところが随所であり、社会情勢の変化により改訂する箇所が多数あるように見受けられます。現在の副読本を作成するときには多額な費用がかかっていたの

でしょうけれども、このたび60万円という事業費の中で教職員の間で経費をかけずに作成されるとお聞きし、鶉地区の交流の内容も盛り込むということで大変ありがたく感じております。

質問の本題でございますが、条文の後段の英語教育にも関係あると思いますが、カナダのスーパーウッド町と1980年に姉妹都市提携を結んでいた経緯があり、10年前までは人的交流や学生も派遣されていた経緯がございます。現在の副読本の123ページに姉妹都市について記載されていますけれども、今後のスーパーウッドとの国際交流の方向性も企画振興課のほうにも伺いたいところでございますが、行財政改革に基づき人的派遣に関する事業も廃止し、お互いの町の交流はなくなっている状況かと思っております。このことについては、今回副読本作成に当たりどの程度掲載するのかお伺いたします。

副読本の中については、もう既に取り組んでいない産業や撤退、廃業した企業のことについては変更なり削除ができるのでしょうかけれども、姉妹都市のことは正しい歴史の認識を子供たちにしていかなければならないと強く感じるところでございます。財政的に余裕があるのであれば今後もスーパーウッドとの国際交流をたくさんできればと思っておりますけれども、相手の町の状況もお聞きした上で、今の生徒や後世にこの町の国際交流のことを伝えていくのであれば、姉妹都市の関係は現在も続いているような曖昧になっているところがあると思っておりますので、はっきりと過去の出来事としてとらえ、後世に伝えたほうがよいのではないかと思います。

前段で述べた英語教育にかかわる質問をしますが、当時の経過を見ると現在の外国人英語講師の招聘事業はスーパーウッドとの国際交流の活性化を目的として始められている経緯もあり、今現在も同じカナダから平成20年8月からピーター・レノックス氏がJETプログラムにて指導されている状況です。今回任用期間が切れるということもあ

りますので、自分の意見を申し述べますと、今はこの自治体も国際交流や英語教育に力を入れておりますので、今年度新たに採用される講師につきましてもカナダ人の方にこだわらなくてもよいのかと思いますが、今後の選考方法についてお伺いいたします。

次に、2件目の質問でございますが、昨年福井市鶉地区の児童との交流が始まり、今年度は受け入れを行う予定ですが、この事業が軌道に乗り、もし可能であるのであれば、ことし卒業する生徒が中学生になり、修学旅行を迎える年になるまでに修学旅行の行き先を福井市の鶉地区を訪問できるようにすることはできないでしょうか。条文にも記載されているとおり、実のある相互交流の実現を今後目指すのであれば、この前の小学校での報告会も踏まえ、中学校の修学旅行の行程を1泊ふやしてでも母村を見学させてあげたいと強く感じました。子供たちがやがて大人になり、この町を離れたとしても、郷土を愛する気持ちを忘れずにしっかりとこの町に生まれ育ったことに誇りを持つことで、いつかこの町のために貢献できる人材になってほしいという願いもございます。今後新たな事業として取り入れることが可能なのかお伺いいたします。

最後に、この町に住む私たちがしっかりと上砂川の生い立ちや歴史を認識し、後世に伝えていくことは義務であると思いますし、私も子を持つ親として、教育長が執行方針の前段で述べられている地域全体で子供を育てる教育環境の実現に向けて微力ながら協力してまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの6番、高橋議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。林教育長。

○教育長（林 智明） 6番、高橋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、1件目のご質問、社会科副読本の作成

と英語教育についてであります。郷土学習のため使用する社会科副読本につきましては平成6年改訂で18年余りが経過し、この間町の様子も大きく変化しており、このような郷土の変貌、変遷の中にあって現在の社会科副読本は学習の用に供することは極めて難しい状況にあることから、鶉地区との交流事業も盛りこみ、児童に郷土の歴史を伝承するため、小学校の教職員が中心となって編集委員会を立ち上げ、本年度全面改訂版を編集、作成するところであります。また、カナダスパークウッド町との交流につきましては、三井石炭社が誇る水力採炭技術が取り持つ縁で昭和55年に姉妹都市提携を締結し、数度にわたる訪問団の派遣や受け入れ、中学生のホームステイ事業など人的交流事業を実施してきましたが、平成13年度からの行財政改革によりまして人的交流事業は廃止となり、現在は書簡の交換事業のみとなっております。

議員ご質問の全面改訂する社会科副読本を作成するに当たり、姉妹都市事業をどの程度掲載するのかにつきましては、編集委員会において作成した編集表の中では項目出しをしてまで掲載するような内容にはなっていない状況にあります。また、姉妹都市の関係は現在も続いているような曖昧になっているところがあり、はっきりと過去の出来事として捉え、後世に伝えたほうがよいとのご指摘につきましては、いずれにしても姉妹都市事業は石炭の歴史の中での国際交流であり、今後の姉妹都市事業のあり方については町民の方にとって今何が必要か、何が求められているかなども含め十分にしんしゃくし、優先順位をつけて取り組むなど、従前とは違う考え方で事業を進めてまいりたいと考えております。

議員ご指摘の英語指導助手の選考方法ですが、現在中学校に配置している英語指導助手のピーター・レノックス氏につきましては、本年8月3日をもって任用期限が切れることから、生きた英語教育を継続するため、本年度新たに英語指導助手を任用することとなりますが、これまで姉

妹都市の関係でカナダからの英語指導助手を任用していましたが、今回採用するに当たりましては国籍にこだわらず、また単身ではなく既婚者を優先する内容の事前要望調書を提出したところがあります。いずれにいたしましても、姉妹都市事業の今後のあり方等につきましては、相手がある問題でありますので、担当課である企画振興課と協議をしながら対応していきたいと考えているところでもありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2件目のご質問、福井市鶉地区との今後の相互交流事業についてであります。初めに本町と福井市鶉地区との交流経過につきましてご説明いたします。この交流は、町民の方が郷土史を調査するため鶉地区を訪れたのがきっかけで交流が始まり、平成16年に子ども鶉龍真太鼓の子供たちが招待されるなど交流を重ねてきたところがあります。昨年これまで培われた交流のきずなをさらに発展させるため、小学生の相互交流事業に取り組み、昨年8月に上砂川町の発祥の地である福井市鶉地区に小学生4名を派遣し、本町の歴史を学び、さらには鶉小学校の子供たちや地域の方々と交流したことは子供たちにとって一生の思い出になったのではないかと思うところがあります。私自身昨年交流事業のお礼と本年度鶉地区の小学生派遣をお願いすべく、初めて鶉地区を訪問いたしました。地域の方々から心温かい歓迎を受け、本町の子供たちも同じような歓迎を受けたと思いますので、本年度の鶉地区の対応はまだ決定しておりませんが、訪問に来た際には鶉地区同様、子供たちの記憶に残る対応をしていきたいと考えているところがあります。

中学校の修学旅行で福井市鶉地区を見学させてはどうかのご質問につきましては、現在中学校の修学旅行は3泊4日で青森県弘前市と函館市を見学しておりますが、教育委員会といたしましては多くの子供たちが上砂川町の発祥の地である福井市鶉地区を見学し、本町の歴史を学び、後世に

継承するため、中学校の修学旅行先を福井市で検討しており、現在旅行会社と調整しているところでもあります。私も議員と意思を同じにするもので、郷土の気持ちを忘れず、しっかりとこの町で生まれ育ったことに誇りを持ち、いつかこの町のために貢献できる人材に育ててほしいと思っておりますので、郷土愛を大切に心豊かな人材を育成するため、事業の実現に向け検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○6番（高橋成和） ありません。ぜひ実現させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 伊藤充章 議員

○議長（堀内哲夫） 次、1番、伊藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○1番（伊藤充章） 私は、平成25年第1回定例会に当たり、教育行政執行方針についてお伺いいたします。

昨今さまざまな詐欺、悪質商法について高齢者への周知や注意喚起について多くの機会を通じて行われており、根絶に向けて社会的な取り組みが行われているところで、本町においても町広報や消費者被害防止ネットワークにより注意喚起や周知活動などの積極的な取り組みが行われております。しかしながら、若者、特に社会経験が少なく、契約の正しい知識が十分でない新成人や新社会人といった20歳代前半の年齢層をターゲットとした詐欺や悪質商法による被害が後を絶ちません。悪質商法は、学生ローン詐欺、シルクスクリーン商法、デート商法、資格商法、マルチ、マルチまがい商法などさまざま、その手口はますます悪質、巧妙化していることから、このような悪質商法に

対する周知や注意喚起が必要ではないかと私は考えます。特に地方で育った若者が高校を卒業し、進学や就職により都市部でひとり暮らしを始めるケースが多く、地方とは全く違う都市部での新しい生活に浮き足立つこともあり、悪質業者は何の予備知識もないそういう若者のそこにつけ込んで接近してくるのです。

これらの詐欺や悪質商法の自衛について事前に知識があれば、また対処法を知っていれば被害を未然に防ぐことができるのではないのでしょうか。無限の可能性を秘め、未来ある若者が不幸にして被害に遭い、多額の借金を抱え、人生を誤ってしまうことのないように、あらかじめどのような悪質商法があり、どういう手口で接近してくるのか、また多額の借金を抱えてしまった結果どのような事態に陥ってしまったのかという事例、これらを詳しく、かつ具体的に周知、注意喚起する必要があります。そこで、警察や消費生活相談員などの専門家の協力のもと、中学生とその保護者を対象に中学校での特別授業として悪質商法に遭わないための講習会を開催することはできないかお伺いいたします。

以上、答弁をお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの1番、伊藤議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。林教育長。

○教育長（林 智明） 1番、伊藤議員のご質問、中学生と保護者に対する悪質商法対策講習会の開催についてお答えいたします。

悪質商法は、1980年代のバブル経済、財テクブームの社会情勢を背景として、消費者たちの少しでも有利な資産運用を求める風潮に乗じて発生し、社会経済の醸成の推移とともに次から次へと新しい形態、方法による悪質商法が生まれてきており、そのトラブルも悪質、複雑になってきております。近年では、マルチメディア時代の到来を背景に携帯電話やインターネットを利用した電子

詐欺事件も発生し、その多くが悪質商法に関連しているところであり、高齢者だけでなく若者の被害も絶えず、社会全体の関心事として問題視されてきております。町内では、平成23年度において悪質商法と思われる相談が19件消費者協会に寄せられ、このうち1件が若者による携帯電話利用のトラブル相談がありましたが、幸いにして被害はありませんでした。こうしたことから、本町におきましては町広報や消費者被害防止ネットワークによる注意喚起や啓発活動などを関係機関の協力のもと積極的に取り組み、被害の未然防止に努めているところであります。

議員ご指摘のとおり、詐欺や悪質商法の事例について事前に確かな知識などがあれば、被害を未然に防ぐことができるものと考えるところであり、現在教育委員会におきましては児童生徒の悪質商法での被害報告はありませんが、携帯電話やインターネットの急速な普及により、いつ被害者になってもおかしくない環境にあるのも事実であります。そのため、小中学校においては、児童生徒に対し、情報モラルに関する指導と情報社会における正しい判断力、安全に生活するための危険回避の方法を理解させるなどの指導を行っているところであります。議員の中学校において生徒とその保護者を対象とした悪質商法に遭わないための講習会が開催できないかのご質問につきましては、未来ある子供たちが不幸にして被害に遭わないよう、警察や消費者協会など関係機関のご協力をいただき、中学校とも十分協議の上、実施について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁いたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○1番（伊藤充章） ございません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

以上で教育行政執行方針に対する質疑を終了い

たします。

署 名 議 員 伊 藤 充 章

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日15日から18日までの4日間、議案調査等のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、15日から18日までの4日間休会することに決定いたしました。

なお、休会中の15日、18日の2日間につきましては、予算特別委員会を開催して付託案件の審議をしていただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

また、19日は午後1時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしくお願いたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午前11時20分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 大 内 兆 春

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 4 号)

平成 2 5 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 4 日）

3 月 1 9 日（火曜日）午後 1 時 0 0 分 開 議
午後 1 時 2 9 分 閉 会

○議事日程 第 4 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 予算特別委員会委員長報告
議案第 2 1 号 平成 2 5 年度上砂川町一般会計予算
議案第 2 2 号 平成 2 5 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第 2 3 号 平成 2 5 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 2 4 号 平成 2 5 年度上砂川町土地取得事業特別会計予算
議案第 2 5 号 平成 2 5 年度上砂川町下水道事業特別会計予算
議案第 2 6 号 平成 2 5 年度上砂川町水道事業会計予算
※ 報告に対する討論・採決とする。
（質疑は省略とする。）
- 第 3 調査第 1 号 所管事務調査について
（追加日程）
- 第 4 意見書案第 1 号 平成 2 5 年度地方財政対策に関する意見書
- 第 5 意見書案第 2 号 自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書
- 第 6 意見書案第 3 号 泊原発の再稼働の断念と大間原発の建設工事の中止を求める意見書
- 第 7 意見書案第 4 号 中小企業の再生・活性化策の充実強化を求める意見書

8 番 大 内 兆 春
1 番 伊 藤 充 章

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、清野福祉医療センター参事が病気休職中のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成 25 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午後 1 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 117 条の規定によって、8 番、大内議員、1 番、伊藤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第 2 1 号 議案第 2 2 号 議案第 2 3 号
議案第 2 4 号 議案第 2 5 号 議案第 2 6 号

○議長（堀内哲夫） 日程第 2、予算特別委員会委員長報告について議題といたします。

お諮りいたします。予算特別委員会に付議いたしました議案第 21 号から議案第 26 号までについては、一括して予算特別委員長より審査結果の報告を願い、その後議案ごとに討論、採決を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○会議録署名議員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会に付託いたしました議案について、その審査結果を委員長より一括報告することに決定いたしました。

数馬予算特別委員長、ご登壇の上、審査結果の報告をお願いいたします。

○予算特別委員長（数馬 尚） それでは、予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

本特別委員会に付託になりました議案第21号平成25年度上砂川町一般会計予算ほか特別会計5件について、3月15日、18日の2日間にわたり慎重なる審査を行った結果、報告書のとおり決定を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、審査の経過及び質疑の内容等につきましては、全員による審査をいたしておりますので、省略させていただきます。

初めに、議案第21号平成25年度上砂川町一般会計予算であります。討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計について報告いたします。議案第22号平成25年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算から議案第26号平成25年度上砂川町水道事業会計予算まで5件の特別会計予算についてそれぞれ討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定しました。

以上のとおり、全案件について全会一致をもって原案可決されましたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で予算特別委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。付託されました各議案につきましては、特別委員会において十分審議がなされておりますので、質疑を省略して直ちに討論、採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、順次討論、採決を行ってまいります。

議案第21号平成25年度上砂川町一般会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第21号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号平成25年度上砂川町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第22号平成25年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第22号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号平成25年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第23号平成25年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第23号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原

案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 平成25年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第24号 平成25年度上砂川町土地取得事業特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第24号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 平成25年度上砂川町土地取得事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第25号 平成25年度上砂川町下水道事業特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第25号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 平成25年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第26号 平成25年度上砂川町水道事業会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第26号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 平成25年度上砂川町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

◎調査第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、調査第1号……

〔「暫時休憩いいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時10分

○議長（堀内哲夫） 再開いたしますけれども、ただいまの休憩の話は、総務文教常任委員会から出ております調査通知書と厚生建設常任委員会から出ている通知書がお手元に2枚になっておりますけれども、これを総務文教常任委員会委員長、数馬尚さんと、その下に厚生建設常任委員会委員長委員長、斎藤勝男さん、合同による所管事務調査ということになりますので、ご理解いただきます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） そういうことで、日程第3、調査第1号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、総務文教常任委員長及び厚生建設常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第72条及び第74条の規定により閉会中の継続調査についての申し出がありますので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に意見書案4件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎意見書案第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第4、意見書案第1号平成25年度地方財政対策に関する意見書を議題といたします。

8番、大内副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○8番（大内兆春） 平成25年度地方財政対策に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成25年3月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 大内兆春

賛成議員 横溝一成 数馬尚

本文に入ります。

意見書案第1号

平成25年度地方財政対策

に関する意見書（案）

平成25年度地方財政対策は、一般財源総額が前年と同水準で確保されており、これまで地方税財源の安定的な確保について強く要請してきた地方の声を理解していただいたものと、関係各位の御尽力に対し敬意と感謝の意を表すところであ

る。

しかしながら、国の財政再建を目的とした三位一体改革によって、市町村は地域間格差が拡大し、厳しい財政運営を強いられ、深刻な経済、雇用状況と相まって、地域の疲弊が深刻化していることに加えて、地方税制は地方の自主的な根幹をなすにもかかわらず、平成25年度税制改正大綱では地方の声が十分に反映されたものとはいえないなど、地方は将来の財政運営に大きな不安を抱いている。

このような状況において、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与削減を求めために地方交付税を削減したことは、その根拠が極めて不明確な上に、厳しい財政事情から国に先駆けて、給与の独自削減や定数削減を行っていた地方の努力を踏みにじる極めて不合理な措置であり、同時に、地方交付税制度の「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」及び「どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能」を無視した、税源が乏しく財政基盤の脆弱な団体ほどその影響を大きく受ける不公平な政策である。

特に、地方との十分な協議を経ないまま、国の政策を地方に一方的に押しつけるために、地方固有の財源である地方交付税を削減したことは、これまでの国と地方の信頼関係を大きく損なう非常に理不尽な措置で、極めて遺憾であると言わざるを得ない。

よって、国は、今回のような措置を二度と繰り返さないように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫
提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を

終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号 平成25年度地方財政対策に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第5、意見書案第2号 自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書を議題といたします。

5番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（数馬 尚） 自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成25年3月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 数馬 尚

賛成議員 大内 兆 春 伊藤 充 章
本文に入ります。

意見書案第2号

自治体財政の確保と地方分権
の確立を求める意見書（案）

政府は2013年度政府予算編成にあたり、国家公務員給与減額支給措置について、地方にも同様の措置を要請するとし、地方交付税を4,000億円減額するとして地方財政計画を閣議決定しました。

また、防災・減災・地域活性化対策等へ用途を限定する形での給与削減に見合った特別枠を計上し、地方財源にかかる総額は確保したとしています。

しかし、用途の自由な地方交付税を減額し、用途に縛りのある財政措置に置き換えることは自治体の自由裁量権を著しく制限するだけでなく、地方分権を否定する行為です。

地方公務員の給与決定について、地方財政審議会は「地方公務員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則や人事委員会勧告等を踏まえ、それぞれの地方自治体の議会で十分議論された上で、条例で定められるものである。」と、報告しています。国が地方公務員の給与削減を強制することは、国と地方の関係を歪めるものであり、地方自治の根幹にかかる問題です。そのために、地方の固有財源である地方交付税を減額するという手段は断じて認められません。

地方自治体は、長きにわたり地方財政の締め付けなどにより厳しい財政運営を強いられてきました。その結果、職員給与の独自削減、職員数の大幅な削減、市町村合併、行政機能のアウトソーシングなど、様々な行革努力を国に先んじて推し進めてきました。その自治体の努力を政府は考慮すべきです。

また、地方公務員給与は地域民間給与への影響があり、これを削減することは、地域の賃金水準の低下と経済を停滞させる要因ともなり、断じて認めることはできません。

このため、自治体財政の確保と地方分権の確立のため、政府に次のとおり要請します。

記

1. 地方交付税は、地方の固有財源であり、これを減額しないこと。また、地方交付税を減額し、用途に制限のある財政措置の計上については、自治体の自由裁量権を著しく制限することから、行わないこと。
2. 地方財政制度は、行政需要に基づき財源保障

を行うことが基本であり、中立かつ客観的な地方財政計画、地方交付税の算定に改めること。

3. 地方公務員の給与決定は、自治体が自主的に条例により決定することが原則であり、国が臨時特例法で定める給与削減を、自治体に強要しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月19日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫 様

提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第2号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号 自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第6、意見書案第3号 泊原発の再稼働の断念と大間原発の建設工事の中止を求める意見書を議題といたします。

5番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（数馬 尚） 泊原発の再稼働の断念と大

間原発の建設工事の中止を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成25年3月19日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫 様

提出議員 数馬 尚

賛成議員 大内 兆春 斎藤 勝男

本文に入ります。

意見書案第3号

泊原発の再稼働の断念と大間原発の建設工事の中止を求める意見書（案）

安倍政権は、民主党政権が打ち出した「2030年代原発ゼロ」方針を「希望の段階で直ちに政策にならない」として見直す意向を表明し、原発新增設についても容認する姿勢を示しています。

地震と津波によって破壊された福島第一原発では、今もなお原子炉内部の状況も把握できず、事故は収束する見込みも立っていません。大量の放射性物質によって広大な大地と海と大気が汚染され、多くの福島県民が長期の避難生活を強いられています。

「福島のような事故は起こらない」として、「原発再稼働」「再処理路線の継続」に突き進むことはあってはなりません。

泊原発においては、周辺の日本海から陸地にかけて166kmの活断層でM8.5の地震が起きたことを想定した「耐震安全性評価」において、建物などを損傷させる周期2秒以上の揺れで想定より強い加速度が検出されました。保安院は「原子炉など重要施設の安全性に問題はない」とし北電の解析結果を了承しましたが、「泊原発で想定される最大の揺れの大きさ（基準値地震動）」そのものが妥当かどうか再検討を求められています。また、専門家からは、原発から最短15km沖に長さ60～70kmの活断層の存在や原発敷地内の破碎帯の活断層の可能性も指摘されています。

一方、青森県大間町に建設中の大間原発については、世界で初めて商業炉としてウランとプルト

ニウムの混合酸化化合物からなる核燃料（MOX燃料）で発電する方式で、技術的にも未完成であり、大間原発で事故が起こった場合、その被害はウランのみを燃料に使用する場合と比べて中性子線が約1万倍、ガンマ線が20倍、被害面積は4倍になると言われております。

大間町と函館市は、津軽海峡を挟んで23kmの位置にあり、被害区域は函館市のみならず、道南全体に及ぶことが想定されます。

こうした中での「泊原発の再稼働」や「大間原発の工事再開」は、まさに崩壊したはずの「安全神話」への逆戻りと言えます。

よって、北海道が第2の福島とならないよう次の事項の実現が図られることを強く要望します。

記

1. 泊原発の再稼働を断念すること。
2. 大間原発の工事を直ちに中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫
提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、経済産業大臣、復興・原発事故再生大臣、環境・原子力防災大臣、北海道知事、青森県知事。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号 泊原発の再稼働の断念と大間原発の建設工事の中止を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第4号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、意見書案第4号 中小企業の再生・活性化策の充実強化を求める意見書を議題といたします。

4番、斎藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（斎藤勝男） 中小企業の再生・活性化策の充実強化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成25年3月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 斎藤勝男

賛成議員 高橋成和 吉川洋
本文を拝読いたします。

意見書案第4号

中小企業の再生・活性化策の充実強化を求める意見書（案）

中小企業業を取り巻く環境は、長引くデフレをはじめ、欧州や中国向け需要の低下による輸出減などの影響を受け、依然として厳しい状況が続いています。

2012年10—12月期の中小企業景況調査によると「製造業は前期比で横ばい」とし、製造業を中心に業況は足踏み状態といえます。

こうした状況下での中小企業に対する支援策は、金融支援だけでは不十分で、再生・活性化策が極めて重要となっています。例えば、地元の各金融機関がコンサルティング能力を発揮して、中小企業の主体的な取り組みと経営再建意欲を促すようにするなど、経営改善につながる支援施策なども必要です。

政府が目指している「強い経済」を取り戻すには、地域経済の活性化が不可欠であり、そのため

にも中小企業の再生・活性化策は急務です。昨年8月に施行された「中小企業経営力強化支援法」では、商工会や公認会計士、税理士、診断士などを認定支援機関として位置づけ、経営支援体制を構築するとしており、これが十分に機能すれば中小企業の経営改善が期待できます。

併せて、地域の金融機関による地元中小企業に対する支援体制を強化することが重要です。

よって、政府におかれては以下の事項について早急な対策を講じるよう求めます。

記

1. 全国的な中小企業支援ネットワークの整備とともに、認定支援機関の整備を図るなど総合的かつ、きめの細かい経営支援体制の充実を図るとともに、中小企業への周知徹底、フォローアップに万全を期すこと。
2. 地域の金融機関のコンサルティング能力及び支援体制を強化し、中小企業の経営改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月19日

上砂川町議会議長 堀内 哲 夫

提出先 内閣総理大臣、金融担当大臣、経済産業大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第4号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号 中小企業の再生・活性化策の充実強化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしました。

したがって、平成25年第1回上砂川町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（閉会 午後 1時29分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 大 内 兆 春

署 名 議 員 伊 藤 充 章

予 算 特 別 委 員 会

(第 1 号)

平成25年第1回定例会予算特別委員会会議録（第1号）

3月15日（金曜日）午前10時00分 開会
午後 1時34分 散会

○議事日程 第1号

委員長挨拶

町長挨拶

予算特別委員会の日程について

予算審査の方法について

予算審査資料の提出について

その他

議案第21号 平成25年度上砂川町一般会計予算

◎委員長挨拶

○委員長（数馬 尚） おはようございます。開会に先立ち、一言ご挨拶申し上げます。

11日の定例会本会議におきまして予算特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。委員各位のご協力をいただきながら本特別委員会を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

予算特別委員会に付託されました案件は、平成25年度一般会計予算及び5本の特別会計予算で、一般会計が28億3,380万円、特別会計を合わせますと34億7,363万2,000円となり、前年度と比較しますと5,334万8,000円減の予算となっています。内容を見ますと、人口減少対策のための移住、定住対策や子育て支援施策、高齢者施策、防災対策、雇用施策、教育関連施策の充実などに重点を置いた予算となっておりますことから、本特別委員会といたしましてもそのあたりを十分に踏まえ、論議を重ねていただき、効率的に議事を取り進めてまいりたいと考えております。

以上、大変簡単ではございますが、委員各位のご協力を重ねてお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○委員長（数馬 尚） ただいまの出席委員は8名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立いたしました。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○委員長（数馬 尚） 直ちに会議を開きます。

◎町長挨拶

○委員長（数馬 尚） ここで貝田町長からご挨拶をいただきたいと思っております。

○町長（貝田喜雄） 予算特別委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶させていただきます。

昨日は、執行方針での質疑におきまして貴重なご意見等々を賜り、大変ありがとうございました。本日より2日間で平成25年度の町づくりに向けた各施策や具体的事業を盛り込みました一般会計予算を初め5つの特別会計のご審議をいただくところでございますが、委員の皆様のご活発なご審議をお願い申し上げます。

平成25年度の予算編成に当たりましては、執行方針や予算の大綱でも触れさせていただきましたが、本町の財政状況は地域経済の低迷や人口の流出により税収等の減少が著しく、地方交付税に大きく依存する脆弱な財政基盤にあります。行政最大の課題であります人口減少対策や少子高齢化問題に対応すべく、可能な限り各団体等の意向を把握し、子育て支援施策や高齢者施策、雇用施策の拡充を図る経費について盛り込み、昨年度実施設計いたしました町民の災害時の避難場所であり

ます町民センター、体育センターの耐震化と大規模改修や各自治会等で管理を行っております街路灯のLED化についても予算計上したところであります。

平成25年度一般会計予算は28億3,000万円の予算規模となりまして、特別会計の6億4,000万と合わせ、総額34億7,000万円規模で、本年度より福祉医療センターの指定管理者制度の導入により町立診療所会計と老人保健施設会計の廃止や町民センター・体育センター耐震化・大規模改修事業などの実施により前年度対比1.5%の減となったところがございますが、年度途中におきましても引き続きさまざまな機会を通じまして町民の皆様や各団体の要望等々も拝聴し、優先すべき課題につきまして補正予算にて対応してまいりたいと考えております。今後におきましても多くの課題を抱えての町政運営となりますが、町民の皆さんが安心して生き生きと暮らせる町づくりに向け、職員と一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年度の予算の内容につきましてはそれぞれの担当課長から申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたしまして、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎予算特別委員会の日程について

○委員長（数馬 尚） それでは、これより議事に入ります。

議題の（1）、予算特別委員会の日程について中島議会事務局長から説明いたします。

○事務局長（中島隆行） それでは、お手元に配付の審査日程表に基づきまして説明させていただきます。

審査日程は、本日15日と18日の2日間を予定しております。本日は、審査方法、資料提出要求などについて協議していただき、その後平成25年度

一般会計予算から審査をいたします。初めに歳出を審査していただき、その後歳入の順で審査を進めてまいります。予定といたしましては、本日で一般会計の審査をすべて終え、18日は国保会計以下すべての特別会計と水道事業会計について審査をしていただきたいと思います。以上2日間の日程で付託となりました案件について審査を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（数馬 尚） ただいまの説明に対し質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、日程については説明どおりといたします。

なお、委員会開催の通知は改めていたしませんので、お間違いのないようにご参集願いたいと思います。

◎予算審査の方法について

○委員長（数馬 尚） 議題の（2）、予算審査の方法について中島議会事務局長から説明いたします。

○事務局長（中島隆行） 審査方法について説明をいたします。

3月11日の本会議において提案理由、予算の大綱、内容説明がありましたので、本委員会では歳入歳出予算事項別明細書によりまして各款ごとに担当課長から内容の説明をしていただくこととなります。

説明手順は、本年度予算額、前年度比較、財源内訳を説明し、引き続き節の内容説明に入りますが、時間の関係上、経常的な経費や前年度と比較して多少の増減の場合については説明を省略し、前年度に比べて大きく変わったところ、あるいは制度、施策の見直し、重要な継続事業等について説明していただきます。質疑につきましては、原則的に款の説明が終了した後、目ごとに行うこと

といたします。また、討論、採決につきましては、議案ごとに行うことといたします。

なお、説明員の出席でございますが、一般会計につきましては全課長の出席をお願いいたします。特別会計につきましては全課長、担当係長等が出席し、対応していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（数馬 尚） ただいまの説明に対し質疑、意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、審査方法については説明どおり進めてまいります。

◎予算審査資料の提出について

○委員長（数馬 尚） 議題の（3）、予算審査資料の提出について、何か必要な資料がありましたら発言願いたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

◎その他

○委員長（数馬 尚） その他ですが、委員のほうから何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

◎議案第21号

○委員長（数馬 尚） それでは、ただいまから付託案件の審査に入ります。

議案第21号 平成25年度上砂川町一般会計予算について議題といたします。

歳出から審議に入ります。1款議会費から審査いたします。内容の説明を求めます。中島議会事務局長。

○事務局長（中島隆行） 議会費について説明を

いたします。

予算書の28ページをお開き願います。28ページでございます。1項議会費、1目議会費、本年度予算額4,304万9,000円、前年度比較20万3,000円の減で、財源は全て一般財源でございます。主な内容は、4節共済費、本年度予算額1,022万5,000円、前年度比較で110万8,000円の減となっております。負担率の改定による減でございます。9節旅費でございますが、本年度予算額164万円、前年度比較で91万6,000円の増となっております。福井市鶉地区との交流を主な目的とした道外政務調査旅費が新たに計上されたことによるものでございます。そのほかについては、昨年同様で経常経費でございますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（数馬 尚） 議会費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、1款議会費の質疑を打ち切ります。

2款総務費に入ります。総務費については、米田総務課長、飯山企画振興課長、渡辺住民課長、是洞教育次長、永井税務出納課長、中島監査事務局長に順次説明を求めてまいりたいと思います。

内容の説明を求めます。初めに、米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、総務費のうち総務課が所管いたします予算につきましてご説明申し上げます。

30ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額3,845万6,000円、前年度比較で873万4,000円の減で、財源は全て一般財源でございます。本目は、町行政全般の管理経費を計上するものでございます。主な増減につきまして説明いたします。4節共済費でございますが、本年度予算額545万2,000円、前年度比較で609万8,000円の減となっております。福

社医療センター指定管理に伴います臨時職員等の減によるものでございます。7節賃金でございですが、本年度予算額416万9,000円、前年度比較で386万1,000円の減でございします。嘱託事務員2名の減によるものでございます。9節旅費ですが、本年度予算額102万円、前年度比較で32万円の増でございします。議員の道外政務調査に係ります職員同行旅費の増でございします。13節委託料でございしますが、本年度予算額799万9,000円、前年度比較で35万2,000円の増となっております。庁舎におきます窓ガラス、床清掃など、隔年実施で行うものによる増でございします。

32ページをお開きください。3目財政管理費、本年度予算額19万9,000円、前年同額でございします。財源は全て一般財源でございします。本目は、予算書、決算書作成経費のほか、起債管理に係る経費を計上しております。

4目会計管理費、本年度予算額105万5,000円、前年度比較で10万5,000円の増、財源は全て一般財源でございします。11節需用費でございしますが、本年度予算額20万5,000円、前年度比較で13万5,000円の増となっております。町収入証紙等の増刷に要します印刷費の増によるものでございします。

33ページへ参りまして、5目財産管理費、本年度予算額2,523万9,000円、前年度比較で6万1,000円の増、財源内訳はその他特定財源が1,729万9,000円、一般財源が794万円となっております。本目は、町有財産の管理経費を計上するものでございします。予算額、前年度微増でございしますが、11節需用費におきまして職員住宅の修繕につきましては昨年度において鶉本町地区6棟16戸の水洗化及び屋根ふきかえ4棟と塗装2棟を終え、本年度においては東鶉5町内6棟12戸の水洗化と屋根ふきかえ1棟、塗装4棟を行う計画で、地区ごとに建設年次の古い住宅から順次修繕を行うものでございします。

6目企画費、本年度予算額296万9,000円、前年度比較で257万7,000円の減、財源は全額一般財源

でございします。本目のうち防災対策にかかわります予算につきまして説明をさせていただきます。11節需用費、本年度予算額85万円、前年度比較で25万円の増額でございします。昨年度は防災ハザードマップの作成に加え、災害備蓄用消耗品として紙おむつや生理用品等を整備し、今年度においてもそれらを充足するほか、飲料水などの整備を行ってまいります。34ページへまいりまして、18節備品購入費、本年度予算額90万円、前年度比較で40万円の減でございします。防災対策用備品としまして、昨年度と同様、引き続き避難所用の毛布200枚、アルミ製マットの敷物200枚を整備するほか、冬期間における災害に備えた石油ストーブなどの備品整備を行うものでございします。毛布と敷物につきましては、平成24年度と25年度で各200枚購入し、町人口の約1割を被災者と想定した合計400枚の整備を終える予定でございします。本年度の災害備蓄品は、消耗品費と備品購入費を合わせまして175万円の計上となりますが、今後も引き続き必要備蓄品の精査を行い、年次的な整備を進めてまいります。次に、19節負担金、補助及び交付金、本年度予算額119万5,000円、前年度比較242万7,000円の減となっております。昨年度で整備を終えた北海道総合行政情報ネットワークの更新整備の完了によるものでございします。

次に、7目公平委員会費でございします。本年度予算額7,000円、前年度同額で、財源は全て一般財源でございします。公平委員3人分の報酬でございします。

35ページの9目諸費でございします。本年度予算額219万6,000円、前年度比較で10万円の増額でございします。財源内訳は、全て一般財源でございします。本目は、表彰関係の予算並びに他に属さない予算を計上するもので、11節需用費におきまして本年度予算額56万円、前年度比較で10万円の増となっております。食糧費につきまして実績を精査し、諸行事へ対応するため増額をするものでございします。

続きまして、39ページをお開きください。選挙費でございます。1目選挙管理委員会費、本年度予算額14万5,000円、前年度同額でございます。財源は全て一般財源でございます。

40ページへ参りまして、2目選挙啓発費、本年度予算額9,000円、前年同額で、財源は全て一般財源です。

3目参議院議員選挙費、本年度予算額472万7,000円、財源は全て国・道支出金でございます。平成25年7月に任期満了を迎えます参議院議員通常選挙の執行に要します投開票事務の執行経費を計上するものでございます。

次に、41ページへ参りまして、昨年度計上しておりました町議会議員選挙費につきましては廃目とするものでございます。

以上で2款総務費にかかわります総務課所管予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 続きまして、飯山企画振興課長。

○企画振興課長（飯山重信） それでは、2款総務費のうち企画振興課所管事項についてご説明いたします。

32ページをお開き願います。1項総務管理費、2目文書広報費、本年度予算額489万円で、前年度比較22万7,000円の増額で、財源内訳はその他特定財源20万円、一般財源469万円でございます。11節需用費の印刷製本費、町広報用であります。紙面を見やすく、読みやすくなるよう心がけ、情報発信を行うため、本年度137万8,000円を予算計上したところでございます。その他につきましては、前年度同様につき、説明は省略させていただきます。

次に、34ページをお開き願います。6目企画費でございますが、企画振興課所管事項として19節負担金、補助及び交付金のうち、中空知広域市町村圏組合事務負担金、過疎地域自立促進連盟負担金、空知総合開発期成会負担金、町づくり町民会議交付金、石狩川流域圏会議負担金が該当いたし

ますが、前年度と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

36ページをお開き願います。11目地域振興費でございますが、本年度予算額558万円で、前年度比較28万7,000円の減額で、財源内訳につきましては起債200万円、その他特定財源50万円、残り308万円は一般財源でございます。札幌ふるさと会の本年度の事業経費といたしまして、8節報償費に3万円、11節需用費の食糧費に1万5,000円、12節役務費に1万7,000円で合計6万2,000円を計上し、企業誘致情報収集活動を推進するものであります。19節負担金、補助及び交付金については、本年度予算額266万円で、前年度比較20万円の減額となっておりますが、これは昨年度鶉本町自治会が福井市鶉地区との交流事業を実施した際、事業費の一部を助成いたしました。今年度は事業がないため減額となっているものです。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

41ページをお開き願います。5項統計調査費、1目諸統計調査費でございますが、本年度予算額33万円で、前年度と比較して12万9,000円の増額となっており、財源内訳は国・道支出金32万8,000円、残り2,000円は一般財源でございます。1節報酬でございますが、本年度23万7,000円で、前年度比較12万3,000円の増額で、これは本年度住宅・土地統計調査が実施されるため、調査員等の報酬を計上したところであります。その他につきましては、前年度と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

以上、2款総務費のうち企画振興課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 次、渡辺住民課長。

○住民課長（渡辺修一） 2款総務費のうち住民課所管事項についてご説明をいたします。

予算書34ページでございます。8目交通安全対策費、本年度予算額540万3,000円、前年度比較36万4,000円の増で、財源内訳は全て一般財源で

ございます。本目は、交通安全指導員8名、婦人交通指導員3名、交通安全推進員1名に係る経費及び交通安全推進等に係る経費を計上しております。11節需用費38万円、前年度対比16万円の増と12節役務費11万3,000円、前年度対比7万3,000円の増は、昨年新たに購入しました交通安全指導車の燃料費と車検等に係るものでございます。

次に、予算書39ページをごらん願います。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額5,071万6,000円の計上で、前年度比較4,887万円の増、財源内訳につきましては国・道支出金9万8,000円、その他特定財源208万5,000円、一般財源4,853万3,000円でございます。戸籍の事務につきましては、中空知5市5町で戸籍システムの共同運用により本年10月より電算化をすることとしており、そのシステム構築及び端末機の導入に係る経費として、13節委託料では中空知広域圏戸籍システム電子データ作成業務委託費4,158万円、戸籍システム導入等の業務委託費569万2,300円、19節負担金、補助及び交付金では滝川市に管理サーバーを設置することから、その共同運用負担金としまして160万円、総額で4,887万3,000円を計上したところでございます。そのほかは、前年度とほぼ同額の予算計上でございますので、内容の説明は省略させていただきます。

以上で2款総務費のうち住民課所管に係るものについて説明を終わります。

○委員長（数馬 尚） 次、是洞教育次長。

○教育次長（是洞春輝） それでは、教育委員会が所管いたします総務費関係についてご説明を申し上げます。

35ページをお開き願います。10目町民センター管理費、本年度予算額3億3,074万円、前年度比較しまして3億536万1,000円の増額で、財源内訳は国・道支出金が6,990万円、起債が2億3,190万円、その他特定財源が201万、一般財源が2,697万円でございます。

主な項目についてご説明申し上げます。別冊、

主要施策7ページ及び資料ナンバー4をご参照願いたいと思います。町民センター、体育センターの両施設は、昭和53年、54年に建設されて、各種会議、行事やスポーツなどの会場として広く町民に利用されております。災害時の避難場所としても指定されており、建設後30年が経過し、安心して安全な施設として今後も利用していただくため、本年度は耐震化及び大規模改修工事を施し、避難場所の拡充と教育委員会を役場庁舎に移転し、公民館に設置している図書室と調理室を町民センターに集約し、効率的な施設運営を行うことを目的に、耐震補強、大規模改修工事費を計上するものであります。内容としては、町民センターの1階耐力壁の新設、2階大会議室上部の補強、体育センターは屋根部の鉄骨補強、桁張りの追加補強など耐震補強工事や各施設の外壁全面補修塗装及び屋上防水シートの更新、内部改修などの工事となっております。また、工事期間中における代替施設としては、町民センターを利用している団体等につきましては活性化センターや役場庁舎などを代替施設とするほか、体育センターを利用する団体等については学校開放事業などで対応してまいりたいと考えているところでございます。

予算書にお戻りください。12節役務費の本年度予算額22万4,000円、前年度対比7万円の減額、13節委託料では本年度予算額633万5,000円、前年度比較では1,200万5,000円の減額、いずれも工事期間中における電話利用の減や清掃業務の減、昨年実施しました耐震補強及び大規模改修工事に係ります実施設計委託の減によるものでございます。先ほど申し上げましたように、15節工事請負費では3億1,500万で計上しております。18節備品購入費300万円は、町民センター改修工事に伴います備品購入が増となるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、省略させていただきます。

以上、2款総務費に係る教育委員会所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） それでは、続きまして永井税務出納課長。

○税務出納課長（永井孝一） それでは、総務費のうち所管する税務出納課分についてご説明させていただきます。

37ページの下段をごらんください。2項徴税費、1目税務総務費、本年度予算額11万7,000円、前年度同額となっております。財源内訳は、全て国・道支出金であります。主に固定資産評価委員会に係る経費を計上しており、前年度同額のため、内容の説明は省略させていただきます。

次に、38ページをお開き願います。2目賦課徴収費、本年度予算額699万7,000円、前年度対比307万9,000円の増額となっております。財源内訳は、国・道支出金が386万8,000円、一般財源が312万9,000円であります。主な増減につきまして説明させていただきます。12節役務費において徴収用車両の車検手数料及び自動車保険料を計上しております。13節委託料、本年度予算額597万7,000円、前年度対比304万5,000円の増は、国税連携システムを本年度導入するもので、給与支払い報告書を紙媒体から地方税電子化協議会からe L T A Xを通じて市町村が受信できるよう既存システムの改修をするもので、改修経費として230万3,700円、サービス利用料14万2,000円の計上と、3年に1回の固定資産の評価がえに伴う不動産鑑定を町内15地点で行うための経費として60万円を計上してございます。27節公課費、本年度予算額7,000円は、先ほど申し上げました徴収用車両の自動車重量税を計上するものであります。その他の節は、おおむね前年度同額のため、説明は省略させていただきます。

以上で税務出納課が所管いたします関係予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 続きまして、中島監査事務局長。

○監査事務局長（中島隆行） それでは、監査委員費について説明をいたします。

41ページをお開き願います。6項監査委員費、1目監査委員費、本年度予算額106万1,000円、前年度と同額となり、全て一般財源でございます。1節報酬から19節負担金、補助及び交付金まで、監査業務にかかわります経常経費でございます。以上でございます。

○委員長（数馬 尚） 以上で2款総務費の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、目ごとに質疑を受けてまいります。

初めに、1項総務管理費、1目一般管理費について質疑を受けます。質疑のある方はご発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、2目文書広報費、3目財政管理費、4目会計管理費、5目財産管理費、6目企画費について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、7目公平委員会費、8目交通安全対策費、9目諸費、10目町民センター管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。大内委員。

○8番（大内兆春） 10目の町民センター管理費の中の需用費、委託料についてお尋ねいたしますが、これは年間の予算なのですか。

○委員長（数馬 尚） 是洞教育次長。

○教育次長（是洞春輝） 需用費につきましては、年間の経費を見ております。委託料につきましては、先ほど申し上げたように工事期間中における業務、施設管理費、そういったものは工事期間中については外した金額となっております。

以上であります。

○8番（大内兆春） 工事何月から始まるか、説

明受けたような受けていないような、はっきりしないのですが、工事期間中は例えば需用費とか、何かかぶる部分出てきますよね、その分はどういうふうに見るのか、また後で減額なりなんなりするのでしょうか。

○委員長（数馬 尚） 是洞教育次長。

○教育次長（是洞春輝） 工事期間中でありませうけれども、ことしの7月から大体7カ月ですから、明年の2月までの7カ月間を予定しております。その間の需用費につきましては、当然全部とまるわけです。開始されます2月以降の部分と閉館になります4月から6月までの分の管理費については、通常どおりで執行させていただくようになると思います。

以上であります。

○8番（大内兆春） それと、これもまたはっきりしないのですが、設計の段階の耐震の工事する部分だとか説明を受けていますけれども、資料として、私ら設計図見てもわからないのですけれども、設計図いただいたかどうかお尋ねします。

○委員長（数馬 尚） 教育長。

○教育長（林 智明） 去年の全員協議会の中で図面のほうは皆さんのほうにはお渡しをしております。8月30日でしたか、全員協議会の日程がちょっとあれなのですが。

○委員長（数馬 尚） 高橋委員。

○6番（高橋成和） 先日総務の常任委員会の中でいろんな委員さんが、町民センターを工事するに当たって、やっぱりいろんなイベントとか、そういうものの使い勝手というのが、小学校の体育館や活性化センターということなのですが、広さがない。温泉の昔のロッジのふるさと活性化プラザ、ああいうところを使ったらどうかという話ししているのですけれども、電力が弱かったりとか暖房機器がなかったりとか、昔の温泉のロッジです。そういったところを何とか使えるようにできないものなのかなんて思っているのです。何せ冬場は何も使えない施設なので、工事が

終わったら、また電力下げたりとか暖房切ったりとかすればいいのでしょうかけれども、何かそういった形で使える方法ってないのでしょうか、お願いします。

○委員長（数馬 尚） 教育長。

○教育長（林 智明） 私も常任委員会でそういうふうな意見あったというのは聞いておりますが、先ほど次長のほうから話しましたように、国の予算の関係で7月ぐらいからの着工になるのかなと思ひまして、当然2月ぐらいまでかかってくると。それで、ビールパーティーだとかなんかないのは活性化センターでは確かに狭いと思うのですが、ことし1年、ロッジを冬期間もあけるといことは大変難しいことだと思いますので、夏のビールパーティーとかなんかにについてはロッジを利用していただいたりとか、できれば活性化センターで規模を縮小というか、ダンスだとかなんかを、そういう形でないと……

〔発言する者あり〕

○教育長（林 智明） 活性化センターの中会議室と大会議室を2つ使うとか、そういうような工夫をして、可能な限りの対応でやっていただければなと思っているところなのです。

○6番（高橋成和） 今聞いたらしようがないということなので、その担当者が対応してくれると思いますので、余りトラブルがないようにしていただければなと思ひます。よろしく願ひいたします。

○委員長（数馬 尚） ほかにございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

11目地域振興費について質疑を受けます。質疑ございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

2項徴税費全般について質疑を受けます。質疑

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

3項戸籍住民基本台帳費全般について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、4項選挙費全般について質疑を受けます。質疑のある方はご発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、5項統計調査費、6項監査委員費について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

以上で2款総務費について質疑を打ち切ります。

次、3款民生費に入ります。民生費については、西村福祉課長、渡辺住民課長に順次説明を求めてまいります。初めに、西村福祉課長。

○福祉課長（西村英世） それでは、民生費のうち福祉課が所管いたします予算につきまして主な増減を中心に説明申し上げます。

予算書は44ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額2億8,361万円、前年度比較で2,144万5,000円の増、財源内訳は国・道支出金1億7,647万円、起債1,170万円、その他特定財源338万4,000円、一般財源9,205万6,000円でございます。8節報償費1,082万円でございますが、前年度比較で522万8,000円の増となっております。全世帯配布入浴券につきまして、健康増進対策として1世帯当たり5枚配布から10枚配布に拡大をするものがございます。45ページの20節扶助費でございます

が、本年度予算額2億1,870万6,000円、前年度比較で3,483万9,000円の増となっております。障害者自立支援給付費におきまして利用者の増加による介護給付や訓練等給付の増加、また法改正によります障害児通所給付費、療養介護医療費等の追加によるものでございます。

次に、46ページでございますが、2目老人福祉費、本年度予算額888万2,000円、前年度比較で122万8,000円の増、財源内訳は国・道支出金30万7,000円、起債480万円、一般財源377万5,000円でございます。本目は、主に高齢者福祉に関する経費を計上しております。8節報償費は622万円の計上で、前年度比較64万円の増となっております。長寿祝品贈呈事業におきまして100歳と88歳の対象者数の増加により28万円の増、新規事業であります家族介護用品支給事業で36万円の新規計上となっております。

家族介護用品支給事業につきましては、資料ナンバー5をごらんいただきたいと思います。資料ナンバー5でございます。重度の要介護者を居宅において介護する低所得の家族に対しまして、紙おむつ等の介護用品の購入券を支給することによりまして家族介護の経済的負担の軽減を図り、在宅での介護を支援することを目的といたしまして本年度より新たに実施をする事業でございます。対象者につきましては、要介護度の4または5と認定され、常時おむつの使用を要する方を在宅で介護している町民税非課税世帯で、紙おむつ、尿取りパッドなどを購入する際に町内の商店で使用できる介護用品購入券を年間で3万6,000円分交付するものがございます。予算は10人分を見込みまして、36万円を計上しております。

予算書の47ページにお戻り願います。18節備品購入費でございます。41万円の計上で、前年度の計上はございませんでしたが、緊急通報装置5台を新規設置及び更新用に購入するものがございます。

次に、3目社会福祉施設費、本年度予算額675

万7,000円、前年度比較12万6,000円の減で、財源は全て一般財源でございます。本目は、中央集会所、東山高齢者住宅、各町生活館に係る経費を計上しております。13節委託料で、隔年実施としております東山高齢者住宅の清掃委託の減によりまして10万4,000円の減となっております。

次に、4目複合施設費、本年度予算額351万5,000円、前年度比較で5万3,000円の減となっております。財源は全て一般財源でございます。本目は、東鶉児童館と中央ふれあいセンターに係る経費を計上してございます。児童館運営に係る児童厚生員賃金やふれあいセンターの自治会への管理委託経費が主なものでございます。48ページをお開き願います。11節需用費13万円の計上で、前年度比較3万円の減となっております。前年度計上の消火器更新経費の減でございます。

6目地域包括支援センター費、本年度予算額528万4,000円、前年度比較621万9,000円の減で、財源は全てその他特定財源でございます。本年4月から地域包括支援センターの運営業務を萌福祉サービスに委託することから、委託料528万4,000円を計上するものでございます。

7目介護予防費、本年度予算額483万円、前年度比較27万円の減で、財源内訳はその他特定財源480万円、一般財源3万円でございます。本目は、空知中部広域連合からの委託による高齢者の介護予防に関する各種事業経費を計上しております。事業実施に当たっての臨時職員賃金や委託料が経費の主なもので、要介護の可能性のある高齢者の把握、ひきこもり防止のための交流会や健康運動指導士による体の機能維持訓練事業、高齢者の筋力維持や筋力アップを目的とした百歳体操が主な事業でございます。平成22年度から24年度に行いましたいきいき百歳体操の地域でリーダー的な役割を担う住民によるサポーター養成講座につきまして、各地域での養成がなされましたので、養成講座開催に伴います臨時の保健師や看護師の賃金で28万2,000円減少することによるものでござい

ます。

次に、49ページ下段の特別養護老人ホーム費と50ページ、デイサービスセンター費につきましては、本年4月から施設の運営管理を指定管理とすることから、廃目となるものでございます。

次に、50ページ、児童福祉費でございます。1目児童福祉総務費、本年度予算額4,514万5,000円、前年度比較209万8,000円の減となっております。財源内訳は、国・道支出金3,362万4,000円、起債170万円、その他特定財源20万円、一般財源962万1,000円でございます。本目は、子育て支援事業のうち、保育園で実施のおひさまルーム事業、児童手当、乳幼児医療及びひとり親家庭等医療費などの経費を計上しております。8節報償費188万8,000円の計上で、前年度比較40万5,000円の増となっております。本年度で3年目となります育児用品購入券贈呈事業につきまして、8人分40万円増の34人分170万円を見込むものでございます。20節扶助費は4,230万7,000円の計上で、前年度比較で203万8,000円の減となっております。児童手当3,756万5,000円につきましては、支給対象となります中学生までの子供数の減によりまして163万5,000円の減となるものでございます。

次に、2目保育所費でございます。本年度予算額1,628万7,000円、前年度比較246万1,000円の増となります。財源内訳は、その他特定財源359万8,000円、一般財源が1,268万9,000円でございます。7節賃金812万5,000円の計上で、前年度比較159万2,000円の増となっております。増額の主な要因は、3歳未満児の保育需要が増加傾向にありますことから、安全な受け入れ態勢を整えるための保育士賃金の増によるものでございます。11節需用費700万6,000円の計上で、前年度比較65万2,000円の増となっております。修繕料におきまして、保育園給食室の室温管理を図るためのエアコン設置70万円を計上するものでございます。16節原材料費14万2,000円の計上で、前年度比較13万2,000円の増となっております。昨年より実施しており

ます高齢者と園児との交流事業におきまして、本年度は保育園の菜園を拡張し、高齢者による菜園管理や収穫祭を通じた交流を行うよう、畑の土などの材料費13万2,000円を計上するものでございます。

次に、52ページでございます。3項生活保護費、1目生活保護総務費、本年度予算額1万円、前年度同額、財源は全て一般財源でございます。

2目扶助費、本年度予算額29万円、前年度同額、財源は全て一般財源でございます。生活困窮世帯扶助の経費を計上するものでございます。

続きまして、4項災害救助費、1目災害救助費、本年度予算額24万円、前年度同額、財源は全て一般財源でございます。災害見舞金の経費を計上しているものでございます。

以上で3款民生費に係ります福祉課所管予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時59分

○委員長（数馬 尚） 再開いたします。

理事者の説明を求めてまいりたいと思います。渡辺住民課長。

○住民課長（渡辺修一） 3款民生費のうち住民課が所管します事項についてご説明いたします。

予算書46ページでございます。1目社会福祉総務費、28節繰出金3,612万円につきましては、後ほど国民健康保険特別会計でご説明をいたします。そのほかは、前年とほぼ同額の予算計上につき、内容の説明を省略させていただきます。

次に、48ページをお開き願います。5目介護保険費、本年度予算額8,124万7,000円、前年度比較48万1,000円の減で、財源内訳は全て一般財源でございます。19節負担金、補助及び交付金8,104万2,000円、前年度対比25万5,000円の減は、空知中部広域連合負担金で居宅介護サービス事務費等の減額と介護保険活動車両の車検等の費用が今年

度はありませんので、その費用分が減額となったものでございます。そのほかは、前年度とほぼ同額の予算計上につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、49ページをごらんください。8目後期高齢者医療費、本年度予算額9,786万5,000円、前年度比較2,728万1,000円の増で、財源内訳につきましては国・道支出金1,344万6,000円、その他特定財源52万6,000円、一般財源8,389万3,000円でございます。本目は、北海道後期高齢者医療広域連合から受託しています後期高齢者健診に要する費用と同連合への負担金並びに後期高齢者医療特別会計への繰出金を計上しております。19節負担金、補助及び交付金7,577万3,000円、前年度対比2,70万3,000円の増につきましては、北海道後期高齢者連合へ支出する医療給付費負担金として定められております割合の12分の1を町負担分として計上するもので、入院等の療養給付費等の増によるものでございます。28節繰出金2,152万9,000円につきましては、後期高齢者医療特別会計にて説明をさせていただきます。そのほかは、前年度と同額予算の計上につき、内容の説明は省略いたします。

次に、50ページをお開き願いたいと思います。上段でございますけれども、1目児童福祉総務費の20節扶助費の乳幼児医療費209万3,000円、ひとり親家庭等医療費234万9,000円の計上は、前年度の実績見込み額を勘案し、計上しております。療育医療費は、北海道より療育医療の給付事業が今年度から権限移譲されたもので、給付対象児は出生時体重が2,000グラム以下で医師が入院が必要と認めた場合、児童1件分30万円を計上しております。

以上で3款民生費のうち住民課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 以上で3款民生費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費について
質疑を受けます。質疑ございませんか。大内委員。

○8 番（大内兆春） これは本当は委員会で聞けばよかったのでしょうけれども、聞き漏らしたのでお尋ねいたしますが、全世帯配布の入浴券です。これは、町民にとっても大変喜ばしいことですし、振興公社にとっても大変よい制度だと思っておりますが、今回10枚配布になるわけですよ、今まで配布した中での使用率というのですか、それを教えていただければ。もしつかんでいけば、わからなかったら結構です。

○委員長（数馬 尚） 西村福祉課長。

○福祉課長（西村英世） 全世帯配布入浴券の使用率の関係でございますが、昨年度、平成23年度は98%ほど使っています。その前の年なのですが、96%ほどとなっております。

○8 番（大内兆春） ありがとうございます。制度として十分機能していますね。70、80だったら、どうやって使ってもらったらいいかなと言おうと思ったのです。ありがとうございます。

○委員長（数馬 尚） ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、2 目老人福祉費、3 目社会福祉施設費、4 目複合施設費について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

5 目介護保険費、6 目地域包括支援センター費、7 目介護予防費、8 目後期高齢者医療費について質疑を受けます。質疑ございませんか。大内委員。

○8 番（大内兆春） その他で聞けばいいのでしょうけれども、今回指定管理者制度になったはるにれ、成寿苑。例えば入所者が来た場合、この間委員会で聞いたのですけれども、口頭で説明すると、口頭で説明して、後で断られたとかんとか

とトラブルがあったみたいですから、委員会でも言ったのですけれども、そういうことのないように口頭で説明しながらパンフレットみたいのを、入所についての最後に判定者会議もありますよというような手順を載せたパンフレットをつくっていただいて配布したらいかなと思います。要望いたします。今まで口頭だけで説明していたから、そういうパンフはありませんと委員会で言っていましたから、ぜひそういうパンフを示しながら口頭で説明するという。

○委員長（数馬 尚） 高橋参事。

○福祉医療センター参事（高橋 良） この間常任委員会でお話ししましたが、相談に来られて、詳しいパンフみたいのはないのですけれども、お話を聞きながら実際には申込書もお渡ししていますので。

○8 番（大内兆春） 渡しているというのは、例えば最初にこういう手続してもらって、こうなって、判定者会議みたいものがあってと、そういうの全部載っているわけですか。

○福祉医療センター参事（高橋 良） 申込書自体をお渡しして、そして説明しているわけです。大内委員がおっしゃるとおり、細かいパンフ、説明書というか、それは。

○8 番（大内兆春） だから、そういうのいから結果的にトラブルが出るのではないですか。

○福祉医療センター参事（高橋 良） わかりました。

○8 番（大内兆春） 入所希望する人は判定者会議も何もわからないでいるわけだから、即答で返事もらえないから、断られたとか、そういうふうになると思うのです。施設にも今後町としても3年間かかわっていくわけですから、そういうのがあったほうがいと私は思います。

○福祉医療センター参事（高橋 良） わかりました。

○委員長（数馬 尚） 町長。

○町長（貝田喜雄） 今大内委員のお話でござい

ますが、お話の筋はごもつともです。担当のほうで何だかわかったようなわからないようなことでもございますけれども、いずれにしても公設民営で3年間ご指摘のとおりしていくわけでございます。町が管理するというところでございますので、今お話あったような事態がないように、新しい管理者とともにそういうようなトラブルの発生がないように努めてまいります。

○委員長（数馬 尚） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、2項児童福祉費全般について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、3項生活保護費、4項災害救助費について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

以上で3款民生費について質疑を打ち切ります。

次、4款衛生費に入ります。内容の説明を求めます。西村福祉課長、渡辺住民課長に順次説明を求めてまいります。初めに、西村福祉課長。

○福祉課長（西村英世） それでは、衛生費のうち福祉課が所管いたします予算につきまして説明をさせていただきます。

予算書は54ページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額5,940万8,000円、前年度比較3,162万円の減でございます。財源内訳は、全て一般財源でございます。本目は、救急医療対策に係る負担金や分担金、妊婦等の健診費用を計上しており、ほぼ前年同額の計上でございますが、減額の主な要因は繰出金の減でございます。28節繰出金におき

まして、町立診療所事業特別会計の廃止により1,238万円の減額、水道事業会計繰出金で1,700万1,000円の減となっております。

次に、2目予防費でございます。本年度予算額1,275万円、前年度比較31万円の減でございます。財源内訳は、国・道支出金73万3,000円、その他特定財源46万6,000円、一般財源1,155万1,000円でございます。本目は、各種検診や予防接種事業に係る経費を計上しております。11節需用費39万円の計上で、前年度比較92万5,000円の減となっております。消耗品費のうち各種検診等につきまして、予防接種ワクチンが本年度より医療機関で準備し、実施できることとなり、ワクチン購入経費を委託料に含めることから減額となるものでございます。次に、56ページでございます。13節委託料1,022万1,000円の計上で、前年度比較165万9,000円の増となっております。本年度の新規事業であります高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用助成事業146万2,000円の計上でございます。

資料ナンバー6をごらんいただきたいと思えます。高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業につきましては、高齢者の肺炎の発症及び重篤化を予防し、健康の増進を図ることを目的といたしまして、75歳以上の高齢者を対象に接種料金のおおむね3分の2の4,300円を助成するものでございます。助成回数は1回で、町内の医療機関で接種できるものでございます。予算につきましては340人分を見込み、146万2,000円を計上するものでございます。

予算書の56ページにお戻り願います。19節負担金、補助及び交付金でございますが、60万2,000円の計上で、前年度比較87万2,000円の減となっております。健康づくり協議会補助金につきまして、前年度より87万2,000円減の35万2,000円を計上しております。温泉施設等を利用した健康の里づくり事業につきまして、本年度は事業用備品の購入がないことと地域社会振興財団の助成期間が終了しましたことから、事業内容の精査を行い、

減額となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 続きまして、渡辺住民課長。

○住民課長（渡辺修一） それでは、4款衛生費のうち住民課が所管します事項についてご説明をいたします。

予算書56ページでございます。3目環境衛生費、本年度予算額786万3,000円、前年度比較117万4,000円の増で、財源内訳はその他特定財源9万5,000円、一般財源776万8,000円でございます。11節需用費226万5,000円、前年度対比49万4,000円の増につきましては、修繕料として下鶉共同浴場の地下タンクのオイル漏れ防止修繕を行います123万円を計上しております。19節負担金、補助及び交付金354万6,000円、前年度対比63万5,000円で、砂川地区保健衛生組合負担金33万5,000円の増と東町共同浴場が住宅集約によりまして運営に支障を来すということから、経費の一部として共同浴場運営費補助金30万円を計上しております。そのほかは、前年とほぼ同額の予算につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、2項清掃費、1目清掃総務費、本年度予算額31万4,000円の計上で、全て一般財源でございます。本目は、衛生車庫と事務所の諸経費を計上しておりますが、前年度と同額の予算計上につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、58ページをごらんいただきたいと思います。2目じん芥処理費、本年度予算額7,069万4,000円、前年度比較で3,097万6,000円の件でございます。財源内訳は、その他特定財源1,261万円、一般財源5,808万4,000円でございます。本目は、ごみ収集処理費用及びごみ処理最終処分場の経費を計上しております。11節需用費606万8,000円、前年度対比27万3,000円の増につきましては、修繕料でごみ収納ボックスの1枚ぶたを2枚ぶたに改良する経費として50台分の75万円を計上しております。12節役務費110万円、前年度対比25万2,0

00円の増と13節委託料665万5,000円、前年度対比68万4,000円の増は、かつて上砂川中学校で使用していました蛍光灯などの照明器具の中にPCBが含まれていましたので、その使用を控え、衛生車庫内で保管をしていましたが、廃棄物処理工場が室蘭市で操業となりましたので、今年度はコンデンサー1台について運搬料19万8,000円、処理業務委託65万2,000円を計上したところでございます。19節負担金、補助及び交付金5,127万8,000円の計上で、前年度比較3,229万9,000円の減につきましては、エコバレー歌志内が操業を終了したことに伴い、焼却費用分1,597万7,000円の減と昨年実施しましたクリーンプラザくるくるの各施設の更新整備費1,248万6,000円の減によるものでございます。中・北空知廃棄物処理広域連合負担金1,136万5,000円につきましては、ごみ焼却施設が完成し、4月より本稼働しますことから、焼却費用分と施設の維持管理経費を予算計上するものでございます。そのほかは、前年度とほぼ同額の予算につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、3目し尿処理費、本年度予算額3,377万2,000円、前年度比較930万5,000円の増で、財源内訳はその他特定財源823万3,000円、一般財源2,553万9,000円でございます。7節賃金472万2,000円、前年度対比54万3,000円の増は、上乗り作業員が退職したことに伴い、その後の対応につきまして運転手兼作業員を採用した増分でございます。19節負担金、補助及び交付金2,808万円、前年度比較897万8,000円の増でございますが、砂川地区保健衛生組合負担金につきましてはし尿収集量の減少により73万2,000円減の1,836万6,000円、石狩川流域下水道組合負担金971万4,000円につきましては、石狩川流域下水道組合の下水道施設に汚泥等受け入れ施設を併設するため、組合事業として国の補助を受け、平成25年度、26年度の2カ年事業で建設するもので、その建設費を負担金として計上しているものでございます。そのほかは、前

年度とほぼ同額の予算計上につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

以上で4款衛生費のうち住民課の所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 以上で4款衛生費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項保健衛生費、1目保健衛生総務費について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、2目予防費について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、3目環境衛生費について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、2項清掃費全般について一括質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

以上で4款衛生費について質疑を打ち切ります。

続きまして、5款労働費、6款農林水産業費に入ります。内容の説明を求めます。飯山企画振興課長。

○企画振興課長（飯山重信） それでは、労働費につきましてご説明申し上げます。

62ページをお開き願います。5款労働費、1項労働費、1目労働諸費、本年度予算額1,105万3,000円、前年度比較212万4,000円の増額で、財源内訳は一般財源1,105万3,000円でございます。本年

度におきましても現在の厳しい雇用状況を鑑み、昨年度と同様町単独で雇用対策事業を実施し、町内の雇用創出を図っていきたいと考えておりまして、雇用人数につきましては主なものとして緊急雇用作業員分として通年雇用で4名、道路除雪作業員分として通年雇用で3名の雇用を予定しておりまして、労働費においては緊急雇用作業員分として7節賃金、本年度732万円で、前年度比較で276万4,000円の増、18節備品購入費、本年度10万円の計上で、前年度比較で10万円の増となっております。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

以上で労働費の説明を終わらせていただきます。

続きまして、農林水産業費につきましてご説明申し上げます。64ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項林業費、1目林業振興費、本年度予算額53万8,000円で、前年度比較216万3,000円の減額で、財源内訳は一般財源53万8,000円でございます。18節備品購入費の35万円の増につきましては、本年度ヒグマ捕獲用の箱わなを整備するため35万円を計上したところによるものです。19節負担金、補助及び交付金、本年度予算額3万8,000円、前年度比較で253万8,000円の減額となっておりますが、平成20年度より5カ年事業の森林所有者が造林や間伐を行う美しい森林づくり基盤整備事業については昨年度をもって終了したことから、美しい森林づくり基盤整備交付金251万8,000円の減となったところでございます。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

以上で農林水産業費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 以上で5款労働費、6款農林水産業費の説明が終わりました。

一括質疑をお受けします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

以上で5款労働費、6款農林水産業費について質疑を打ち切ります。

7款商工費に入ります。内容の説明を求めます。飯山企画振興課長、渡辺住民課長に順次説明を求めてまいります。初めに、飯山企画振興課長。

○企画振興課長（飯山重信） それでは、7款商工費のうち企画振興課所管事項につきましてご説明申し上げます。

66ページをお開き願います。7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、本年度予算額2,415万1,000円、前年度比較174万1,000円の増額で、財源内訳につきましては国・道支出金77万円、その他特定財源1,529万円、一般財源809万1,000円でございます。13節委託料につきましては、隔年で実施している産業活性化センターのガラスサッシ清掃業務を本年度実施するため9万3,000円の増となっております。67ページをお開き願います。21節貸付金につきましては、本年度1,368万円で、前年度比較103万8,000円の増額となっておりますが、これは中小企業融資制度を利用しやすいよう見直し、既存企業の経営安定を図るため原資預託金を150万円増額し、商店街近代化融資につきましては融資総額が減り、原資預託金を46万2,000円減額したところによるものです。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、省略させていただきます。

次に、企業開発費でございます。2目企業開発費、本年度予算額2,037万2,000円、前年度比較48万7,000円の増額で、財源内訳につきましては国・道支出金557万7,000円、一般財源1,480万5,000円でございます。

資料ナンバー7をご参照願います。昨年度より水源公園で水質監視を目的に養殖しているニジマスを活用し、特産品の試作研究を開始し、ニジマスの薫製試作に取り組んできたところでありますが、本年度は国の緊急雇用創出推進事業の活用に

より、雇用の場の確保や養殖技術や顧客のニーズ調査研究を上砂川振興公社に委託し、町の特産品として量産体制の確立を図っていくこととしております。具体的事業内容ですが、ニジマスの採卵やふ化などの養殖技術の習得、味つけや消費期限などの商品調査、先進事業者施設や販売価格調査などの市場調査、販売先確保などの営業活動を行っていくこととしております。本事業を進めるために調査研究員2名を本年4月から11月末まで振興公社で雇用し、実施していくものであります。

予算書へお戻り願います。この特産品開発研究の事業に係る経費につきましては、13節委託料で556万7,000円予算計上するものでありまして、昨年ニジマス特産化事業用として計上していた7節賃金19万円、11節需用費15万円、13節委託料10万円、18節備品購入費45万円につきましては、本年度の事業は振興公社に委託し、実施するため、それぞれ減額となっております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、3目観光費、本年度1,025万1,000円で、前年度同額で、財源内訳につきましては全額一般財源であります。前年度と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

以上で商工費のうち企画振興課所管事項の説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 次に、渡辺住民課長。

○住民課長（渡辺修一） 7款商工費のうち住民課が所管します事項についてご説明いたします。

予算書66ページをお開き願いたいと思います。1目商工振興費のうち消費者行政にかかわる経費といたしまして、7節賃金、9節旅費、11節需用費、12節役務費、18節備品購入費、19節負担金、補助及び交付金、総額で193万5,000円を計上しております。平成21年から3年間実施をいたしました国の消費者行政活性化事業がさらに延長されたことに伴い、商品購入による契約などのトラブルの相談に対応するため、相談業務を週4日から5

日に延長し、7節賃金では前年対比47万7,000円増の137万2,000円を計上のほか、12節役務費では啓発用看板作成費6万円、18節備品購入費ではパソコンの購入費用等を計上しております。そのほかは、前年度とほぼ同額でございますので、内容の説明は省略をさせていただきます。

以上が住民課所管事項でございます。

○委員長（数馬 尚） 以上で7款商工費の説明が終わりました。

これより質疑に入らせていただきます。

1目商工振興費、2目企業開発費について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

3目観光費について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

以上で7款商工費について質疑を打ち切ります。

次、8款土木費に入ります。内容の説明を求めます。佐藤技師長。

○企画振興課技師長（佐藤康弘） それでは、土木費につきましてご説明申し上げます。

70ページをお開き願います。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額1億364万円、前年度比較2,468万9,000円の増額で、財源内訳につきましては国・道支出金7万7,000円、起債2,400万円、その他特定財源114万8,000円、7,841万5,000円が一般財源でございます。本目は、主に街路灯の維持費と下水道事業特別会計への繰出金に係る予算を計上するものであります。増額の主な要因といたしましては、19節負担金、補助及び交付金の街路灯設置費補助金として2,400万円の増で、自治会で設置、管理を行います自治会管理の街路灯をLED化にするための補

助金で、節電と各町自治会の住民負担軽減を図ることを目的に、全町454灯のうち町営住宅長寿命化計画に基づく住宅再編地区の42灯を除いた412灯を整備補助するものでございます。そのほかにつきましては、前年度同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、71ページでございます。2項道路橋りょう費、1目道路維持費、本年度予算額8,608万6,000円、前年度比較3,618万4,000円の増額で、財源内訳につきましては全額一般財源でございます。本年度の除排雪経費につきましては、賃金、燃料費、委託料、使用料及び賃借料を合わせまして総額2,488万6,000円、前年度比較354万2,000円の増となっております。増額の主な要因といたしましては、燃料費の値上がりや雇用対策といたしまして賃金単価の改善を図り、また道路除排雪作業員1名を通年雇用するため、7節賃金で330万8,000円の増加となっております。現行体制を維持しながら効率的かつ効果的な除排雪体制を構築してまいりたいと考えてございます。13節委託料につきましては、本年度予算額1,088万9,000円、前年度比較101万1,000円の減となっておりますが、昨年度実施した橋梁長寿命化計画策定業務が完了したことによるものでございます。15節工事請負費につきましては、資料ナンバー8をあわせてご参照願います。本年度予算額4,800万円で、前年度比較3,350万円の増額となっておりますが、資料にございますように下鶉うぐいす団地擁壁改修工事で2,300万円、下鶉地区雨水排水改修工事で1,900万円を増額したことによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、72ページ、3項住宅費、1目住宅管理費についてご説明いたします。本年度予算額4,747万4,000円、前年度比較712万6,000円の減額で、財源内訳につきましては全額その他特定財源でございます。本目は、町営住宅の維持管理費を計上するものでございます。資料ナンバー9番、10番

をあわせてご参照願います。11節需用費3,177万円 で前年度比較10万円の増は、住宅長寿命化計画に基づき、下鶉地区の屋根のふきかえ、改良住宅6棟32戸と公営住宅3棟12戸、朝駒地区の屋根塗装4棟32戸を計画的に進めるものでございます。19節負担金、補助及び交付金238万円の計上で前年度比較161万円の減額につきましては、下水道受益者分担金で平成21年度に供用開始となった鶉地区の一部が納入完了となることによるものでございます。23節償還金、利子及び割引料715万9,000円の計上で前年度比較565万8,000円の減額は、朝駒単身者住宅の割賦償還が終了したことによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、2目公営住宅建設費、本年度予算額2,873万5,000円、前年度比較24万円の増額で、財源内訳につきましては国・道支出金412万9,000円、起債650万円、一般財源1,810万6,000円でございます。本目は、2名の人件費と町営住宅の水洗化事業などに関する経費を計上するものでございます。給料、職員手当、共済費、退職手当組合負担金を合わせた人件費総額は1,605万円で、前年度比較22万8,000円の増となっております。次に、74ページをお開きください。また、資料ナンバー11、12をあわせてご参照願います。15節工事請負費1,200万円の計上で前年同額は、緑が丘公営住宅1棟8戸と鶉若葉台改良住宅3棟12戸を水洗化するものでございます。そのほかにつきましては、前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

以上で土木費の内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 以上で8款土木費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項土木管理費について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、2項道路橋りょう費について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、3項住宅費、1目住宅管理費、2目公営住宅建設費について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

以上で8款土木費について質疑を打ち切ります。

次、9款消防費に入ります。内容の説明を求めます。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、消防費につきまして説明をいたします。

76ページでございます。9款消防費、1項消防費、1目消防費、本年度予算額1億6,220万7,000円、前年度比較で44万5,000円の減で、財源は全て一般財源でございます。減額の主な要因は、砂川地区広域消防組合負担金におきまして上砂川支署職員に要します防火着等の更新を終えたことによる減によるものでございます。なお、付記にございます砂川消防本部庁舎建設負担金につきましては、昨年は消防組合負担金の内数として一括計上しておりましたが、組合本部の会計処理上、本年度から切り離して計上するものであり、予算額42万9,000円につきましては前年同額でございます。負担をします期間は本町が組合へ加入をしました平成24年度から起債の償還が終了いたします平成29年度までの6年間となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 以上で9款消防費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

消防費全般について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

以上で9款消防費についての質疑を終わります。

ここで昼食のため休憩いたしたいと思います。

休憩 午前11時38分

再開 午後 零時56分

○委員長（数馬 尚） 昼食休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

10款教育費に入っていきたいと思います。是洞教育次長、飯山企画振興課長の順で順次説明を求めてまいりたいと思います。初めに、是洞教育次長。

○教育次長（是洞春輝） それでは、10款教育費のうち教育委員会が所管しております予算についてご説明申し上げます。

78ページをお開き願います。1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額88万8,000円、財源内訳は全て一般財源でございます。内容につきましては、教育委員2名の報酬が主なものとなっております。

次に、2目事務局費、本年度予算額609万8,000円、前年度と比較しまして48万円の増額で、財源内訳は国・道支出金が45万5,000円、一般財源が564万3,000円でございます。主な内容についてであります。8節報償費でございますが、本年度予算額129万6,000円、前年度対比では2万9,000円の増額で、これは平成22年度から放課後子ども教室で実施しております学習とスポーツのうち、スナッグゴルフを社会教育で実施しているスナッグゴルフ体験会へ集約することで7万円の減額と、別冊、主要施策6ページの中ほどをご参照いただきたいと思います。新規事業の頑張った児童生徒顕彰制度であります。スポーツ、文化活動などの

分野で全国、全道で優秀な成績をおさめた児童生徒を表彰するため、経費として10万円を計上し、相殺したものでございます。

予算書に戻ります。11節需用費でございますが、本年度予算額81万3,000円で前年度対比7万9,000円の減額、12節役務費、本年度予算額29万5,000円、前年度対比で3万8,000円の減額は、いずれも昨年計上しておりました教育委員会広報車の車検整備が終了したことによるものであります。

19節負担金、補助及び交付金でございますが、本年度予算額195万8,000円、前年度対比で58万2,000円の増額で、主な内容は別冊、主要施策6ページの上段をご参照願います。新規事業といたしまして、小学校社会科副読本作成助成で60万計上するものであります。現在の社会科副読本については平成6年改訂で、18年余りが経過し、町内状況も大きく変化しているところから、教員による編集委員会を設置し、町の歴史や上砂川の発祥の福井市鶉地区とのかかわりなどを学ぶため、副読本を作成するものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でありますので省略させていただきます。

続きまして、2項小学校費へ参ります。80ページであります。2項小学校費、1目学校管理費へ参ります。本年度予算額2,078万7,000円、前年度と比較しまして161万2,000円の減額で、財源内訳はすべて一般財源でございます。主な内容についてご説明申し上げます。11節需用費でありますが、本年度予算額909万、前年度比較では176万円の減額で、昨年計上しておりました玄関マットの修繕が終了したことによるものでございます。続きまして、13節委託料でございます。本年度予算額171万9,000円、前年度対比10万2,000円で、主に3年に1回の消防施設保守点検業務の実施年度になったことによる増であります。その他の項目については、おおむね前年度と同様ですので、説明を省略させていただきます。

続きまして、2目教育振興費へ参ります。本年

度予算額765万4,000円、前年度と比較しまして37万6,000円の増額で、財源内訳は国・道支出金が4万4,000円、起債が180万円、一般財源が581万円でございます。主な内容であります。82ページになります。20節扶助費でございますが、本年度予算額352万2,000円、前年度比較では45万2,000円の増額で、これは準要保護の対象児童の増によるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様ですので、説明は省略させていただきます。

続きまして、3項中学校費へ参ります。1目学校管理費、本年度予算額2,495万8,000円、前年度と比較いたしまして306万1,000円の減額で、財源内訳は全額一般財源でございます。主な内容であります。初めに、現英語指導助手が本年8月をもって任期満了に伴い、新たに英語指導助手を任用することから、1節報酬で本年度予算額305万4,000円、前年度と比較して28万8,000円の減額、9節旅費、本年度予算額50万5,000円、前年度対比では45万の増額、84ページにあります19節負担金、補助及び交付金、本年度予算額26万6,000円、前年度対比では19万4,000円の増額です。これらは、いずれも新英語指導助手報酬額の切りかえと帰国旅費、赴任に係る経費の増減によるものでございます。続いて、82ページにまたお戻りください。11節需用費であります。本年度予算額1,062万5,000円、前年度対比で357万円の減額になります。主な内容につきましては、昨年小学校と同様に玄関マットの修繕、それと給食室の床補修が終了したことにより減となるものでございます。13節委託料でございますが、本年度予算額142万6,000円、前年度対比12万8,000円の増で、主に3年に1回の消防設備保守点検業務の実施年度になったことによる増でございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、84ページになります。2目教育振興費へ参ります。本年度予算額670万円、前年度

と比較しまして125万円の減額で、財源内訳は国・道支出金が22万2,000円、起債が100万円、一般財源が547万8,000円でございます。主な内容であります。20節扶助費でございますが、本年度予算額242万円、前年度対比で120万3,000円の減で、これは準要保護と特別支援の対象生徒数の減によるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、4項社会教育費へ参ります。1目社会教育総務費、本年度予算額192万4,000円、前年度と比較しまして3万4,000円の増額で、財源内訳は国・道支出金が56万2,000円、一般財源が136万2,000円でございます。主な内容であります。19節負担金、補助及び交付金でございます。本年度予算額87万8,000円、前年度対比4万円の増額で、町唯一の郷土芸能であります上砂川獅子神楽保存会への衣装整備助成を行うため、今年度郷土芸能保存支援助成金として4万円を給付することにより増となるものでございます。今後も引き続き普及活動や指導者育成などの支援を行っていきたいと考えております。その他の項目につきましては、おおむね前年度同様ですので、説明を省略させていただきます。

続きまして、2目公民館費でございます。本年度予算額465万円、前年度と比較しまして5万5,000円の増額で、財源内訳はその他特定財源が1万円、一般財源が464万円でございます。主な内容であります。86ページをお開き願いたいと思います。8節報償費でございます。本年度予算額14万8,000円、前年度と比較しまして5万円の増額で、これは公民講座でこれまで開講しておりました社交ダンス講座を本年度は子供向けのダンス講座を開講するものであります。講師謝礼が増となるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、3目青少年対策費へ参ります。87

ページをごらんください。本年度予算額106万9,000円、前年度と比較しまして3万7,000円の減額で、財源内訳は一般財源でございます。本予算は、子ども会及び子供に関する行事関係を計上する予算であり、前年とほぼ同様でございますので、説明は省略させていただきます。

4目社会教育施設費でございます。本年度予算額197万8,000円、前年度と比較しまして112万8,000円の増額で、財源内訳は全て一般財源でございます。教育委員会が所管しております趣芸館の管理予算74万5,000円が計上され、前年度とほぼ同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

続きまして、89ページをお開き願います。5項保健体育費、1目保健体育総務費、本年度予算額330万9,000円、前年度と比較しまして1,000円の増額で、財源内訳は全て一般財源でございます。主な内容であります。

11節需用費であります。本年度予算額12万円、前年度と比較しまして3万円の増額で、別冊、主要施策4ページをごらんいただきたいと思えます。フッ化物洗口事業についてであります。現在保育園で行っており、これを継続することで虫歯の予防に効果があることから、本年度小学校でも実施し、児童の虫歯予防を推進する経費で増となるものでございます。また、14節使用料及び賃借料で本年度予算額74万2,000円、前年度と比較しまして2万5,000円の減額で、リフト使用料が児童生徒数の減により減となるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同額でございますので、内容の説明を省略させていただきます。

続きまして、2目体育施設費、本年度予算額821万7,000円、前年度と比較いたしまして41万4,000円の減額で、財源内訳はその他特定財源が61万円、一般財源が760万7,000円でございます。主な項目につきましてご説明いたします。7節賃金でございますが、本年度予算額253万3,000円、前年度と比較いたしまして34万9,000円の増額となり、

13節委託料で本年度予算額365万4,000円、前年度と比較しまして66万3,000円の減額となります。これは、いずれもプール監視員業務を業務委託から賃金に、直接雇用に切りかえるものでございます。続きまして、11節需用費でございますが、本年度予算額187万4,000円、前年度と比較いたしまして100万円の増額で、これは奥沢パークゴルフ場は開設から15年が経過し、18ホール全てがスタート台の高さが低くなったり人工芝が破損していることから、プレーに支障が生じるため、スタート台の修繕として修繕料へ100万円計上したところであります。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同額でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、10款教育費の教育委員会にかかわる説明について終わらせていただきます。以上であります。

○委員長（数馬 尚） 続きまして、飯山企画振興課長。

○企画振興課長（飯山重信） それでは、10款教育費のうち企画振興課所管事項について内容の説明を申し上げます。

87ページをお開き願います。4目社会教育施設費であります。あわせて資料ナンバー13もご参照願います。現在休館中である炭鉱館についてボランティアの協力により開設し、上砂川の歴史とその発展に尽力した先人の功績を子供たちなどに伝え、また町民と行政との協働のまちづくりの具体策として取り組むものであります。開館期間は4月27日から10月の13日まで、土曜日、日曜日及びお盆期間で、時間につきましては午前10時から午後4時までであります。運営方法については、グループ鷹様の協力により管理運営を行うこととしております。

予算書87ページにお戻り願います。炭鉱館の運営に係る経費につきましては、11節需用費で消耗品費や光熱水費などで67万3,000円、88ページ、12節役務費で火災保険料や各種手数料として12万

6,000円、13節委託料で夜間警備業務などで31万3,000円、19節負担金、補助及び交付金で1,000円、合計111万3,000円を予算計上するものであります。

以上、10款教育費のうち企画振興課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 以上で10款教育費の説明が終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

1項教育総務費全般について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、2項小学校費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、3項中学校費全般について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、4項社会教育費、1目社会教育総務費、2目公民館費について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、3目青少年対策費、4目社会教育施設費について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、5項保健体育費全般について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

以上で10款教育費について質疑を終わります。

次、11款災害復旧費、12款公債費、13款職員費、14款予備費に入ります。内容の説明を飯山企画振興課長、米田総務課長に順次求めてまいりたいと思います。初めに、飯山企画振興課長。

○企画振興課長（飯山重信） それでは、11款災害復旧費についてご説明いたします。

92ページをお開き願います。11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目治山施設災害復旧費、本年度1万3,000円、前年度同額で、財源内訳は全額一般財源でございます。ここで計上しています賃金は災害が発生した場合の賃金で、前年度と同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

以上で災害復旧費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 続きまして、米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、94ページをお開きください。公債費につきまして説明いたします。

12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額3億6,474万7,000円、前年度比較で2,944万1,000円の減、財源内訳はその他特定財源が1億1,583万1,000円、一般財源が2億4,891万6,000円となっております。23節償還金、利子及び割引料におきまして、平成元年度から平成22年度借り入れの長期債101件の償還元金で平成4年度借り入れの公住債など4件の償還が終了したことによる減となっております。

2目利子、本年度予算額5,522万5,000円、前年度比較で127万8,000円の減、財源内訳はその他特定財源1,836万9,000円、一般財源3,685万6,000円となっております。23節償還金、利子及び割引料におきまして、平成元年度から平成24年度借り入れの120件の長期債償還利子5,322万5,000円及び

一時借入金利子200万円の計上でございますが、元金同様長期債の償還終了による減となっております。

次に、96ページをお開きください。職員費でございます。13款職員費、1項職員費、1目職員給与費、本年度予算額5億6,542万8,000円で、前年度比較1億4,531万6,000円の増、財源内訳はその他特定財源1億4,978万3,000円、一般財源が4億1,564万5,000円となっております。本目は、職員75名から広域連合への派遣、各特別会計、一般会計のうち公営住宅建設費に計上しております7人分を除きました一般職68人に特別職3人分を含めた71人分の人件費を計上するものでございますが、本年度福祉医療センターの指定管理者制度導入に伴いまして関係する特別会計や予算費目を廃止しましたことにより、本目において医療センター職員19人分を計上しますことから、職員数、予算額が増となっております。2節給料2億7,343万9,000円、前年度比較で6,929万1,000円の増となっております。ただいま申し上げました医療センター職員分の増でございます。また、独自削減でございますが、特別職におきましては町長20%、副町長、教育長15%、また一般職につきましては3%をそれぞれ継続してまいります。3節職員手当等1億3,258万1,000円、前年度比較で3,726万9,000円の増でございます。医療センター職員分の増でございます。4節共済費9,120万7,000円、前年度比較で2,212万9,000円の増となっております。同様に医療センター職員分の増と共済組合の負担率引き上げによるものでございます。19節負担金、補助及び交付金6,820万1,000円、前年度比較で1,662万7,000円の増となっております。同じく医療センター職員分の増と退職手当組合の負担率引き上げによる増でございます。

次に、98ページをお開きください。予備費でございます。14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額300万円で前年度同額、財源は全額一般財源となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 以上で11款災害復旧費、12款公債費、13款職員費、14款予備費の説明が終わりました。

質疑のある方はご発言願いたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

以上で歳出についての審査を終了いたします。

次に、歳入に入りたいと思います。

〔発言する者あり〕

○6番（高橋成和） 歳出のところで先ほど3款の民生費の部分なのですけれども、保育所費、保育所の関係のところなのですけれども、ちょっと審査が飛んでしまったところがあったと思うのです。自分聞きたかったところがあったのです。今回保育所のほうでエアコンを設置するということで70万円予算組んで、それとこの間8日の日に補正予算で小学校と中学校の給食調理室ですか、道からの視察が入って、いろいろ給食調理器具とかそういった備品関係を入れかえなさいという指導があって、結構な予算が組まれていたと思うのです。保育所のほうも同様に道からのそういう抜き打ちの検査みたいのというのはあるのでしょうか、まずそれが1つ聞きたいことと、あそこも結構老朽化している調理室ですので、いろいろと年次更新しているかと思うのですけれども、そういう状況というのをちょっと教えていただければなと思います。よろしく願います。

○委員長（数馬 尚） 西村課長。

○福祉課長（西村英世） 保育所のエアコン設置の関係でございますが、昨年夏が大変暑い夏でございまして、その暑い夏の時期に振興局の保育所の現地監査がございました。その時点で指摘をされてございまして、すぐといったことではないのですが、近いうちにエアコンを設置して適切な温度管理をするようにという指導がございまし

て、それを受けて平成25年度で整備をするものでございます。備品関係の更新につきましては、備品購入費で古いものから順次更新しております。振興局の監査でも特に指摘は受けてございません。

以上でございます。

○6番（高橋成和） ありがとうございます。今聞いたら、すぐにといいことではないみたいなので、安心しました。この間小学校と中学校のほうのお話を聞いたものですから、保育園のほうはどういうふうになっているのかなと思って確認しました。ありがとうございました。

○委員長（数馬 尚） これで歳出終了してよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） それでは、以上で歳出についての審査を終了いたします。

それでは次、歳入に入ります。歳入全般について内容の説明を求めます。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、歳入につきまして一括説明をいたします。前年度と比較をしまして増減の大きいものについての説明とさせていただきますと存じますので、ご了承お願いいたします。

16ページをお開き願います。初めに、町税、町民税でございます。1目個人、本年度予算額6,320万6,000円、前年度比較で212万4,000円の増額となっております。所得割額の増によるものでございます。

2目法人、本年度予算額746万4,000円、前年度比較で154万7,000円の減額となっております。誘致企業等の均等割、法人税割の減が主な要因でございます。

固定資産税でございます。1目固定資産税、本年度予算額5,076万7,000円、前年度比較382万1,000円の増額は、主に会社マイクログラフの償却資産の増によるものでございます。

軽自動車税、1目軽自動車税、600万7,000円、

前年度比較で12万3,000円の増額で、自家用の車両台数の増が主なものでございます。

町たばこ税、1目町たばこ税、本年度予算額2,330万1,000円、前年度比較308万1,000円の増額で、税率が一般銘柄で約0.6円、旧3級銘柄で約0.3円、それぞれ上がったことによるものでございます。

18ページをお開きいただきたいと思います。地方消費税交付金、本年度予算額3,300万円、前年度比較300万円の減額で、地方特例交付金、本年度予算額10万円、前年度比較90万円の減額は、それぞれ前年度交付額勘案による計上でございます。

次に、地方交付税でございます。1目地方交付税、本年度予算額15億2,320万円、前年度比較8,320万円の増で、地方財政計画に基づきます交付実績の勘案と公債費の償還終了による減額などの見込みを含め、普通交付税におきまして前年度比較3,020万円増の13億5,020万円、特別交付税で前年度比較5,300万円増の1億7,300万円を見込むものでございます。

次に、分担金及び負担金、負担金でございます。1目民生費負担金、本年度予算額1,071万6,000円、前年度比較34万5,000円の減で、1節社会福祉費負担金で老人施設入所負担金の減によるものであります。

19ページへ参りまして、使用料及び手数料、使用料でございますが、1目総務使用料、本年度予算額1万円、前年度比較39万円の減、3つほど飛びまして、5目教育使用料、本年度予算額62万円、前年度比較39万円の減につきましては、それぞれ町民センター、体育センターの大規模改修事業に伴います閉館に係る使用料の減によるものでございます。

1つ戻りまして、4目土木使用料、本年度予算額1億7,536万7,000円、前年度比較447万円の増で、2節住宅使用料におきまして東町の住宅再編の転居等に伴う公営、改良住宅等の使用料の増加によるものでございます。

20ページをお開きください。国庫支出金、国庫負担金でございます。1目民生費負担金、本年度予算額1億2,773万2,000円、前年度比較で1,633万2,000円の増額となっております。1節社会福祉費負担金で障害者自立支援法に基づきます該当者の増加等によるものでございます。

国庫補助金、1目総務費補助金、本年度予算額6,990万円、前年度比較6,874万円の増額は、町民センター・体育センター耐震補強事業の本工事に係る補助金の計上によるものでございます。

4目土木費補助金、本年度予算額412万9,000円、前年度比較204万1,000円の減額は、1節公営住宅建設費補助金で前年度実施しました鶉若葉台公営住宅水洗化事業の補助対象事業費の減によるものでございます。

21ページへ参りまして、道支出金、道負担金でございます。1目民生費負担金、本年度予算額7,362万4,000円、前年度比較で894万7,000円の増額となっております。1節社会福祉費負担金におきまして国庫支出金と同様障害者自立支援費が増となったことによるものでございます。

次に、道補助金でございます。22ページをお開き願います。3目衛生費補助金、本年度予算額37万2,000円、前年度比較178万1,000円の減額で、前年度まで補助がございました子宮頸がん等ワクチン接種費用助成事業が普通交付税に算入されることにより補助が廃止されるため、減となるものでございます。

4目商工費補助金、本年度予算額633万7,000円、前年度比較381万9,000円の増額で、国の緊急雇用創出推進事業を活用した特産品の開発研究調査事業費の増によるものでございます。

労働費補助金につきましては、昨年まで計上しておりました国の緊急雇用創出推進事業を今年度は商工費補助金で計上したことにより、廃目となるものでございます。

また、農林水産業費補助金につきましては、昨年まで実施をしておりました美しい森林づくり基

盤整備事業が終了となりますことから、廃目とするものでございます。

続きまして、道委託金でございます。1目総務費委託金、本年度予算額904万1,000円、前年度比較474万5,000円の増額で、本年7月に実施の参議院議員選挙費委託金の増によるものでございます。

23ページへ参りまして、財産収入、財産運用収入でございます。1目財産貸付収入、本年度予算額4,499万9,000円、前年度比較2,532万5,000円の増額は、福祉医療センターの指定管理者制度導入に伴う建物貸付収入の増によるものでございます。

次に、繰入金、基金繰入金でございます。1目基金繰入金、本年度予算額250万円、前年度比較130万円の増額は、図書等の充実を図るために、北門信用金庫から受けた寄附金を地域振興基金より繰り入れするものでございます。

24ページをお開き願います。諸収入であります。延滞金、加算金及び過料と町預金利子は前年度同額でございます。

貸付金元利収入の1目中小企業融資資金と2目商店街近代化特別融資につきましては、歳出同額の計上でございます。

次に、雑入でございます。5目雑入、本年度予算額1億3,888万円、前年度比較8,363万2,000円の減で、減額の主な要因は福祉医療センターの指定管理者制度による介護サービス収入の減と医療センター職員の人件費の負担金との相殺によるものでございます。

最後になりますが、町債でございます。1目総務債、本年度予算額3億7,000万円、前年度比較2億1,850万円の増額は、町民センター・体育センター耐震補強・大規模改修事業に要する過疎対策事業債の増が主な要因でございます。

2目土木債、本年度予算額650万円、前年度比較110万円の増額は、鶉若葉台公営住宅の水洗化事業に係る公営住宅債の増によるものでございま

す。

以上を申し上げ、歳入の説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 以上で歳入の説明が終わりました。

歳入全般について質疑を受けたいと思います。ページ数と項目を述べてからご発言いただきたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

以上で歳入についての審査を終了いたします。

ここで歳出歳入全般について質疑を受けたいと思います。ございましたら発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

これより議案第21号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 平成25年度上砂川町一般会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎散会の宣告

○委員長（数馬 尚） 以上で一般会計予算の審査が終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

なお、18日は午前10時から委員会を再開いたしますので、ご出席方よろしく願います。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 1時34分）

予 算 特 別 委 員 会

(第 2 号)

平成25年第1回定例会予算特別委員会会議録（第2号）

3月18日（月曜日）午前10時00分 開 議
午前10時33分 閉 会

○議事日程 第2号

議案第22号 平成25年度上砂川町国民健康
保険特別会計（事業勘定）予算

議案第23号 平成25年度上砂川町後期高
齢者医療特別会計予算

議案第24号 平成25年度上砂川町土地取
得事業特別会計予算

議案第25号 平成25年度上砂川町下水道
事業特別会計予算

議案第26号 平成25年度上砂川町水道事
業会計予算

◎開議の宣告

○委員長（数馬 尚） おはようございます。ただいまの出席委員は、大内委員から欠席の届け出がありましたので、7名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎議案第22号

○委員長（数馬 尚） それでは、ただいまから付託案件の審査に入ります。

議案第22号 平成25年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。渡辺住民課長。

○住民課長（渡辺修一） それでは、平成25年度国民健康保険特別会計予算についてご説明をいたします。

初めに、歳出からまいります。118ページをお

開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額1億145万2,000円、前年度比較8,303万6,000円の減で、財源内訳はその他特定財源3,516万9,000円、一般財源は6,628万3,000円でございます。12節役務費30万4,000円の増につきましては、被保険者証の切りかえ用郵便料でございます。19節負担金、補助及び交付金は、前年度比較8,334万円減の1億109万8,000円の計上でございますが、空知中部広域連合に支払います分賦金のうち医療給付事業負担金につきましては、平成23年度の65歳以上の医療費にかかる精算還付金が多額に交付されることや入院患者等の医療費が減少に転じていることによるものでございます。

次に、2項徴税費、1目賦課徴収費、本年度予算額95万1,000円、前年度同額で、財源は全てその他特定財源でございます。前年度と同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

次の2款諸支出金、3款予備費、いずれも前年度同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入にまいります。戻りまして116ページをお開き願います。2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額6,045万6,000円、前年度比較521万3,000円の減でございますが、後期高齢者医療制度への移行と定数増に伴い、被保険者数の減と所得の減少によるものでございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額596万5,000円、前年度比較234万5,000円減につきましては、国保加入後に厚生年金や各種共済

年金などの年金を受けられるようになった被保険者が一般被保険者から退職被保険者に移行したことによる減でございます。

保険税全体では、前年度比較755万8,000円減の6,642万1,000円を計上するものでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料は、前年度同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額3,612万円、前年度比較1,827万8,000円の減でございます。一般会計繰入金につきましては、低所得者の保険税軽減に伴います減収補填分として保険基盤安定分2,441万3,000円、低所得者や高齢者が多いことでの財政安定化支援分1,170万7,000円を計上しております。

基金繰入金は廃目で、前年度比較5,720万円の減となっております。

4款諸収入につきましては、前年度同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。川岸委員。

○2番（川岸清彦） 本当に勉強不足で申しわけないのですが、これと関係ないのですが、生活保護費に関してちょっとお聞きしたいのですが、生活保護費の面で財政の件で全然、きのうもずっと見ていたのですが、内容がないのです。これは、空知総合振興局か道のほうの監修なのですか、生活保護費に関しては、ちょっとお答えしてほしいのですが。

○副町長（奥山光一） 生活保護費の関係予算が一般会計及び国保も含めて予算計上されていないのだけれどもというご質問でよろしいでしょうか。

○2番（川岸清彦） はい、そうです。

○副町長（奥山光一） 生活保護費につきましては、町村にありましては各都道府県が行うという形になっております。したがって、市の場合は社会福祉事務所等を設けながら国、道からの支出金をいただき、それぞれ予算計上をするところですが、町村の場合につきましては道が全て対応してありまして、道のケースワーカーが生活保護、窓口は町になっておりますけれども、道がやっているということで、町の予算の中では一般会計も含めまして生活保護費についての予算計上はされていないということでございます。

○2番（川岸清彦） わかりました。ありがとうございます。

それで、ちょっとお願いしたいことあるのですが、今回生活保護費の減額ということで政府のほうから打ち出されていると思うのです。それで、一般の全部上砂川の1戸1戸やってくれということになると個人情報の保護に関して法律にふえることにもなるので、大体大まかで結構ですので、40代、50代がどのような減額になりますよと、そういうような形で大まかなあれで結構ですので、例えば4人世帯で幾らぐらいの減額になりましたとか、そういう報告で結構ですので。結局私らの党として何とか生活保護減額ということに対して反対しているのです。だから……

○委員長（数馬 尚） 川岸委員、その件に関してはこれと直接関係ありませんので、後日担当と調整の上、しかるべき回答を得てください。ここではちょっと論点から外れていますので。

○2番（川岸清彦） 申しわけありませんでした。

○委員長（数馬 尚） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第22号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号 平成25年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第23号

○委員長（数馬 尚） 次、議案第23号 平成25年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。渡辺住民課長。

○住民課長（渡辺修一） それでは、平成25年度後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

初めに、歳出からまいります。126ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額43万4,000円、前年度比較32万8,000円の増で、財源内訳は全てその他特定財源でございます。12節役務費、郵便料32万9,000円は、被保険者証の更新によるものでございます。

2項徴収費、1目徴収費、本年度予算額88万4,000円、財源内訳は全てその他特定財源でございます。前年度と同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額8,000万8,000円、前年度比較27万9,000円の増で、財源内訳はその

他特定財源2,027万1,000円、一般財源5,973万7,000円でございます。19節負担金、補助及び交付金につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金で、保険料等の負担金は医療給付に係るもので、前年度対比102万1,000円の増の7,776万2,000円の計上でございます。事務費負担金につきましては、昨年事務処理システム等の機器の更新がありましたので、74万2,000円減の224万6,000円を計上するものでございます。

次に、127ページでございますけれども、3款諸支出金と4款予備費につきましては、前年度同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入にまいります。戻りまして124ページをお開き願いたいと思います。2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、本年度予算額4,181万3,000円、前年度比較23万4,000円の増でございます。

2目普通徴収保険料1,801万9,000円の計上で、前年度比較10万円の増でございます。

保険税全体では5,983万2,000円の計上で、前年度比較33万4,000円の増であります。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度予算額1,000円の計上で、前年度予算と同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

3款広域連合支出金、1項広域連合支出金、1目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、本年度予算額6万円の計上で、前年度予算と同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、本年度予算額360万円、前年度比較41万4,000円の減は、北海道広域連合への事務負担金の軽減によるものでございます。

2目保険基盤安定繰入金、本年度予算額1,792万9,000円、前年度比較68万7,000円の増につきましては、保険税の低所得者軽減に伴う減収分の補填をするもので、繰入金全体では27万3,000円増

の2,152万9,000円を繰り入れし、収支の均衡を図るものでございます。

5款諸収入につきましては、前年度と同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第23号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号 平成25年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第24号

○委員長（数馬 尚） 次、議案第24号 平成25年度上砂川町土地取得事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、平成25年度

土地取得事業特別会計につきましてご説明いたします。

131ページをごらんください。歳出から説明いたします。1款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額341万円、前年度比較3万3,000円の増で、財源内訳は全てその他特定財源となっております。23節償還金、利子及び割引料341万円は、平成8年度に借入れをしました本町地区炭鉱跡地購入の長期債償還元金でございます。

2目利子、本年度予算額32万円、前年度比較3万4,000円の減、財源内訳は全てその他特定財源でございます。23節償還金、利子及び割引料32万円は、元金同様1件分の長期債償還利子でございます。

次に、歳入でございます。1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額373万円、前年度比較で1,000円の減、歳出同額を一般会計繰入金をもちまして収支の均衡を図るものでございます。

以上で土地取得事業特別会計につきまして説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第24号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号 平成25年度上砂川町土地取得事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第25号

○委員長（数馬 尚） 次、議案第25号 平成25年度上砂川町下水道事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。佐藤技師長。

○企画振興課技師長（佐藤康弘） それでは、平成25年度下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

歳出からご説明申し上げますので、138ページをお開き願います。1款下水道費、1項下水道整備費、1目総務管理費、本年度予算額1,135万2,000円、前年度比較71万2,000円の増となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。主なものについてご説明申し上げます。19節負担金、補助及び交付金768万1,000円の計上で前年度比較12万5,000円の増は、流域下水道組合の共同負担金の増によるものでございます。27節公課費315万4,000円の計上で前年度比較58万7,000円の増は、国庫補助事業の減により納付すべき消費税が増額となるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、2目下水道建設費、本年度予算額1,420万円、前年度比較1,640万1,000円の減となっております。財源内訳は、起債330万円、その他特定財源1,090万円となっております。139ページ、15節工事請負費、本年度予算額100万円、前年度比較1,060万円の減は、平成24年度をもって認可処理区域内の污水管整備が完了したことによるものでございます。19節負担金、補助及び交付金459万1,000円の計上で186万2,000円の減は、石狩川流域下水道事業建設負担金として奈井江浄化センター等の整備にかかわります経費として計上するものでございます。そのほかにつきましては、お

おむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

2項下水道維持費、1目維持管理費、本年度予算額447万4,000円、前年度比較34万2,000円の増となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。11節需用費210万円の計上で46万円の増は、マンホールポンプの設置箇所数がふえたことによる清掃費の増でございます。

次のページをお開き願います。2款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額9,612万2,000円、前年度比較36万8,000円の減となっております。財源内訳は、起債4,420万円、その他特定財源5,192万2,000円でございます。平成13年度借入れの特例債償還が終了したための起債償還元金の減によるものでございます。

2目利子、本年度予算額2,468万2,000円、前年度比較160万1,000円の減となっております。財源内訳は、その他特定財源1,004万8,000円、一般財源1,463万4,000円で、平成8年度から平成24年度までの起債借入れに係ります107件分を計上するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、137ページをお開き願います。1款分担金及び負担金、1項受益者分担金、1目受益者分担金、本年度予算額248万5,000円、前年度比較162万7,000円の減となっており、公営住宅で前年度より92戸減の136戸と一般住宅で1戸減の2戸分の合計138戸分を計上するものでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、本年度予算額3,055万8,000円、前年度比較104万1,000円の増となっておりますが、公的住宅、一般住宅を合わせ、前年度より30戸増の1,128戸分を計上するものでございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額7,038万5,000円、前年度比較147万円の増は、受益者分担金収入等の減によるもので、収支不足額を一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図るものでございます。

4 款諸収入につきましては、前年同額により、説明を省略させていただきます。

5 款町債、1 項町債、1 目下水道事業債、本年度予算額4,750万円、前年度比較1,140万円の減となっております。1 節流域下水道事業債330万円の計上で前年度比較180万円の減は、処理場等建設負担金事業分の減によるもので、2 節資本費平準化債4,420万円の計上で前年度比較460万円の減は、元金に対する減価償却相当額が減ったことによるものでございます。なお、事業の完了により、特定環境保全公共下水道事業債は前年度比較500万円の減となっております。

国庫補助金、下水道事業費補助金、前年度比較680万円の減は、事業の完了により廃目とするものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第25号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号 平成25年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第26号

○委員長（数馬 尚） 次、議案第26号 平成25年度上砂川町水道事業会計予算について議題いたします。

内容の説明を求めます。佐藤技師長。

○企画振興課技師長（佐藤康弘） それでは、平成25年度水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

収益的支出からご説明申し上げますので、157ページをお開き願います。収益的支出、1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、本年度予算額1,724万1,000円、前年度比較40万5,000円の減となっております。主なものについてご説明申し上げます。委託料131万5,000円の計上で前年度比較91万9,000円の減は、浄水場のガラス清掃業務と配水池排泥作業等が隔年での休止の年に当たることによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次のページをお開き願います。2 目配水及び給水費、本年度予算額928万9,000円、前年度比較525万6,000円の減となっております。委託料100万3,000円の計上で前年度比較73万9,000円の増は、排水本管排泥作業が隔年による実施の年に当たることによるもので、修繕費710万円の計上で前年度比較600万円の減は、検満量水器の取りかえ個数の減によるものでございます。

3 目業務費、本年度予算額149万2,000円、前年度比較5万3,000円の減となっておりますが、検針業務委託の件数の減によるもので、本年度は100件減の2,000件を見込み、計上しております。

4 目総係費、本年度予算額2,494万5,000円、前年度比較27万7,000円の増となっております。人件費等は職員2名と嘱託員1名分として2,127万

8,000円の計上で、前年度比較59万8,000円の増は人事異動等によるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

5目減価償却費、本年度予算額4,863万6,000円、前年度比較516万4,000円の減となっておりますが、簡易水道等施設整備事業に伴う償却資産の減によるものでございます。

6目資産減耗費、本年度予算額353万6,000円、前年度比較277万6,000円の増は、更新事業に伴う固定資産の除却が生じたことによるものでございます。

次のページ、160ページをお開きください。2項営業外費用、1目支払い利息及び企業債取扱費、本年度予算額4,111万5,000円、前年度比較303万3,000円の減は、償還利息の減少によるもので、本年度は昭和58年度から平成24年度までの借り入れに係ります企業債26件分3,961万5,000円を計上するものでございます。

2目雑支出、本年度予算額69万2,000円、前年度比較8万9,000円の増は、料金の不納欠損で16件分を計上するものでございます。

3目消費税及び地方消費税、本年度予算額318万2,000円、前年度比較55万7,000円の減は、建設改良事業費の控除対象消費税が生じることと料金収入が減少しているため納付すべき消費税が減となるものでございます。

次に、収益的収入のご説明をいたしますので、156ページをお開き願います。収益的収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度予算額9,336万7,000円、前年度比較1,754万2,000円の減で計上しております。内訳は、家事用が前年度比較70万4,000円減の6,546万4,000円を計上し、このうち一般分として50件減の1,410件、福祉料金該当分として10件増の400件、合計1,810件を見込んでおります。業務用は5件減の100件と使用水量の減少を見込み、前年度比較1,970万8,000円減の2,346万6,000円を計上しております。

2目その他の営業収益は、前年同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

次に、2項営業外収益、1目受取利息及び配当金2万円と4目雑収益5万円は、前年同額を計上しております。

3目他会計負担金、本年度予算額163万9,000円、前年度比較1万5,000円の減は、下水道会計からの使用料等賦課徴収事務の委託負担金で、事務費の減少によるものでございます。

2目繰入金は、収支不足補填のための一般会計からの繰入金で、本年度予算額5,502万円、前年度比較623万1,000円の増で計上しておりますが、資産減耗費などの増加や給水収益の減少によるものでございます。

次に、資本的支出についてご説明いたしますので、162ページをお開き願います。1款資本的支出、1項企業債償還金、1目企業債償還金、本年度予算額8,024万円、前年度比較581万7,000円の増は、償還元金の増によるもので、昭和58年度から平成22年度までの企業債20件分を計上するものでございます。

2項建設改良費、1目簡易水道等施設整備事業費、本年度予算額7,050万円、前年度比較44万円の増は、建設改良費の増によるものでございます。1節工事請負費6,550万円の内訳は、前年に引き続き浄水施設の電気計装、機械設備の更新工事として急速ろ過池と水質センサー設備等の更新、整備を行いますとともに、資料ナンバー14に記載をしておりますが、老朽化が著しい緑が丘地区の配水管布設がえ225メートルの更新に係る費用として計上いたしますとともに、2節委託料は次年度以降の配水管布設がえに係ります実施設計及び測量調査費として500万円を計上するものでございます。

最後に、資本的収入についてご説明申し上げますので、161ページをお開き願います。1款資本的収入、2項企業債、1目企業債、本年度予算額5,460万円、前年度比較860万円の増、3項国庫補

助金、1目国庫補助金として1,524万6,000円、前年度比較544万6,000円の減は建設改良費の増によるもので、4項他会計補助金、1目他会計補助金として本年度額65万4,000円、前年度比較271万4,000円の減は単独事業費の減によるものでございます。

また、1項出資金、1目負担区分に基づかない出資金、本年度予算額2,806万9,000円、前年度比較820万5,000円の増は、企業債償還元金8,024万円のうち内部留保資金にて補填し、さらに不足する額を一般会計出資金として補填を受けるものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第26号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号 平成25年度上砂川町水道事業会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

この際でございますので、全体を通じて何かご

ざいませんか。特別会計全般にわたって質疑を受けたいと思いますが、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

◎閉会の宣告

○委員長（数馬 尚） 以上をもちまして本予算特別委員会に付託になりました議案の審査が全て終了いたしました。

全議案が原案のとおり可決されましたので、その旨本会議において報告いたします。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員各位のご協力に心から感謝申し上げ、大変お疲れさまでしたということで終わりたいと思います。ありがとうございました。

（閉会 午前10時33分）

出席議員

議席 番号	氏 名	1 定				予 特	
		3. 8	3. 11	3. 14	3. 19	3. 15	3. 18
1	伊 藤 充 章	○	○	○	○	○	○
2	川 岸 清 彦	○	○	○	○	○	○
3	吉 川 洋	○	○	○	○	○	○
4	齋 藤 勝 男	○	○	○	○	○	○
5	数 馬 尚	○	○	○	○	○	○
6	高 橋 成 和	○	○	○	○	○	○
7	横 溝 一 成	○	○	○	○	○	○
8	大 内 兆 春	○	○	○	○	○	×
9	堀 内 哲 夫	○	○	○	○	○	—

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	1 定				予 特	
		3. 8	3.11	3.14	3.19	3.15	3.18
町 長	貝 田 喜 雄	○	○	○	○	○	○
副 町 長	奥 山 光 一	○	○	○	○	○	○
教 育 長	林 智 明	○	○	○	○	○	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○	○	○	○	—	—
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○	○	○	—	—
議 会 事 務 局 長	中 島 隆 行	○	○	○	○	○	○
監 査 事 務 局 長							
総 務 課 長	米 田 淳 一	○	○	○	○	○	○
企 画 振 興 課 長	飯 山 重 信	○	○	○	○	○	○
住 民 課 長	渡 辺 修 一	○	○	○	○	○	○
福 祉 課 長	西 村 英 世	○	○	○	○	○	○
税 務 出 納 課 長	永 井 孝 一	○	○	○	○	○	○
税 務 出 納 課 参 事	前 田 厚	—	—	—	—	○	○
教 育 次 長	是 洞 春 輝	○	○	○	○	○	○
福 祉 医 療 セ ン タ ー 参 事	清 野 勝 吉	×	×	×	×	—	—
福 祉 医 療 セ ン タ ー 参 事	高 橋 良	○	○	○	○	○	—
企 画 振 興 課 技 師 長	佐 藤 康 弘	○	○	○	○	○	○
財 務 係 長	浅 利 基 行	—	—	—	—	○	○
水 道 係 長	西 井 洋 一	—	—	—	—	—	○
医 療 保 険 係 長	竹 内 雄 二	—	—	—	—	—	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	1 定				予 特	
		3. 8	3.11	3.14	3.19	3.15	3.18
議 会 事 務 局 長	中 島 隆 行	○	○	○	○	○	○
書 記	三 上 美 知 子	○	○	○	○	○	○